

〔表紙〕

家久公 年間不詳

附  
錄  
舊  
記  
雜  
錄  
卷  
十  
八

441

〔御文庫拾八番箱三拾壹卷中〕

猶く拙者も春已來上方ニ罷在、此程罷下候、自然者  
於此地ニ相應之御用等候者、可被仰付候、以上、  
態令啓上候、仍爰許方其地へ走參候じゆわん・てこうす  
たと申南蠻人之儀ニ付、當春此方方以書狀申入候處ニ、  
被成御穿鑿、其所ニ御預置候由、預御報候、於此地ニ改

442

〔御文庫拾八番箱卅一卷中〕「家久公御譜年間不知ニ在リ」

申儀共御座候間、此者共ニ右南蠻人御渡被成可被遣候、  
爲其申入候、恐惶謹言、

七月廿一日

長谷川權六○〔花押〕  
シレシ〔判〕

伊勢兵部少輔様

三原諸右衛門様

町田圖書頭様

人々御中

〔家久公御譜中年間不知ニ在リ〕

猶く能様御馳走頼入申候、以上、

其元御無事ニ候哉、委細以先便申候、可相届申候、仍穴  
澤長刀兵法之儀、爰元何も御存知之事候、福嶋殿なども  
御執心之由候、然者、穴澤左近其元へ被罷下候、少將様  
へ御禮申上度之由候、可然候様、御取成候て可被遣候、  
彼仁此前◎〔關字〕御家門様被懸御目、伺公被申候間、拙者も無  
如在ニ付、如此候、猶追而可申候間、不能詳候、恐く謹

言、

十一月五日

(伊勢貞知)  
友杖齋  
如(判) (花押)

兵部少輔殿

御宿所

443

「御文庫拾八番箱三拾卷中」 「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

去六月廿八日之芳翰 [ ] 八月廿二日到來、具得其意候、

仍伴賢口事篇之儀ニ付、三司官へ細碎遂熟談、諸人之以  
目安申上候、委者彼玄也口上可申達候、隨而伴賢御糺明  
之刻、王位日本之代なり迷惑之由、阿波根へ御物語被成  
候由申候哉、ケ様なる儀ハ有間敷ト存候、其故ハ、先年  
於魔府御神文被成候、 [ ] 我等茂可爲虚言ト存候、雖然、  
爲念之致言上候處、左様之事ハ曾以不被成御意候、尤以  
御直書御理可被申達旨、雖有之、拙子委可申達由候間、  
御納得被成候、右之通被思召分候由、可爲本懷候、恐惶  
不宣、

佐鋪王子

十月朔日

町田勝兵衛尉殿

比志嶋紀伊守殿

伊勢兵部少輔殿

參御報

444

「御文庫拾八番箱三拾卷中」 「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

已上

一書申入候、仍筑後へ遣置候もの、唯今辰之刻罷歸候、  
上使御事、去二日ニ柳河へ被成御着、三日ニ者、高瀬迄  
御着之由申候、今日者佐敷邊迄可有御着かと申候、先以  
日出度申候、明日者必此地へ可有御着候、爲御存申入候、  
猶追々可得御意候、恐惶謹言、

十月六日

柁山美濃守

久(判) (花押)  
久高也

比志嶋紀伊守殿

伊勢兵部少輔殿

喜入攝津守殿

御宿所

[ ] (判) (花押)

喜入攝津守殿

伊勢兵部少輔殿

比志嶋紀伊守殿

久高

椀山美濃守

445

「御文庫拾八番箱三拾卷中」 「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

一書令啓上候、今日者陸奥守様於御前御仕合能御座候而、目出度奉存候、先刻者御尋之由、過分至極ニ候、隨而可

然者無御座候へ共、栗毛馬一疋御小姓衆ニ御のせ候様ニと存、進上仕候、能様ニ御披露奉憑候、恐惶謹言、

六月二日

重信判 花押

安藤對馬守

重信

伊勢兵部少輔殿

446

「御文庫拾八番箱三拾卷中」 「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

越中守爲御見廻、御使者被指越ニ付、御書頂戴并緇子ニ

拜領、忝奉存候、越中守江戸被罷下ニ付、去十四日上洛被申候、下國之刻具ニ可申聞候、尙御使者へ申合候、此等之通宜預御披露候、恐々謹言、

五月廿二日

加々山隼人正判 花押  
興良判

伊勢兵部少輔殿

447

「公卷中」

邀而呈愚翰候、然者、去年唐船不致歸朝、心遣候之處、

今年五月下旬ニ二艘共歸帆仕、目出度令存候、就其、此  
前五年ニ一度之進貢御座候處、種々致懇望、三年二度進貢ニ罷成候之由、今度申來候、是又珍重不過之候、猶期

後喜候、恐惶謹言、

六月朔日

琉球國司  
尙豐判 花押

御老中衆

▽◎ 御老中衆

尙豐

琉球國司  
△

「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

448 「御文庫拾八番箱三拾壹卷中」 「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

畏言上候、 抑爲御立願 太神官千日參詣被仰下候、 則

銀子三百目到來候、 早々以吉日良辰可相始候、 別於 神

前御武運長久、 御國家安泰之御祈念、 連日不可有懈怠候、

此等之趣宜預御披露候、 恐惶謹言、

卯月吉日 元門判 花押

進上 嶋津圖書頭殿

449 「公卷中」

去歲仲冬之關字御狀、 當卯月謹而致拜見候、 然者、 唐船之

儀雖着岸候、 從大明如御方便船之由にて罷通候故、 何御

用物等無之事、 御殘多儀候、 將又爲御方物、 宇治茶一壺、

炭二箱拜領仕候、 誠每度如斯之關字御高恩、 難謝奉存候、

此等之旨宜預御披露候、 恐々謹言、

孟秋九日 朝昌判 花押

御老中衆 御披露

▽◎ 御老中衆 中城王子

朝昌 △

「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

450 「御文庫拾八番箱三拾壹卷中」 「家久公御譜中年間不知ニ有之」

陽春之御吉祥、 愉悅萬幸、 逐日猶更不可有盡期候、 仍其

以來者絕書音、 頗背本意候、 弥背安泰之由、 大慶令存候、

次者雖不玆候、 金之花入一箇致進獻之候、 聊補寸志計候、

至悅至禱、 恐惶謹言、

正月十五日 中山王尙豐判 花押

喜入攝津守殿 參人々御中

451

「全卷中」

▽◎以上△

内々從是以使者可申入旨相存候砌、得好便候間、令啓上候、先々御新調之太元明王像三幅、則遂開眼供養進上候、次御祈念抽精誠、御守ニ進覽候、此等之趣宜預御披露候、恐惶謹言、

三月十日

密嚴院

堯政◎(花押)

寶珠院法印御房

三原諸右衛門尉殿

御披露

「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

452

「御文庫拾八番箱三拾壹卷中」 「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

舊冬◎(關字)御使節下着之砌、◎(關字)御書被成下、謹而以拜誦候、

殊爲御祝儀青銅三百貫慥奉頂戴候、仍其憚雖不少候、薄蕉布拾端致進上候、誠表御祝儀計候、宜預御披露候、恐惶謹言、

惶謹言、

孟夏廿八日

圓覺寺

周航◎(花押)

伊勢兵部少輔殿

比志嶋紀伊守殿

453

「全卷中」

態呈一輪候、然者、金武王子倉卒差上、當邦之儀所述素懷之、每篇各以御分別事、能可相述之樣ニ可被加御哀憐之儀、偏所仰候、細碎之段者、讓于金武王子演說、令省略候、恐惶謹言、

二月九日

中山尙豐◎(花押)

伊勢兵部少輔殿

喜入攝津守殿

嶋津下野守殿

人々御中

「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

454

「御文庫拾七番箱廿卷中」

猶く、公方様西之丸へ來月十一日ニ御移被成候之旨

ニ御座候、併相違可申義不存候、以上

爲改年御祝儀と、尊書、殊更御小袖壹重、被懸御意候、

過分至極奉存候、誠以御吉事目出度奉存候、隨而、公方

様日光御社參被成、御祭禮之様子、殘所も無御座、御

機嫌能去廿一日ニ被成<sup>①</sup>還御候條、御心安可被思召候、

御祭禮之次第寫進上仕候、就中、又八郎様御息災御座被

成候、此等之趣、可然様御取成所仰候、猶嶋津下野守殿

可被仰上候、恐く謹言、

卯月廿六日

牧野清兵衛<sup>①</sup>〔花押〕

〔判〕

伊勢兵

455

〔御文庫拾七番箱二十一卷中〕

禁中江爲御進上

一唐之矢三拾箱ニ入

一唐之羯鼓一箱ニ入

一麝香二斤箱ニ入

右三色、從御家門被成御上候、則女房奉書參候間、進

上仕候、將又爲關白宣下之御祝儀、御家門江御太刀一

腰、御馬代銀子拾枚披露仕候、珍重ニ思食候通、自拙

者方可申入旨候、右之段可然様ニ可被仰上候、恐く謹

言、

正月十二日

進藤修理進

長<sup>①</sup>〔判〕

シレス

桂山城守殿

456

〔御文庫拾七番箱廿卷中〕

以上

其後者不得御意候、然者、大御所様大坂御成近日ときこ

え申候間、大炊殿へ被爲得御内語、明日時分薩摩守様御

登城可然と存候、御次而之刻、能様ニ被仰上可被下候、

恐く謹言、

七月廿二日

白元<sup>①</sup>〔判〕

〔御文庫拾七番箱二十卷中〕

尙々此心經 薩摩守様へ被成御披露可被下候、將又



伊勢兵部様

人々御中

永井弥右衛門

白元

六月十三日

白元〔判〕<sup>◎</sup>〔關字〕

先刻從 薩摩様預貴札候之所ニ、御番故御報不申上候、  
薩摩様御氣色之儀、渡邊半四郎念比ニ被申上候ニ付、重  
而爲 御上使井上主計頭被遣候、不及申候へ共、御養性  
無御油斷様ニ、可被仰上候、恐々謹言、

〔御文庫拾七番箱廿卷中〕



伊勢兵部様

まいる

永井弥右衛門尉

白元

猶を以先程ハ早々申承候、いか様重而參、緩々可得  
御意候、以上、

〔御文庫拾七番箱十六卷中〕

御書謹而頂戴仕候、仍從小林殿之書狀懸御目候付而、<sup>◎</sup>〔關字〕  
詔之旨奉得其意候、委奥州様へ申上候て、此方御談合之  
様子、從是可申上候、道與之書狀も昨日可致進上候處、  
失念仕候間、只今進上<sup>◎</sup>〔甲〕候、此狀ニも別ニ相替事も無御  
座候、内膳口上ニも同前之御事候、將又昨日五嶋殿能被  
遊候、<sup>〔本マ、〕</sup>殊外之けいこ有たる藝とハみえ申候へとも、御手

五明拾本御私へ進覽、表御祝儀計候、以上、

昨日者預御使節、殊更御恩賜之段、忝奉存候、仍明日者  
御歸國之旨承候、御適悅令察候、隨而爲船中御守、此心  
經壹卷進獻候、弘法大師御眞筆御座候、可被成御信仰候、  
尙來年御上洛之時可申上候、此由可得御意候、恐惶謹言、

八月廿一日

密嚴院

堯政<sup>◎</sup>〔花押〕〔判〕

伊勢兵部少輔殿

御披露

〔元和五年比カ〕

前之儀ハ書中ニ難申上候、今日我等所へ振舞申候、從

龍伯様比紀伊迄御内〔談〕御座候て、明日如國府被參候、

此由可預御披露候、恐々謹言、

五月廿三日

伊勢兵部少輔〔花押〕

貞昌〔判〕

曾木五兵衛尉殿

〔本文書ハ「旧記雜錄附録」四一五号文書ト同文ナリ〕

460 「御文庫拾七番箱拾七卷中」

「口切ル、」

□先便之刻□

御守御札御下候之間、只今不成御返

事候、爲拙者能々可申入之由御意候、仍御上洛之儀御延

引之様、御沙汰御座候、於事實者、尤珍重奉存候、公

方様當年者無御上洛由申候、爰元相替儀無御座候、於此

方御用可被仰付候様ニ、連々御取成頼申候、猶御使可被

申入候、恐々謹言、

〔伊勢貞知〕

友枕齋

三月廿一日

「宛キル、」

如〔判〕〔花押〕

461 「御文庫拾七番箱十九卷中」

陽春之御太慶千喜萬悅、雖申事舊候、猶以不可有際限候、

抑爲此等之御祝言、如舊規賀章并五明二本奉表御祝禮候、

右之趣宜預御披露候、好事、誠恐誠惶、敬白、

正月十一日

藤原忠能〔判〕〔花押〕

進上 比志嶋紀伊守殿

北郷讚岐守

進上 比志嶋紀伊守殿

藤原忠能

462 「御文庫拾七番箱十六卷中」

以上

御書面令拜見候、仍芦北表之退百姓爲被召歸、加藤殿方

被申候哉、可相歸之由被仰付候、去々年通ニ皆々歸申候、



殘而罷居候〔之〕者、於彼方角不忠仕たる者にて候、縦爰

元にて被討果候共、罷歸間敷由申候、殊更出家など迄も

百姓、申候て、日記ニ書乘候、ケ様ニ内之角と迄も、細

ニ書記申候事、不審候、如此之儀者、當時御用ニ不罷立

候共、境目ニ罷居候役ニ、被成御尋度候、無其儀御返事

被遊候、乍恐不致合點候、併以糺明壹人成共可相歸候、

大口表へ數年雖被申候、此方〆無餘儀走者共候條、互之

儀ニ候者、御談合可申之旨、申切候間、於其地被申候〔之〕

覽、惣而出水へ子か有、大口へ親有者共候、被聞召合、

同前ニ申度候、何篇境目之儀頼申候仁へ相尋申候て、一

〔慶長五年〕

正月廿六日

新武入

爲舟〔判〕

〔久徳〕  
栳山權左衛門尉殿

〔忠長〕  
圖書入道殿

參貫報

〔本文書ハ「旧記雜録後編」一二二六五号文書ト同文ナリ〕

463 「御文庫拾七番箱十三卷中」

先刻從幸侃御儀相首座へ内談申候、明晩も可然候、御禮

物之事者、飛鳥井殿、銀子三、取次衆兩人へ百疋つゝに

て、可相濟様ニ候、相公一段御馳走之儀候間、何にても

御音信可然候はん哉、明日之事被得御意候て、可承候、

猶可申遣候、恐々謹言、

七月廿日

如判

〔伊勢貞知〕

友枕齋

如雲

〔弥九様



「伊勢弥九郎宛ナルヘシ」

464 「御文庫拾七番箱十三卷中」

猶々曆之儀寫をき候之條、即得御使へわたし申候、

以上、

貴札二通共ニ具令拜見候、仍 又八様御氣合御快氣之由、

大悅之至候、就其、其元へ豊州御見廻之儀、來十七八日

之比可然之由、御内儀得其意候、但自明日豊州爲鷹狩、

竹嶋へ被相越候間、兼日相定候之條、三日者彼地へ可有

滯留歟と存候、如何様歸宅次第、自是御注進可申入候、

恐惶謹言、

二月十五日

圖書頭様

参尊報

(島津豊久)

又七郎

判(花押)

465 「御文庫拾七番箱十三卷中」

乍恐令啓上候、仍忠恆様其表累年雖御在陳候、遠國海

路之故、又者此方公儀取亂候之條、于今無音罷過候之處、

愚僧病氣之由達<sup>◎(關字)</sup>貴聞候歟、御直書被成下候、即令頂戴、

忽得快安之心候、此御芳情送生々世々難奉報謝之事情、

就中、爲御守弘法大師御筆之百躰不動奉進獻之候、能々

御信仰專一候、此等之趣宜預御披露候、恐惶謹言、

六月十三日

一乘院

快忠判(花押)

肥後少兵衛尉殿

まいる人々御中

466 「御文庫拾八番箱三拾壹卷中」

起請文前書

一奉對 家久様向後無別儀御奉公可申上事、

一雖爲親子兄弟縁者、對 御家不忠人於有之者、不致同

心、承付儀共御座候ハ、有様可申上事、

一不依自他國、計策之儀共申者於有之ハ、則可申上事、

一自然御隱密之儀被仰聞様候共、毛頭他言申間敷事、

一於身躰被掠聞召儀御座候者、被遂御札明可被下事、

右之旨若偽於申上者、

「午王神文略」

▽奉始 上者梵天帝釋四大天王 下者堅牢地神等 惣日本

六十餘州大小神祇 別者王城之鎮守八幡大菩薩 祇園殿

賀茂上下兩大明神 愛宕山大權現 北野天滿大自在天神

日州霧嶋六所權現 隅州正八幡大菩薩 薩州新田八幡

大菩薩并開闢正一位 金峯山當所五社軍神 摩利支天

氏神之部類眷屬等 各御罰可罷蒙身上者也、仍起請文如

件、

△

「年月日ナシ」

樺山采女正

判

467

「御文庫拾八番箱三拾卷中」

- 一 依客人門外又ハ庭迄も被出合と見え申候事、
- 一 依客人高座有ましき事、
- 一 振舞之時ハ引盃在之と見え申候事、
- 一 客人ニハ肴を御はさきあるへき事、
- 一 上方之諸侍ニハ惣別殿之字を可被付之事、
- 一 振舞之時、食つき湯つき等、座中ニ差別あるましき事、
- 一 本膳之足之高さハ、ひもの屋より作て出し申候かよく候、結句このミ候てハ可惡候事、
- 一 我かのミたる盃を、客人ニさし候て、盃をとられ候時、
- 互ニ禮在之と見え申候事、
- 一 諸侍或つかいの人へ盃をさし申候てハ、又其盃を必のませらるゝと見え申候事、
- 一 よ所へ使可被遣時ハ、言葉を能くおしへ候て可被遣事、

468

「御文庫拾八番箱三拾卷中」

御知人之覺

- 一 宮仕人酌之時、すゝのもちやう之事、
- 一 見しりたる侍衆ニ路次にて行相候ハ、必下馬あるへき事、
- 一 路次にて時儀のかるへきためには、こしとみえ申候事、
- 一 膳をすへ申候て、かきはとらずに被置と見え申候事、
- 一 膳をくたし申候時ハ、ひきものを下申候て後ニ、本膳ハ被下とみえ申候事、

「年月日ナシ」

「此一通家久公御譜中年間不知ニ在之」

寛永七年卯月御成之時

酒井讚

寛永十四年之冬

酒井備後守殿

同

松平河内守殿

同

土井大炊

寛永十二年

松平隱岐守殿

同

寛永十四年十一月三日土大炊様ニ  
而御知人ニ成  
松平右衛門太夫殿

右同  
榊原越中守殿

寛永十四年十一月三日土大炊様ニ而  
御知人成  
玄琢法印

同  
道意

同  
紀伊大納言

同  
長〔野〕監

同  
寺澤兵

同  
中村内記

同  
松平伊豫守殿

同  
高城勘兵衛尉殿

同  
右同御内名字失念候

同  
右同御内衆

同  
酒井雅樂頭殿

同  
寺澤志摩守殿

同  
右同御内衆  
後藤孫兵衛尉殿

寛永七年三月伏見  
松平越中守殿

寛永七年卯月御成之時  
道与

同  
道與

同  
水戸中納言

同  
本阿弥

同  
同紀伊御内御家老

同  
水野

同  
飯田新右衛門殿

同  
同右同御内衆

同  
七太夫殿

同  
永井信濃守殿

同  
御死去

同  
稻葉丹後守殿

同  
酒井阿波守殿

同  
同寛永三年京行幸之時  
松平陸奥

同  
茂庭周防守殿

同  
吉田仲兵衛殿

同御内衆  
山川正之

同  
右同御内衆

同  
小川内藏助殿

同  
中川内膳正殿

同  
秋月長門守殿

同  
寛永十四年十月廿三日大炊様御衆

同  
篠川庄次郎殿

同  
右同時雅樂殿御衆

同  
堺野外記殿

同  
山中又左衛門殿

同  
右同

同  
山川藤左衛門殿

同  
寛永九年御國廻之時  
小出對馬守殿

同  
城織部殿

同  
寛永十四年黄門公御煩ニ付上使  
新庄右近殿

寛永七年御成之時  
堀丹後守殿

寛永十四冬  
稻葉氏部殿

同御内衆  
伊東源太夫殿

同  
有馬左衛門殿

同  
相良壹岐守殿

同  
寛永七年御成之時大炊様御衆

同  
寺田與左衛門殿

同  
大炊様御衆寛永十四年冬

同  
横田覺左衛門殿

同  
右同酒讚州様御衆

同  
芝次郎左衛門殿

同  
荒木四郎兵衛殿

同  
寛永十四十一月六日

同  
能勢小十郎殿

同  
寛永十三年黄門公御所勞ニ付御下

同  
久志本式部殿

同  
寛永十四冬  
久志本右馬助殿

寛永三年御上洛之時<sup>ノ</sup>知人ニ成加賀肥前殿御衆  
萬八弥殿

寛永七年御成之時<sup>ノ</sup>  
松平能登守殿

加賀肥前殿御家老

奥村河内守殿  
寛永十四年ノ冬<sup>ノ</sup>讀岐様御家老

深柄九郎右衛門尉殿

細川越中守殿家老衆

長岡佐渡

同  
長岡監物殿

▽◎同内衆

か、山主馬

荒木十左衛門殿馬之弟子寛  
時京ニテ知人ニ成 行幸之

木原茂

松平陸奥守殿御内衆寛永三年行幸之  
時京ニテ知人ニ成

片平五郎兵衛尉殿

同  
大坂半之丞殿

同  
丹羽龜之丞殿

同  
吉角半右衛門殿

寛永十四冬<sup>ノ</sup>  
板倉周防守殿

寛永十五年二月嶋原へ上使ニ御下ニ  
付嶋原之様鉢為可承江戸  
酒井因幡守殿

同  
三齋様

寛永九肥後御入國之時御使ニ參候  
而<sup>レ</sup>

三齋様御家老

長岡河内守殿

同  
有吉頼母

同  
同か、山主馬

寺澤兵庫頭殿衆

野中傳右

御旗本御馬預り寛永三年京ニテ知  
人ニ成

須阿部惣左衛門殿

細川越中殿内衆寛永九年肥後へ御  
使ニ參候時知人ニ成

さぶり兵太夫殿

同  
熊谷調兵衛殿

同  
川北五郎兵衛殿

同  
白井太左衛門殿

同三齋御内衆  
熊谷權大夫殿

同  
魚住柰左衛門殿

先年以來  
相良喜平

同  
伊東修理殿

同  
肥田木主水殿

同  
渡邊内

同  
松浦大學殿

同  
同一左衛門殿

同  
松本四郎太夫殿

黒田甲斐守殿衆寛永七年<sup>ノ</sup>馬資

松本勘七殿

小笠原右近殿衆  
細野因獄殿

伊野掃部殿内寛永十五年之春<sup>ノ</sup>

とか、喜太夫殿

松平隠岐守殿衆寛永十二年<sup>ノ</sup>時

穗坂太郎右

同  
能勢四郎左衛門殿

先年<sup>ノ</sup>御知人  
松浦肥前守殿

同  
伊東大和守殿

伊東大和守殿内衆  
壹岐將監殿

同  
川崎大學

松平肥前守殿家老衆  
熊澤大膳殿

同内衆  
幡厂屋九郎左衛門殿

先年行幸之時<sup>ノ</sup>筑前衆  
福山長介殿

同  
小川正右衛門尉殿

先年行幸之時<sup>ノ</sup>松平出羽守殿馬資

橋本傳右衛門殿

長井信濃守殿衆寛永七年<sup>ノ</sup>  
吉田六郎兵衛殿

寛永十四年十月<sup>ノ</sup>細川越中守殿ニ  
而御知人ニ成

清法印

同寛永十三年御國へ御使ニ被越候  
時

奥平三

同  
三田又左衛門

細川越中守殿内衆寛永十三被越候時

尾藤

同寛永十四年御國へ御使ニ被越候時

山下三左衛門殿

同寛永十四年御國御使被越候時

吉嶋五郎左衛門殿

毛利長門守殿内藝者寛永七年御成候時

善田惣左衛門殿

堀齋助殿

同  
田中五郎左衛門殿

久志本式部殿衆寛永十三年之秋御國ニ而

高向左兵衛殿

一九

寛永十四年冬江戸ニ而

大僧正

寛十五春土井大炊

寛永七年御成之時分

觀世太夫

同  
無藤三郎右衛門

同  
永良長兵

鍋嶋信濃守殿内衆先年知人ニ成候

吉嶋久太夫殿

寺沢兵庫殿内舟大工寛永十二年知人ニ成

明石喜左衛門

有馬左衛門殿家老衆先年已來

西監物殿

同  
林田圖書殿

寛永十三年御國へ使ニ被越候時御知人ニ成

有馬大膳殿

同  
山倉喜七郎殿

同  
中江

右之御内

圓明坊

土井大炊様之内寛

青山伴

右同

北七太

右同  
大藏

右同  
さぎ弥太郎

右同  
進藤久右衛門

右同  
春藤六右衛門

同寛永十四春

服部茂兵衛尉

寛永十四冬相良殿ニ而知人ニ成但具足屋

岩井爲右衛門

右同所ニ而  
玄瑞

寛永十四冬於江戸煩之時

龜庵

寛永十四之冬相良殿ニ而

角ノ庄九郎

右内衆是ハ先年御國廻之時

川崎市郎兵衛

玄休

右同年

加藤勘介殿  
寛永十四冬内藤兵部殿内馬賣場左衛門

右同  
大藏六

右同  
さぎ權之丞

右同  
進藤權右衛門

寛永十五春江戸ニ而但紀伊大納言様藝之者

嶋津吉兵衛尉

右同未是ハ誰之御ふち人ニ而も無之候

六右衛門

相良壹岐守殿衆寛永十四冬

米良伴右衛門殿

右同たひ六人右同時

五郎右衛門

寛永十五春江戸ニ而

施藥院

右同年但小十郎殿御息

能勢庄

松平隠岐守殿御家老寛十四ノ冬

遠山三郎左衛門殿

寛永十四ノ冬但玄清弟子

玄悅

北条久太郎殿内馬賣

平助

寛永十四冬但馬衆

たるミ次兵衛

寛永十五春、但安藤右京殿内

濱名三右衛門

松平越中守殿衆寛永十五年四月知人ニ成

若井知太夫殿

玄鋪弟子寛永十四年冬、知人ニ成  
玄意

橋本太郎左衛門殿弟子寛永

嶋村九

寛永十四年冬、右同

酒井兵衛殿

先年行幸之時、

山崎甲斐守殿

寛永五年、知人今ハ松平

千宗

かまたさん寛永十五、薩戸川内之人

金剛院

先年薩戸へ御下之時、寛永八年、他阿弥

遊行上人

駿河之府中之内

寶泰寺

同濱松ノ

助右衛門

同寛永七年、

丹波屋ノ清右衛門

同

圓福寺

寛十四之冬、但有馬玄番殿内

田光彦兵衛

寛永十四年冬、知人ニ成

小川龍之介殿

同  
玄幸

寛永七年、大炊頭様衆

山中仙大夫

高力攝津守殿

寛永七年御成之時、

本阿弥

遠江国ミつけ先年遊行上人

道場

先年遊行上人薩戸へ御下之時、知人ニ成、今ハ常陸ノ住人

一景

尾張あつた先年以來薩戸ノ人

せつかう

伊豆之國寛永七年、

三嶋之勘四郎

寛永十二年江戸町衆

爲兵衛

同

泉岳寺

同

光岳院

同増正寺之内

長老以傳

寛永十五年、知人成、浅野馬

川邊佐内殿

同

作左衛門

同

同町白樂

鈴木しやうてつ

肥後隈本古町

龍治部

同国八代町ノ

神右衛門

松平隠岐守殿御内寛永十五年春、

中川九兵衛

江戸愛宕下住寛永七年、

草野分現

江戸新橋十一町め寛永十四冬、

覺兵衛

馬貴関東之者寛十四冬、

分十郎

同

相良岩岐守殿衆

同

印藤

松平越前守殿馬貴寛永、知人ニ成

弥五介

細川越中守殿馬貴先年薩戸へ被参知人成

長井安太夫

同

次郎兵衛

筑前國馬乘寛永三年行幸之時、知人成

松本五右衛門

同二町め之

傳左衛門

酒井備後守殿御前様家老寛永十五年、

山室十太夫殿

同

喜庵

江戸神明之前住御醫師

阿部李助

同

同長介

寛永十五年、

相良

同

印藤太郎

同

菱刈美濃殿

有馬玄番頭殿家老  
狀取かはし候

立花飛驒守殿  
取かはし候

有馬内藏助殿

十町三弥太

同 矢嶋石見守殿

鍋嶋殿家老

同 長崎兼先年以來

多久美作殿

同 末次平藏殿

同 高木彦右衛門

同 高木作右衛門

同 美濃屋作兵衛

同 袖吉市郎右衛門

同 立巴

同 荒木加左衛門

同 休庵

同 松平下総守殿家中衆

伊勢之内四日市

同 北郷四郎兵衛殿

意順

同 京伏見大坂知人之分

同 同左兵衛

同 辻伯耆

同 長床坊

同 内侍原宗次

同 同四郎兵衛

同 田光彦三郎

同 薄屋勘兵衛

同 城殿善兵衛

正阿弥

同 寶林庵

宗喜

同 同彦左衛門

茶屋治兵衛

同 平部屋彦十郎

まきゑや仲兵衛

同 服部久左衛門

眞作

鏡屋善四郎

尺八吹  
紹嘉

井筒屋長兵衛

對馬屋惣

つるや久

ほていや與

かはや金三

藤本道可

眞野次郎兵衛

ちやんふ次郎右衛門

慶祐法印

同壽三

同壽作

慶逯

意徳

廣瀬八左衛門

瀬尾治兵衛

茶屋與右衛門

「以下數人略ス」

「此知人ハ伊勢貞昌等之御出入之人ニヲ集めし物ならん」

469

「御文庫十七番廿卷中」

就御犬追物可心懸條々

一馬之立替様無油斷可被見合事、

一序破急之心持、油斷有間敷事、

一繩際にて能矢射たる所を、立替可被見合事、



一弓鑷平<sup>「本マ、」</sup>必習持様油斷有ましき事、

一弓かまへうちあげ相揃候様ニ可被入精事、

一繩際にて 御曹子様可被遊犬、遠慮可入事、

一外の犬、馬數五騎ツ、たるへき事、

一外ニ逢候衆、繩際ニ爲殘衆、間可被見合事、

一上様外ニ被成 御逢候時、遠慮之事、

一外にて人の逢取候犬、奪ましき事、

一檢見犬捨よと被仰候時、無延引可打歸事、

一檢見あひの馬よと被仰候時、其心得あるへき事、

一檢見、大鑷平よ、小鑷平よ、たかの羽よ、本白よ、内

の矢よ、中之矢よ、外の矢よ、繩近よ、込近よ、赤絲

はきよ、青絲はきよ、などあらは、我矢のしるしをよ

く見分候と、可答事、

一そろひあかり、みたれあかり之事、

一矢答之調子、檢見之調子、相請可答事、

一檢見うちさはき之時、早く見合可致下馬事、

一三手の御犬追物之時、外ニ逢候間、 御曹子様御馬御

立所へ、可被入念事、

一鑷平鬮出やう、油斷あるましき事、

一於 御棧敷 日記見様之事、

一くわの物請取渡之事、

一馬之かへし様無相違やうに可被心懸事、

一外ニ逢候時、仕合遅無之様可被心懸事、

一檢見ちかひ之時之事、

以上

霜月廿八日

家久様御代論之犬有之時之御法度書<sup>「末紙ニ」</sup>

470 「御文庫拾七番箱拾六卷中」

覺

一比志嶋紀伊守下向之時申下候一儀、今度本田源右衛門

尉を以被仰上候、細碎承届候事、

一我等存寄條々申下候、懇ニ可被聞届事、

一何方より申來儀成共、具ニ可被聞届候事、付書狀參候

する時者、念を入可有御覽事、

一 かりそめにも可被仰出儀、よくく御賢推有「本ママ」へき事、

一 源二郎家中之者、他所他國へ被詛置儀も可在之哉と存候事、

一 加主連と意外之事、

一 北郷作左衛門尉縁中離別之事、

六月廿五日

471 「御文庫拾七番箱十六卷中」

源二郎各之條と

一 從他國計策之書狀致懇望、到右馬頭殿相届候を、則依

御披露、逆心之重疊致顯然候之事、

一 鹿兒嶋於諏訪之神前被成誓紙、龍伯様を可有御背と

の御儀定之由、深くと申上、於帖佐者、龍伯様以御分

別、維新様御生害之由、節々申上候事、

一 富之隈へ 維新様御越之前日、被致讒言候事、

一 少將様御感狀を被遣候處、龍伯様へ致持參、別事ニ

被申成候事、

一 靈社之起請數通上置、不致其首尾之事、

一 南郷覺右衛門尉を以、帖佐・富之隈之間ニ表裏事、

一 伊兵部少輔墨付取候て可致持參由、龍伯様へ申上、

各別之墨付致持參候事、

「此一書年月ナシ」

472 「御文庫拾七番箱十三卷中」

覺

一 又八郎殿御公家成之事、

一 知音御求被

一 小嶋屋道察へ懇ニ可被仰合之事、

一 馬乘源兵衛尉事、

一 上井神五郎ニ役被仰付候事、

一 椀山權左衛門尉ニ御旅中之役被仰付候事、

一 村尾笑柄之事、

一 相良吉右衛門尉ニ代官之儀、幸侃被申付候事、

「年月日ナシ」

473

「御文庫三番箱家久公卷四中ニ在リ」

「家久御譜中年間不知ニ有リ」

覺

- 一 定期不相遁事、
- 一 横死横難之事、
- 一 生付ニヨリ善與惡其心不相遂事、
- 一 善念不屈シテ、惡念可屈否之事、
- 一 佛心之人間ヲ野狐心可犯否之事、
- 一 於當家別而奉信稻荷明神、明神却對當家惡心可起否之事、
- 一 當國ニ限驗者祈之事、
- 一 佛神ニ人ヲ呪詛シ、釘ヲ打、其者ニハ少□<sup>◎</sup>□<sup>セ</sup>當時無其罰、却正理之者ニ可達否之事、
- 一 外道心理り之事、
- 一 遮罔道理之事、
- 一 施物祈念ニ可成時ハ、讀誦行法入間敷否之事、

一 當國之儀他國ニ替、一向宗・キリシタン宗ヲ相禁事、

別而佛神ヲ爲可信也、然者人間ニ生ヲ受テヨリ、何事

モ定期雖無其疑、永々爲可信、子と孫と未生已前ヨリ

數十之發願文ヲ佛神ニ奉獻骨髓ヲ盡シ、雖致精誠其驗

無之、兄弟之者三歳ヲ不過、如此成行如何之事、

一 諸佛諸神ヲ祈、國家長久子と孫と可續觀念如何於在之

者、可叶否之事、

右條と不審雖有、不相開人奉養、諸佛諸神何不仰瞻

乎、弥爲可道理也、

「年月日御名ナシ」

474

「御軸物十番箱中」

「古御文書」

敬白天罰起請文前書之事

一 奉對公儀疎略存間敷事、

一 従前々申通候上、幸御近國へ罷越候間、猶以向後不昆

自餘深重ニ申合、萬事不可疎意存事、

一乍不及申儀、表裏ぬきくじ在之間敷事、

已上

右條と於偽申者、

<sup>〔牛王〕</sup>日本國中大小神祇、殊氏神 八幡大菩薩 春日大明神  
愛宕山大權現 彦山權現、蒙御討弓矢、冥加永盡可申  
者也、仍起請文如件、

月日

御三人へ

此書物者細川三齋老より、先年薩摩へ小倉より御使として、正源院西  
郡方を以被仰越候御条書并御神文之御案書也、本之御神文者互ニ御筆  
もと御覽候、御判被遊候、

475

「古御文書御軸物十番箱中」

敬白 天討起請文前書之事

一如仰奉對 公方様 秀頼様存疎略間敷事、

一從前く申通候上幸近國へ御越候間、猶以向後不混自餘、  
深重ニ申合、萬事不可存疎意事、

一乍不及申儀、表裡ぬきくじ有之間敷事、

右條と於偽申者

梵天帝釋 四大天皇 惣日本國中大小神祇 別而薩摩  
鎮守 新田八幡大菩薩 鹿兒嶋諏方上下大明神 愛宕  
山大權現 春日大明神 天滿大自在天神、蒙御討、永  
弓矢冥加可盡申者也、仍起請如件、

月日

從 中納言様、<sup>◎(關字)</sup>細川三齋へ被進候御神文之案書也、

476

「御文庫廿三番箱家久公拾六卷中」

猶く右之趣被召仕人衆へも使如申候、無油断様ニ可  
被相心得候、

其表へ供之由大儀之到候、仍如□其許諸百姓以下ニ到  
迄、伊東普代者にて候間、如何様成計策等可在之事も候  
する條、少將殿用心可入儀と存候、就夫、法花嶽へ御參  
詣之由候、定而終日之御會尺にて、各可被及沈醉歟と存  
候、若左様候ハ、路次之用心無緩被申付可爲肝要候、

477

〔御文庫廿三番箱十八卷中〕

東照大權現様御祭禮次第

御神神人百五十人

御幣神人

笛一人神人

神樂男七十人神人

三綱一人衆徒之内馬乘

御神馬三疋御奉行アリ

御弓同

駕輿八丁同

面かぶり五十人

惣而諸侍申候、折節 龍伯様御座被立候後迄、必少將殿(家久)

被居殘、各大酒にて被及沈醉儀、例之様ニ候事ハ、用捨

可入儀と存候、◎定此等之段者不及申候へ共、餘氣遣之故、

貴老供奉之條、内存之通令申候、恐々謹言、

〔御案文故御名月日なし〕

しきち一人神人

獅子一頭役者式人神人

田樂一人宮仕

八乙女八人

社家六人馬乘

御鐵炮式百人御奉行有

御鍵同

御兒十人

御團四本神人四人

御太刀神主持但馬乘

御はた新大夫持馬上

太鞆

御鷹式もと御奉行アリ

烏帽子着百人兩方へ守護僧貳人

戸田羅神御神輿持手五十人

山王權現御神輿持手五十人

山伏百余人

以上

478

〔御文庫廿三番箱十九卷中寫〕

敬白天罰靈社起請文之事、

一奉對 家久様 光久様・虎壽様、一時半刻茂不奉存逆

心、可致御奉公候事、

一自今以後若 光久様御意相掠候様ニ承付候者、其趣有

様ニ可致言上候事、

一就我等儀被 〔食カ本マ、〕聞合掠儀候者、即被仰聞、可被聞召儀所

御ほこ八本六十余人神人持

神木持神人六人

鐘鞆三人

東照權現様御神輿持手七十人

仰候事、

右條々雖爲一事於僞申上者

右者又八郎殿神文前書之寫也、

〔末ニアリ〕

起請文

敬白

479 「御文庫廿三番箱十九卷中写」

覺

大隅國之内國府之城、追手裏口〔本マ、ニ〕門をたて、城内ニ番屋

をつくり、少く番の者計差置、山下に屋敷をかまへ、薩

摩守有之様ニ仕度之由申上候處ニ、右之通可申付之旨、

御奉書之趣長奉存候、以上、

嶋津下野守

伊勢兵部少

〔月日ナン〕

(本文書ハ「旧記雜録後編五」九二二号文書ト同文ナリ)

480 「御文庫二番箱家久公十三卷中」

五月十四日之朝古織部殿數寄覺

一床ニ豊干之繪

一棚ニひつきり はね こしき釜

一振舞前ニ手ふくへ 火直ル

振舞

一ぬりあしこち すゝき汁 雲わた入料理なますせと皿

かうの物色々 重箱 まなかつほ あゆのすし

ちらしはこ

子こもり うなき ちらしはこ

しほ引重箱

うき世酒くわし

おきつ鯛 あめち

ひわ あんす 雪餅

中立ノ間ニ

一釣舟 あちさへてりこし

一茶入ハ せい高

一ちやはんハ せとやき

一水さし いかやき

一水こほし めんつ

以上

481 「御文庫廿三番箱十六卷中御案文」

今度爲使江洲渡海候間、用一輪候、仍其地之儀、王位被成歸國候刻申渡候様、諸事不可有油斷候、別而西來院之儀者、日本之様子能依存候儀候、雖沙門之事候、相加三司官候間、無遠慮被入精尤候、猶委細態以使者可申候間、期其節候、恐々、

六月

三司官

482 「御文庫廿三番箱十七卷中御案文」

從信濃守殿、我等繁昌共候爲御祝儀、預御使候處、自貴老も御芳札、殊御太刀・馬代銀子廿枚・白鳥二・諸白二樟被懸御意候、誠芳意之儀、難申盡候、自信州切々御懇ニ承候、弥可申談候間、自貴老連々御入魂所仰候、猶御使へ申入候間、可有演說候、恐々、

六月十五日  
鍋嶋加賀守殿

483 「御文庫廿三番箱廿卷中御案文」

態以一輪申候、於琉球花之付候草木、此比到來候間、仙桑花四本・山丹花四本・茶庭花一本・千年草一本致進上候、兼日如被仰下候、木之堀様又者植付候柄之様子、隨分念を入申候、委細者山駿河守殿可被申入候間、不能詳候、

八月二日

本多上州老

「家久公御譜中年間不知ニ有リ」

484 「草案在文庫」「家久公御譜年間不知ニ在リ」

當國より其地へ下候、切々出入申事候間、何時も不屈儀於有之者、無御隔心可被仰越事、憑存候、猶期後音、不詳候、

八月一日

長谷川左兵衛尉殿  
御返報

485 「御文庫廿三番箱廿卷中御案文」

新年之御慶、先以幸甚々々、抑先年已來無音、誠々背本  
意候、如何様上洛之刻、不圖以參謁可申述候、將又御太  
刀一腰・御馬一疋・段子五十端令進覽候、聊表御祝儀計  
候、猶使者可申達候間、不詳候、恐惶、

正月二日

羽柴三左様

「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

486

「御案文」

其已來令無音候、本意之外候、然者貴所事今程 秀頼様  
御傍へ堪忍之由、傳承候、於其儀者、一段之仕合不得申  
候、當分爲何事共候哉、可承子細候ハ心時者、不差置注  
進所希候、自然御出合之節者、御前之儀能様取合憑入候、  
仍何黒絹ニ進之候、誠補書面計候、恐々、

正月十三日

長悅

「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

487

「御文庫廿三番箱廿卷中御案文」

急度申入候、去年十月琉大嶋へ唐船一艘流着候、依遠嶋  
漸此比申來候、非時分故候哉、舟もちいさく、積荷も無  
然々、過半霑(世)たる由候、船之事者如日本可乗上之由、琉  
球役人共申候へ共、左様ニ候而者、歸帆可致遅々候間、  
類難成由申候ニ付而、荷物之事者買取差上候、爰許へ致  
着岸候唐船之儀者、惣別長谷川殿より檢者を被付、從此  
方不存儀候へ共、琉球之事者遠國故如此候、乍去彼荷物  
之儀者、長谷川殿御用次第可被仰付由、令注進候間、貴  
老へも此由申儀、次其後又小船二艘流來候由、傳説候、  
直之到來無之候へ共、先く申入候、是も無然々舟之やう  
に申候、何共長谷川殿任御下知、可得其意之由申越候、  
此等之旨可被聞召置候、猶期後音、不能詳候、恐惶、



二月

山口駿河守殿

「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

488 「御文庫廿三番箱廿卷中御案文」

先日者使者遣申候、爲御禮<sup>◎至</sup>遠方預御使札候、誠御殷  
懃之儀、却而迷惑仕候、將又、駿府・江戸爲御見廻、被  
成參上、御仕合一段可然候由、目出候、於様子者御使へ  
申入候間、不詳候、

九月一日

毛利伊勢守殿

「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

489 追而申候、江戸へ年寄共可<sup>◎爲</sup>相詰由申付候、先當年者町

田勝兵衛尉差越申候、諸事御指南所仰候、恐惶、

正月十四日

本佐州老

「此皆通家久公御譜中年間不知ニ在リ」

490 「御文庫廿三番箱廿卷中御案文」

今歳之御吉慶不易珍重、猶以不可有盡期候、抑此等之御  
祝儀爲可申上、佳札并御太刀一腰・御馬一疋致進上之候、  
右之旨可然之樣可預御披露候、恐々謹言、

馬代銀十枚ツ、

二月十三日

本多佐渡守殿

同 上野介殿

「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

491 「御文庫廿三番箱廿卷中御案文」 「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

其後者不申通候、仍其許何等之珍儀共御座候哉、此邊相  
易儀無之候、次境衆之由候而、此中長崎へ逗留之由候、  
然者高尾次右衛門尉と申者之所へ、宿仕之由候、御亭主  
之むすめニ連と馴候哉、召烈候而此方へ走來候ニ付而、

等安より使被差越、搦取候而相渡候へ、頼之由候、則其段可申付候處ニ、彼境之者ハ小鞆打ニ而候故、前廉我等所ニも來り候て、はやしとも仕候つるを、少く見馴申候間、若死罪などニ被申付候へハ、不便成事候間、貴老へ内へ申談、命之儀を被相助候様ニと存候間、其内之儀を被相待候へと申遣候、誠と科人之儀者、雖不及是非候、右ニ如申候、我等所ニ而較なとうち候而、見馴候者之事候、又彼女之儀も、親なと長崎へ罷居候處、搦候而引渡、死罪など候へハ可致迷惑候、彼是を存合不便候間、命之儀を無別儀様ニ、等安かたへ被仰遣候者、可爲本望候、尤以使者可申入候へ共、左様ニ候へハ、餘ことくしく候間、先く以飛札申候、依御返事等安へも可申遣候、恐

三月

長谷川左兵衛佐殿

今年之嘉祥珍重々々、仍御太刀一腰・馬代銀子五枚・帷子十之内單物五ツ進覽候、誠御祝詞之驗迄候、將又舊冬者預御使候、御懇志之儀共難申盡候、任遠路彼是申後候事、非本意存候、猶此者可申達候間、不能詳候、恐々、

六月十五日

竹中伊豆守殿

猶く爲御祝儀御太刀一腰・馬代銀三枚進覽之候、誠表嘉瑞計候、

改年之嘉祥珍重々々、猶以不可有盡期候、仍舊冬已來其許御逗留、御辛勞之儀難申盡候、御前御仕合定可然候ハんと存候、當時何等之新儀共御座候哉、此表一段相易儀無之候、唐津邊之儀も當年者未申通候、何も近日以使者可見廻申覺悟候、次郎殿者先く可被成在江戸候哉、是又承度候、猶細く此使へ申含候間、不詳候、恐惶、

正月六日

寺澤志广守殿

494 「御文庫廿三番箱廿卷中御案文」

猶々任見來、襦子三端令進之候、補書面計候、其已後申隔候、心外候、然者御病氣之由相聞得、無心許存候處、頓而被成御快氣候由、目出候、依遠方此中御無音罷過候間、彼是爲可申入用使書候、餘者期後信候、恐

十月二日

秋月長門守殿

「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

（本文書ハ「旧記雜錄附録」九八二号文書参照）

495 年首之御慶不易珍重々々、猶以不可有休期候、抑此等之

御祝儀爲可申談、用使書并太刀一腰・馬一疋令進覽之候、聊表嘉端計候、倍永春中諸慶可申承候、恐々謹言、

正月三日

相良左兵衛尉殿

「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

496 「御文庫廿三番箱廿卷中御案文」 「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

其後者不申通候、此比者其許何等之珍儀共御座候哉、内々御床敷存候、然者願成寺へ申談儀共候而、別府舍人佑差越候間、乍次用一書候、將又不珍候へ共、任到來燒酒一壺進覽候、補寸志計候、猶使者可申達候間、不詳候、

相左兵佐殿

497 其已後者不申談候、然者就祈念之儀、別府舍人佑差越候、

於様子者口上申候間、被聞召達、御入魂所仰候、仍綾子拾端・帷子五之内單物二・燒酒一壺進覽候、補書面計候、猶期後音候、

願成寺

六月廿一日

「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

「御文庫廿三番箱廿卷中御案文」

新年之嘉祥珍重々、不可有盡期候、抑内々頼存子細共候處、御懇祈之驗奇妙之至、難申盡候、此等之御禮以使者可申入候、將又一種二荷并銀子三十枚令進覽候、酒者於當國申付候、我等不斷給候酒之事候間、於御賞翫者可爲本望候、猶別府舍人助可申候間、不詳候、恐惶、

正月廿九日

願成寺僧正

「家久公御譜中年間不知ニ在之」

尙々雖輕微候、革袴一ツ進入候、音信之驗迄候、志摩守殿御留守中、終ニ以書狀も見廻不申、誠背本意候、雖無題目候、餘無音罷過候間、使者進候、然者式部少輔殿御袋へ紅絲五斤・琉球酒一壺、聊御音信之驗計候、自各能樣被仰被遣候而可給候、猶相含口上不詳候、

八月廿七日

遠山六兵衛尉殿

原源八殿

今并拾右衛門尉殿

御宿所

「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

「御文庫廿三番箱廿卷中御案文」

當年之嘉祥珍重々、仍舊冬已來關東へ被成祇候、一段御仕合可然之由候、依遠邦御下向之由不承付、御無音候處、先日者預御使札、迷惑仕候、其已後早々可申入候處、何かと取紛申後候、非本意存候、將又御太刀一腰・馬一疋并段子拾端進覽候、誠表御祝儀計候、委曲此者可申達候間、不能詳候、恐々、

六月十五日

中川内膳正殿

「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

501 新年之嘉祥珍重々、不可有盡期候、仍<sup>◎</sup>此等之御祝義御

太刀一腰・御馬一疋令進覽候、猶永春中祝詞可申加候、

恐々、

正月廿「本マ、」

相良佐兵衛佑殿

「此一通家久公御譜中年間不知ニ有之」

502 「御文庫廿三番箱廿卷中御案文」

尔來不申通背本意候、去年之比者中國へ被成逗留由、其  
聞得候故□便宜之刻も不能書信候、仍近比雖御無心之  
申事候、鞭圍なしうち烏帽子一通御調候而可給候、誠々  
楚句一成雖申事候、向後相傳申度候間、偏御入魂所仰候、  
然者此鞭之木、先年伊勢參宮之刻、於彼地撰上候而、と「本マ、」  
らせ候而、所持申候間、此木可然候者、是ニ而御調尤候、  
於様子ハ、可爲御存知候間、不及口能候、將又銀子「ヨメカヌル」□  
輕薄之至候へ共、書信驗迄候、猶相含口上候、不詳候、  
恐々、

八月三日

大和入道殿

御宿所

「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

503 「御文庫廿三番箱廿卷中御案文」

其已來無音罷過候、心外候、仍去冬使者差上候刻、釣釜  
くハむ付之事、於上方可致調達之由、川野猪右衛門尉へ  
申付候處、貴老以御入魂、くハむ付色迄被仰付候、誠御  
芳意之儀、祝着不少候、尤此等之旨早々雖可申述候、遠  
邦之故、無禮本意之外候、幸得便節候之間、一紙此式ニ  
候、將又乍輕塵丁子拾斤令進之候、聊補書面計候、恐々、

三月十日

大田飛彈入道殿

「家久公御譜中年間不知ニ有之」

504 改年之御慶重疊申事舊候、

一去比者度々數奇道具送給候、誠芳情難謝候、于今弥秘  
藏仕候事、

一當分拙者然々之釜無所持候、荒釜成とも目ニ立候ハん、

大望候、扱者鑄させ度候、是よりハ無案内之儀候間、

それより鑄物師へ被仰付、以御下知可然様憑存候事、

一五柳先生之繪ニ讚在之を、久敷所持仕候、小座などニ

ハ如何有へく候哉、今度上せ候、誰人ニ歎みせられ、

數寄ニ出候する歎、出ましく候歎、委可示給事、

一竹之子之皮圓座、御所望之由承候つる、尤雖輒儀候、

一兩年已來、當國竹之子之皮絶終たる物にて候、筆舌

ニ者難述候間、細く口上ニ申候、不立御用事無念ニ存

候事、

一先年どう御望之由候間、非然と候へ共、進覽候キ、然

者、去年當國へ唐船着岸候、それにどう見來候、前進

候より者、少増候する歎と存、進入候、御氣色ニ入候

者、可爲祝着候、并雖不珎候、ひらうと一卷、是も右

同時到來之物ニ而候條、送進候、誠補心緒計候、猶就

茶之湯之儀、數く申入儀共候、其憚不少存候、委曲者

彼者可申達候、恐く、

正月十五日

大田飛彈入道殿

「此一書家久公御譜中年間不知ニ在之」

505 「御文庫廿三番箱廿卷中御案文」 「家久公御譜中年間不知ニ在之」

覺

一在江戸中別而酒女之嗜肝要之事、

一屋形内番普請等不可有緩事、

一客人之時遅不可有對面事、

一むさと物見物詣停止之事、

一諸事町田勝兵衛尉へ談合可爲肝要事、

一下く夜入候而、門外へ不可出事、

一下く喧嘩口論無之様可被入念事、

已上

正月二日

506 「御文庫廿三番箱廿卷中御案文」 「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

急度令啓候、當國京泊へ唐船壹艘來着候、彼船頭者、去

508

「御文庫廿三番箱廿卷中御案文」「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

年於爰許船を買取、致渡唐候、女房共も當國へ有之事ニ候、就其、他所へ者難參由申候、乍去其許へ參候而可然候者、其段頻可申付候、此儘京泊ニ於召置者、從其方檢者被仰付、早くと可被指越候、委細御返事ニ可承候、恐くと謹言、

六月六日

長谷川左兵衛佐殿

507 態令啓候、大隅之内波見之津へ唐船一艘來着候、早くと如其許可相廻之由、頻申付候へ共、古船ニて難成候由申候間、檢者被差越、如何様にも被仰付尤候、巨細之段者、年寄共より可申達候間、不能詳候、恐くと謹言、

七月廿六日

長谷川左兵衛佐殿

「家久公御譜中年間不知ニ在之」  
御宿所

急度令啓候、去年十月琉球大嶋へ唐船一艘流着候、依遠嶋漸此比申來候、非時分故候哉、舟もちいさく積荷も無然と、過半霑たる由候、船之事者如日本可乗上之由、琉球役人共申候へ共、左様ニ候て者歸帆可致遅候間、頻難成之由申候ニ付而、荷物被買取差上候、惣別爰許へ致着岸候唐船之事者、以御校量被仰付儀ニ候へ共、琉球之事〔ハ〕遠國故如此候、荷物之儀者唐人書物ニ委相記候間、〔本マ、〕長川へ進申候、此内御用物共候者、可被仰分之由申越候、然者從長崎ろそんへ罷渡候舟、歸帆之刻逢難風、琉球へ流着候、其船頭西類子と申者罷上由候、幸之儀候間、彼唐船之様子見候様ニと、琉球役人共談合仕たる由候、定近日可致上着候間、細くと可申達と存候、次其後又小船二艘流來候由、傳説候、直ニ到來無之候へ共、先と申入候、是も無然と舟之やうニ申候、何共長谷川殿御下知可得其意之由申越候、可被聞召置候、猶期後音不詳候、

二月七日

本多上野介殿

人々御中

「御文庫四拾九番箱四卷中」

以之外取亂申候て、分みえ申ましく候、貴老御覽候て、けうシレスに御申上尤候、

内と可申上と存候處、川九左參候間、如此候、

一今度相良殿被成御越ニ付而、能く御念可入事候、夜前も先相良殿宿へ可被成御一禮候處、さやうにも無之、

御自身御躍など被成候由申候、我等ハ中途迄御迎ニ罷出、それより振舞など申ニ付而、更候て罷歸承候、千萬無御心元存候、

一今度早◎(關字)く御屋形へ祇候仕、先御一禮候へ、内衆などよくしめられ候て、御奉公ニハ無別儀人たるへきと申候つるニ、是も相果候、とかくく、大方ニ可思召事

にて無之候、種子左近殿へも理心無御遣事、不可然之由、比紀伊なども内と忤被申事候、誠ニ如此之儀不似◎相〔合〕申事候へとも、自然之御次ニハ、奥州様へもこれほどの儀ハ、度と推參をも申上候間、御かげ事申上にて無之候、御仕合を以 惟新様へ被仰上置尤候、よ

き事計つ、き申候間、◎(關字)御身ニ御油斷も參へく候、弥

天道を被成御守、世ニ御氣遣可被成事專一ニ御座候哉、此比一段あやうく存候、恐惶謹言、

七月四日

伊勢兵部少輔◎(花押)

貞昌判

宛

510

「御文庫二番箱家久公七卷中」

尙以陣屋くくに奉行を被付置、火之用心以下堅申付

候様ニ、念を入可被仰付候、以上、

態申入候、其方御事ハ、勅使渡海ニ付而ハ、五拾・三十

ニて可有◎(ナシ)〔御〕歸朝候、左候へ◎(者)〔ハ〕、跡之御留主之事、堅

御申付候て、若何様之雜節など、何方ニ申候共、其方羽

兵方一左右なく候ハ、むさと仕たる無覺悟様ニ、能物

主御申付候て、火之用心以下迄御申付可有候、御留守之

事、無心元なき様ニ御申付肝要候、恐く謹言、

石治少



卯月廿五日

嶋津⑧又八郎殿

⑩御宿所

三成⑩(花押)判

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」五二号文書ト同文ナリ)

511 「二番箱八卷中」

猶々以參御見廻申度候へ共、爰元之儀も右申分ニ

御座候間、無其儀候、已上、

態申入候、順天表番船、先手之衆被懸合之由承候、様子

何程ニ御座候哉、無御心元存候、此表之儀自昨日唐人城

近邊迄罷出儀候、併玠行無之候間、可御心安候、吳々其

表之様子無御心元存、彼者爲御見廻差越申候、委細者御

報ニ可被仰聞候、恐惶謹言、

十一月廿日

伊民太

祐兵⑩(花押)判

⑧嶋又八様

人々御中

〔宛ヌリキル、〕

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」五七七号文書ト同文ナリ)

512 「古御文書三拾卷中」

尙々三齋も無事ニ罷有候、更とも被草臥候間、罷上

通仙など、相談可仕由被申候、就其 將軍様一段忝

御意ニ而、緩々と養生被仕筈にて御座候、可御心易

候、以上、

六月廿日被成御着船候とて、早々御飛脚忝存候、如何此

中順風無御座、暑時分一入御迷惑察入存候、先書如申上、

我等者早々罷下候、打續早ニ而、國中迷惑仕候、豊前な

とハ三ツ一ハ田地も早ニ而、被作不申由候、去年風已來、

萬打續飢饉之躰ニ御座候、御國之躰茂察入存候、江戸茂

替儀不承候、御二丸へハ御徙移と申、西丸へも當年中御

徙移之由候、將又長崎御奉行茂五日之内可被參と申候、

然共今度之御奉行者いつもニ易、直ニ□□大迫を長崎へ

被參筈にて候間、手間入可申と存候、猶期後音候、恐惶

謹言、

六月廿三日

細川越中守

忠利⑩(花押)判

松平  御報

(本文書ハ、「旧記雜錄後編五」五三九号文書ト同文ナリ)

513 「古御文書廿八卷」

猶々薰香一并白鳥一致進覽候、尙期後音之時存候、  
以上、

御上洛之由珍重存候、今度者永々御在江戸、御苦勞奉察  
候、尤以參可得貴意候得共、先以使者申入候、如何様御  
逗留中以參様可申入候、恐惶謹言、

十月三日 雅宣

⑩松平藤摩守様  
人々中  
〔宛ナシ〕  
(本文書ハ、「旧記雜錄後編五」一八三号文書ト同文ナリ)

514 「古御文書廿八卷中」

尊書拜見仕候、將軍様琉球酒壺壹并御茶被成御進上候、  
具披露仕候處、一段御機嫌被思食、御内書被遣候、弥  
從拙者方相心得可申入旨 御意御座候、將又我等式迄琉

球酒壺壹被下候、誠遠路御懇意之段、別而忝次第、書中  
難申上候、此表相替儀無御座、兩 御所様御機嫌殘所無  
御座候間、御心安可被思食候、委細爰元之様子、伊勢兵  
部方可被申達候間、不能審候、恐惶謹言、

六月廿四日 酒井雅樂頭 忠世(花押288)

松平

御報

(本文書ハ、「旧記雜錄後編五」一〇三号文書ト同文ナリ)

515 尙々新敷鹿被下置候、誠每度御心付之段、過分至極

ニ奉存候、以上、

昨日者尊書忝奉存候、隨而天氣能御座候て、御能相濟、  
目出度思召旨、奉得其意候、將又少御虫氣<sup>⑩之</sup> 由無御心元  
存候、不及申上ニ候へ共、無御油斷御養生專ニ御座候、  
然者御能之爲御禮各於御出ニハ、貴様も可被成御登城か  
と承候、定而左様之御方も可有御坐候間、本上野介へも  
被成御尋、明日わたり可然奉存候、猶期拜顔節候間、不

能詳候、恐惶謹言、

八月六日

◎家久様  
御報

〔スリキル、七〕

〔本文書ハ「旧記雜録後編四」一六九二号文書ト同文ナリ〕

土井大炊助

▽◎利勝△〔花押334〕

516

〔古御文書中在廿二卷〕

▽◎以上  
△

此表爲御見廻、伊勢兵部少輔方被懸御意候、萬事申談、

大慶存候、<sup>◎〔關字〕</sup>上様御出馬弥必定之由、從上方到來候、於

趣者兵少へ相談申候條、可被申上候、雖不及申候、此砌

無御由斷、御使者にても又御飛脚成共、切々御指上せ尤

ニ存候、委細伊兵少へ存寄通申談候間、書中具不申上候、

猶追々可得御意候、恐惶謹言、

霜月三日

◎奥州口  
〔スリハゲ〕

參貫報

山口駿河守

◎〔花押〕  
直友〔判〕

〔本文書ハ「旧記雜録後編四」一一九五号文書ト同文ナリ〕

517

〔御文庫三番箱宝鑑中〕

今度就琉球船之儀、祈念之事被申候、抽丹誠護摩供一七

ケ日執行候、則卷數札守并爲音信、板物式端參候、弥祈

念之義疎意有間敷候、猶使者可申候、穴賢々、

十一月三日

◎〔花押〕  
〔判〕如書御判

518

〔御文庫二番箱家久公九卷中〕

猶以爰もと靜謐御座候間、可御心安候、北國表之儀

者、未相濟候、以上、

態申入候、去極月八日ニ御人數少損候由承、無御心元存

候處、此方ニて御家中衆へ相尋申候へハ、又小者躰之者

ニて御座候よし承候、左様候哉、先無御心元存、以飛脚

申入候、委本田源右衛門殿爰元之躰可有御物語之間、書

狀ニハ懇不申入候、何様駈走來月者我等も可罷下之間、

其刻可申上候、何にても御いそぎの御用候て、飛脚以下御上せ上候、臼杵へ可被遣候、美作在之儀候間、可申付候、將又兵庫様一段と御息災候、殆内府様御入魂被成、御前能候て、我等式迄大慶存候、猶本田源右衛門殿御雜談可在之間、早々申上候、恐惶謹言、

正月九日

太田飛彈守◎(花押)  
[判]

羽

(本文書ハ、「旧記雜錄後編三」一〇〇六号文書ト同文ナリ)

519 「御文庫二番箱家久公十一卷中」

猶申上候、先日御使者、殊段子一卷送被下、忝奉存

候、猶甚兵衛可申上候、以上、

態令啓上候、萬端得御意爲可申、和久甚兵衛差下申候、

先書にも如申入、將軍之御祝儀、又ハ來月 秀頼様御祝

言ニ付而、各御大名衆在京之御事候、貴殿様之儀迎、八

月ハ可被成御上洛之由被仰越候間、同ハ來月之御祝言以

前ニ御上洛尤ニ存候、委細和久甚兵衛申合候條、被聞召届、御分別專一ニ存候、尙御上洛之砌萬々可得御意候、恐惶謹言、

六月六日

山口勘兵衛◎(花押)  
[直友][判]

「宛スリキル、少將様ナルヘシ」  
中

(本文書ハ、「旧記雜錄後編三」一八二八号文書ト同文ナリ)

520 「十番箱御軸物中」

以上

一書致啓上候、仍而今度嶋津兵庫頭殿方以使者被仰上候、

并御進物等何も致披露候處、則御使者御前へ被召出、一

段之御仕合共、殘所無御座候、大御所様弥御懇之御説

共、不成大形候、於様子ハ御心安可思召候、將又駿府相

替儀無御座候、今程御普請半之御事御座候、猶此表相應「マ、」

之御用等御座候者、可被仰付候、疎意存間敷候、何も追

而可得御意候條、不能詳候、恐惶謹言、

七月廿三日

正純(花押231)

嶋津

人々中

本多上野介

正純

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」三七九号文書ト同文ナリ)

521

「御軸物十番箱中」

以上

急度令啓上候、仍琉球ニ玳敷草花在之由被爲聞召候、然者何ニても玳布草花御座候者、御上せ可被成候、「本マ」於御座候ハ不及申候へ共、遠路參事御座候條、かれ候ハぬやうに被成御尤存候、右之通 御詫之由候て、本上州方被申越候間、如此申入候、則本上州方之書狀爲御披見進申候、必御報ニ可預示候、尙追而可得御意候、恐惶謹言、

八月十九日

山駿河守<sup>◎</sup>(花押)

「判」

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」八五〇号文書ト同文ナリ)

(少將様カ)

◎參<sup>□</sup>御中  
御中

522

「御軸物十番箱中」

以上

貴翰拜閱、過當至奉存候、如御紙面之、今度於江戸思召儘之御仕合共御座候而、御満足思召段被仰下候、尤於我等玳重奉存候、然而此度就御歸國、木曾通御上被成候由、奉得其旨候、併先度爰元於駿府御逗留中、致何角悠々とも不得御意、今以御殘多次第、書狀難申上候、雖不替申事候、此表相應之御用等御座候者、不殘御心可被仰下候、毛頭疎意存間敷候、將又爲御音信、於薩摩御はらせ被成之由候而、御念を入たる御鐵炮甘挺被送下候、誠遠路御座候處、御懇切之通忝次第御座候、猶此等之趣、伊勢兵部少輔可被申上候間、不能詳候、恐惶謹言、

九月廿九日

本多上野介<sup>◎</sup>(花押)

正純「判」

〔本文書ハ、「旧記雜錄後編四」七五二号文書ト同文ナリ〕

嶋  
〔陸奥守様〕

御報

523 「御軸物十番箱中」

猶申候、私へ銀子拾枚贈被下候、忝次第共候、尙後  
音之時可得御意候、已上、

爲年當之御祝儀、御同名又吉郎殿御指上せ被成候、則本  
上州申談、令披露候、別而御祝儀之旨候、然ハ銀子千枚  
御進上被成候、具令披露候、雖然百枚御祝儀御留被成、  
殘九百御返進被成候、則又吉郎殿へ相渡申候、將又爰許  
相替儀無御座候、御心易可被思召候、又吉殿御仕合殘所  
無御座候、猶又吉殿申入候間、可被仰上候、恐惶謹言、

五月十七日 山口駿河守  
直友〔花押361〕

「宛ナシ」

〔本文書ハ、「旧記雜錄後編四」四六六号文書ト同文ナリ〕

「御文庫三番箱五卷中ノ中」  
家久公

覺

- 一 配せん之時こしらへ可入念事、
- 一 物かけに有之とてゆたんの事、
- 一 一年長候とて、前かた遠慮之事、

(表紙)

附 録  
舊 記 雜 錄  
卷 十 九

家 久 公  
年 間 不 詳

一 大脇さしひうちぶ〔つ〕ろ之事、

一 こしらへ替候事、

一 座久敷とてけしきミえ候事、

一 いくたひも前かたふれに及ましき事、

一 下座とて配ぜんあまりかろく敷事、

以上

家久

神かきや梅香えもれぬにほひ哉

若みとり咲そふ梅の枝〔本マ、〕すゑ哉

家久

幾千とせ庭に藤か枝はなの松

月花にかすまぬにはの外山かな

「御文庫三番箱中五卷」  
家久公  
「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

歳暮

民さかへ國もゆたかに千代ませと

ともにたのしむ年の暮哉

おしうりのことしの暮もよそもしに

あまれる老を又そかひとる

家久

歳暮

暮て行年をうらみも又ゑ見の

ひらくる花の春や祝はん

身につもる年はいくたひめくるとも

わかれハおしきたらちねの跡

送其阿 「此一首御譜中年間不知ニアリ」

ありかたき彌陀のおしへをつたへ行

法のまとひハ道しありけり

年頭 「此一首御譜中年間不知ニアリ」

あたらしき年にをくれてたつ春も

霞て四方ハ長閑なりけり

一夜明て心も花の朝かな

千とせさく花もけふ見る春日哉

家久

「御文庫三番箱五巻中」

夢ならばさむるうつゝのあかつきを

うらみてこふる涙ならしな

なきつくすむしのね添しあハれこそ

身にしめてうきたちる成けれ

「此一首御譜年間不知中ニアリ」

家久

526 「御文庫三番箱五巻中」

一夜明てこゝろもはなの朝哉

ほのかにかすむ雪のとをやま

鷹かへる翅は雪につらなりて

田面つたひのみちのすゑく

せきわくる水やあまたになかるらん

こなたかなたの里の中川

暮ぬれとすゝミ出ぬる月のもと

むしのこゑそふ野ハはるかなり

家久

忠嘉

紹嘉

貞豊

重長

久充

重頼

祐昌



一とをり吹すてけりな秋のかせ

元綱

山のふもとになひくうす霧

重位

むら竹のはやした、く打けふり

安綱

汀をちか見舟とむる袖

家久

鹽時となれば干かたも浪こえて

忠嘉

岩ま、く、の草のミしかさ

紹嘉

霜ハた、幾重ともなく深かれや

貞豊

日かけも見えぬ谷のした庵

重長

雲かゝる山よりやまの晴やらて

久充

いそくもミちハくれはてぬめり

重頼

乗駒のつかれぬるをしいか、せん

祐昌

月の秋ふけ野ハかる、ころ

元綱

露霜は朝な夕へにふりそひて

重位

むかふか、みのかけそ身にしむ

安綱

汲あくる水をむすふハたへかたみ

家久

たひく、にしもはらふ柴の戸

忠嘉

みちハた、有かなきかの山の陰

紹嘉

すこしつもれる雪の明かた

貞豊

「以上數十句御譜年間不知ニアリ」

試筆

あたらしき年にをくれて立春も

霞て四方は長閑なりけり

一夜明て心も花の朝哉

家久

527

「家久公御譜中年間不知」

「正文在宮之原越右衛門」

「短冊」  
またきより冬のけしきを松の戸に

ひらきて見する庭の海山 家久

「正文在彌覆仙捨郎」

冬來ても見る色からや心あてに

花かあらぬか霜のしら菊 家久

冬來ても見る色からや見る人の

「正文在島津市之助忠祖」

色より手折心あてに花かあらぬか霜のしら菊「本マ、」

家久

「正文全上」

心あての見る色からや冬來ても「本マ、」されは

家久

花かあらぬか霜のしら菊くくと

「正文在島津市之助忠起」

音かへて吹くる風も雨やまぬ「短冊」

けしきや冬のはしめ成らむ

おしまるゝ秋の名残も杉まふく「短冊」

軒はに忍ふ木からしの音

「正文在島津市之助忠起」

花鳥の色音もいまハ古寺の

ひと木に残す霜の松かえ

「正文在伊集院市左衛門」

「短冊」時雨

おしミかねまたき時雨の色見えて

紅葉を残すこからしのかせ 家久

「正文在伊勢八右衛門」

いく千とせたゝむ岩ほハ井風にて「短冊」

冬木に色を残す紅葉は 家久

「正文在中原茂右衛門」

いく千とせたゝむ岩ほハ井風にて「短冊」

冬木に色を残す紅葉は 家久

「正文在渋谷次郎右衛門」

秋よりも色こそまされ霜雪を「短冊」

かさねて深き庭のみみち葉 家久

「正文在松田平右衛門」

霜かれの草のとはそも見るからに「短冊」

みちしありける言の葉の末 家久

「正文在島津市之助忠起」

家久

霜しろしくらきや光月の色

夕あらし月ハ落葉をひかり哉

聲ちかし夕波さハくちとり哉

心行月寒のほる雲るかな

待月のひかりや夕へ朝氷

「正文全上」

さゆる夜の月はこほりて心行

空やひとしき詠めなるらむ

家久

仙齋老

「正文在島津勘解由久當」

雪

家久

みわたせハみねしろたえに初雪の

つもれる里ハ猶そ冬めく

足引の山の高ねのしら雪ハ

花かと見えて春ぞ待るゝ

「正文在彌賀仙拾郎」

「短冊」  
足引の山の高ねのしら雪ハ

花かと見えて春ぞ待るゝ 家久

「正文在伊集院休兵衛」

みわたせハみねのしろたえに初雪の

つもれる里は猶そ冬めく 家久

「正文在今井紹哲」

家久

今朝つもる雪を都も東路の

空おもひやる明ほのゝ庭

「正文在帖佐次左衛門」

「短冊」  
風さえるうらへつたひをみわたせは

嶋のたかねに雪そふりぬる

「正文在島津勘解由久當」

家久

朝雪

さへくゝてね覺をいとふあかつきは

雪をみきりの明ほのゝ空

ゆたかなる世をしれとてやときはなる

松につもれる今朝の白雪

〔正文在折田權五左衛門〕

〔短冊〕  
しはしとて歸さ忘れてうちむかふ

海と山とにくらす冬の日 家久

〔正文在堀甚左衛門〕

冬  
みし夢の名残の雪や時雨らん

ね覺の床のそでの露けさ

〔正文在島津中務久輝〕

〔短冊〕  
夜時雨

更渡る空もいとはし小夜時雨

ね覺たのしむ軒の玉水 家久

〔正文在島津中務久輝〕

〔短冊〕  
雪

霜かれし枝につもれる白雪は

はなかとみゆる曙のゝ空 家久

〔正文在文庫〕

冬

遠近の外山ハそれと白妙に

つもる高根の雪やみすらん

〔正文在島津市之助忠規〕

雪の朝紹嘉  
へをくる 里わかて高ねもおなし白雪の

つもるみきりの袖やさゆらん

家久

〔正文在島津主水久輔見伊勢兵部貞昌狀内〕

ふりハへてつもれる今朝の白雪ハ

た、有明の月に残れる

立よりて見よとや手折一枝の

冬咲いつる梅はあやしも 家久

〔正文在伊勢兵部貞榮〕

歳暮 家久

もろ共にをくりむかへて年のせの

長きよハひをためしにやせん

忍ふれと和哥のうら浪歸りこぬ

月日はをしきとしの暮哉

十二月廿五日

「正文在島津市之助忠昶」

家久

せいほに

民さかへ國もゆたかに千代ませと

ともにたのしむ年の暮哉

おしうりのことしのくれもよそもしに

あまれる老を又そかひとる

廿二日

「正文在島津筑後忠置」

歳暮

家久

月雪の花にあかなき春秋を

過るはをしき年のくれ哉

あたらしき年待暮ハかきりなき

君か千とせをいわふ成けり

廿四日

仙齋老

「正文在文庫」

歳暮

暮て行年をうらみも又ゑ見の

ひらくる花の春や祝ハハ

身につもる年はいくたひめくるとも

わかれハおしきたらちねの跡

「正文在島津市之助忠昶」

歳暮

行としの暮ぬる空そたのしめる

千とせの春にあハんとおもへは

528

「御文庫四拾八番箱廿七通」卷」

梅 發句

「在口裏」

むめ香、に立枝まきれぬ句ひ哉

梅か、に松かゑにほふ千とせかな

むめ香、は神世の春のかさし哉

梅か、のさそな下かせ神の庭

家久

としくゝの手向や梅の花さかり

「右一通御譜年間不知ニアリ」

道栖かたにてみきりの花いとさかりなれば

ときしあれハみ山かくれも咲いつる

花のさかりを馴くゝて見ん〔家久〕

ハ馴もあかしなどハいかゝ

道栖

いく春か住こそ馴れ山里の

けふ咲はなは君かためかや

道栖

ため〔かや〕めつらしく候

玄輿

「右一通御譜年間不知ニアリ」

花契千年

家久

すくし來ぬ春ハ幾とせ家さくら

花のさかりハなれもあかしな

無風散花

春ふかき色ハさなから谷水の

なかれにうかふ花を見る哉

依花待客

いつはあれと心の色も山さくら

花の時しる人をまつ戸

「右一通御譜年間不知ニアリ御同詠島津勘解由  
久當ニモアリ御譜ニミヘタリ」

「御譜ニアリ」

閏月のこゝろ

家久

此春はなミ木のもとを住家にて

を「本マ」のからなる花のさくら戸

とくをそき花の梢ハことの葉の

くハゝる春のしるしなるらむ

「右一通御譜年間不知ニアリ」

藤

家久

しはしとて詠る庭の藤かつら

花のしなひのさかり久しも

心あての雲かと見えてむらさきの

藤咲にほふみねの春風

「右一通御譜年間不知ニ二通在リ」

道栖かたにてみきりの花いとさかりなれハ  
ときしあれハみ山かくれも咲出る

花のさかりを馴く見て見ん 家久

玄與

かの道栖一首

いく春か住こそ馳れ山里の

けふ咲花は君かためかや

「右一通」

道栖

櫻

散さしの守てふ色にさくら花

あハれしれらん人はあらしな

「右一通御譜年間不知ニアリ」

家久

家久

とくをそき花の梢はことの葉の

くハゝる春のしるしなるらむ

閏月のこゝろ

此春ハなミ木のもとを住家にて

をのつからなる花のさくら戸

木のもとを住家——本歌——こゝろにて

「右一通」

藤

立ならふ松に幾とせ咲にほふ

花のさかりの宿の藤かゑ

おもふとちまとひしをれば長日も

雲にうつろふ藤のたそかれ

「右一通」

花契千年

いハぬとも色こそ知るき櫻花

君かちとせの春の始は

花有喜色

千代ふへきはしめの春と知かほに

氣色ことなる花櫻哉

無風散

さくら花過行春の友とてや

風の音せぬ世にも散らん

依花待客

山櫻花をあるしとおもはずは

人を待へき柴の庵かは

「右一通御譜年間不知ニアリ」

家久

散花のきしねの山の山ふきに

見ぬ色そふる春の名残り哉「本ノマ、」

「右一通御譜年間不知ニ在リ」

家久

みわたせハ風ものときき春の海の

みきりをひたすいり江なるらむ

「本マ、」  
かけひたす  
散つくす青葉さくらの木まより

夕るる浪の花は幾とせ

「右一通御譜年間不知ニあり」

家久

のとかなる花に慰ことしたに

暮るは惜き春の空かな

花かたミ春の色香も梓弓

やよひのけふはおしまさらめや

「右一通御譜年間不知ニ在リ」

家久

「本ノマ、」  
しはしとて  
色にめて、詠る庭の藤かつら

花のしなひのさかり久しも

心あての雲かと見えてむらさきの

藤咲匂ふみねの春風

「右一通」

それ生死無邊ハ世のならひなからあまりにハかの事な

れは和哥一首つらね安藝靈位へ手向る物ならし、  
「本マ、」前

中納言家久

思ひきや春のわかれの夕かすみ

いさなハれつゝきえんものとは



三月廿九日

「右一通」

試筆

家久

とし越て千とせをいわふことの葉に

つもれる雪ハゆたかなりけり

發句

「此同詠石神源兵衛藏本ニアリ」

あらたまのみきりハ千世の宿り哉

「右一通年間不知御譜中ニアリ」

見ぬ人にことやしけらむ夏としくくれはに「本マ、」

四方「本マ、」にえひらの花のさかりは「本マ、」

としはくはにことやしけらん「本マ、」

「右一通」

家久

つてなれハこゝにし來啼ほとゝきす

散ても花の梢なからに

「右一通」

家久

夏山にかゝれる雲ハふもにて

天つ空なる瀧の白波

たえせねて流れ涼しき瀧の絲

くり返し見る袖はあかしな

「右一通」

郭公

家久

ほとゝきす待物からの一聲ハ

いつくなるらん夕暮の空

いつくにも待物からの時鳥

こえ聞まほし夕暮の空

「右一通」

蓮

家久

暮るともまとひあかしな蓮葉の

夕かせ涼しはなの下水

にこり江のなかれに清き蓮は、

妙なる花のにほひなるらむ

「右一通」

家久

にほひ來るはずの葉風も夕露に

袂涼しき花の下水

なそへなく詠めよ花の蓮は、

にこりに染ぬ世のためしかも

「右一通」

中納言家久九拜

蓮葉の花の臺や消のほる

夕の露のやとりなるらん

聞事もきためなき世のならひとて

とをきわかれに偽もかな

かそふれは五十ちにきえし年なみの

なみならぬ世の人をしそ思ふ

村鏡上瀚

「右一通」

529

「御文庫四拾八番箱中御詠哥一巻式拾七通」

七夕

家久

いくとせも秋の七日にこひくし

織女つめに手向せし哉

「右一通家久公御譜年間不知ニ在リ」

七夕

家久

秋ことこのけふの七日にかちおりて

かことなからも露のことの葉

かさゝきのわたせる橋やけふならん

流たゑせぬ天の川浪

「右一通家久公御譜年間不知ニあり」

富士

中納言家久

をよハしな秋の色こき山くも

雪をみたけのふしのすかたハ

時しらぬ山はむへしも秋の色に

ふりつもりたるふしのしら雪

うつこの山

暮る日にやとりやいつこうつこの山

こえてもとをき道のすゑ哉

鳴海

いく日來ぬ旅ねや月「本マ、」になるミかた

夜舟こき行袖はさひしも

すゝか

八乙女のとしふるみねのすゝか山

すゝろにこゆる岩のかけ道

あふ坂

いつはあれと治れる世にあふ坂の

關路もしらぬせきのむかへよな

「右」通家久公御譜年間不知ニアリ

御同詠ノ數首嶋津内藏ニアリ

たくひやハ秋の池水空晴て

なのり出たる月のさやけさ

家久

契りあれハこよひさなから池水に

千代の影すむ長月の空

「右」通家久公御譜年間不知ニアリ

家久

秋の色花の名高きさくら嶋

神にそ千世を猶祈る也

神垣（やまさこち清き天津風）

ことの葉よする和哥「本マ、」のうら浪

「右」通家久公御譜年間不知ニアリ

月前松風

少將忠恒

松のかせ明などたえそ空の月

はるゝもやかて雲かゝるよは

かけ高き尾の上の松に風ふけは

空すみのほる秋の夜の月

風すさむ松の木のまをもれいつる

月よりほかのなかめやハある

忠長

忠主

住の江の月影きよくなかめする

おりからあきの松かせそふく

暮るよの雨ときゝしもすみのほる

月にしらるゝ軒の松風

松風のをとハさなから雨にして

くもりなき夜の月を見るかな

さやかなる月にむかへハをのつから

こゝろをすます夜半の松かせ

天津雲はらひ終つゝすむ月に

むかへはミねの松風のことゑ

月見つゝねやへもいらぬこすのにとに

音いさきよき夜半のまつかせ

嶺たかみ雲吹はらふ松かせの

さそひ出たる月のさやけさ

すみのほる月見よとてやうき雲を

さそひつくせるミねの松かせ

「右一通家久公御譜中年間不知ニあり」

禪夜月

心あるしらへことさらあひ竹の

聲も更行月の色哉

糸竹のことゑおもひそふ久方の

月をよすかにならすつま琴

「右一通」

名月

おもひきや八重たつ空の雨雲も

晴てこよひの月を見んとハ

「右一通家久公御譜中年間不知ニあり」

中納言家久

家久

家久

秋の色花の名高きさくら嶋

神には千世を猶祈る也

神垣やまさこち清き天津風

ことの葉よする和哥の浦浪

「右一通家久公御譜年間不知ニあり」

重陽

家久

とし／＼に秋をかきねて白菊の

花の千とせを袖にかきらん

〔右一通御譜中年間不知ニアリ〕

幾レちよも君明に民やすく

家久

行ゑを祈る神垣のうち

又十郎  
祈るかひ治る時と木からしも

枝をならさぬ神山の松

あかめおくその神山のうこきなき

宮るふりたる霜の松か枝

又三郎  
我と守るちかひのまことあれは「本マ、」

たひのかとてや神にまかせん

霜月十七日

〔在口裏〕

八満宮へ之歌

〔右一通御譜年間不知ニアリ〕

松契退年

家久

ミ山木の霜をかきぬる冬の葉に

梢あらハすみねの松か枝

瑞籬のよゝにさかふる庭の面の

まつのみとりの色はたえなる

〔右一通御譜中年間不知ニアリ〕

冬月

家久

〔此二首御譜中年間不知ニ在リ〕

池水に月や有明あさこほり

家久

待て月色よりさゆるあらし哉

水鳥

をし啼て波のこゑすむ羽音哉

こほる夜は木末やをしのうきね哉

〔右一通〕

長歌

家久

〔此一首御譜中年間不知ニあり〕

ことの葉に空さむけさも忘れられて

雪にこそまく山かせの音

〔右一通〕

初雪を

「此一首御譜中年間不知ニアリ」

柴の戸のおり待えつゝまふ袖の「シレス」「御譜ニアリ」

色より見する庭の初雪 家久

「右一通」

歳暮 家久

「此一首御譜中年間不知ニ在リ」

おもひきや東の老を待春の

とし月ハや幾くれにあふとは

「右一通」

寄鏡

神祇

神かきのうちゆたかにもうつし置

こゝろや代くのかゝみ成らし

寄道祝

世をひろくまもれる神も言の葉の

みちにやなひくこゝろなるらん

「右一通御譜年間不知ニアリ」

住吉之法樂 宰相家久

寸春 すみよしの神のまもりを松の風

吹きてさそへ春のうら舟

み 見わたせは霞のころも色はへて

花に分行ふるさとの空

よ 四方の海さハかぬ波にゆく月の

影も長閑に夜船いそかん

志夏 賤かすむ里のかやりや佐人の

こゝろをミするそふりなるらん

た たか郷に鳴てきつらん郭公

我も待夜の數をしらせん

い秋 幾とせの秋にかあひぬゆふへく

詠めにあかぬ月のいろかな

ミ みれはけふ宿はさなから仙人の

すむかと思ふしら菊のはな

や秋 やすからぬ浮世は露の朝ほらけ

光待間に秋そふけゆく

う冬 うすくこくつもれる雪やゆたかなる

代は時めけるためしなるらん

し 霜しろき寢覺の床のさえくくて

夜半にしはなく友千鳥かな

無恋 むつことの今もたえせし羽をならへ

枝をつらぬる中のちきりは

正月廿五日

「右一通家久公御譜年間不知ニアリ」

話一 家久

いたつらにむかひてかたる油火の

とうしミはたゝひとつとをしれ

讀二

まなひぬる時には二つとうしミを

かゝけそへてそよむへかりける

書三

かくもしのたゝしき道を明かに

あらハす時は三つとうしミ

霜月六日

「右一通」

身にしめてむかしの跡をけふ忍ふ

草木もなひく法のごゑ哉

身にしめて昔を忍ふ草も木も

法にひとしきけふのあへれさ

「右一通御譜年間不知ニ在リ」

夏日同詠寄道祝和歌

参議藤原家久

すなほなる世にすむ人のこゝろにも

たくへてそみる敷嶋のみち

「右一通家久公御譜中年間不知ニアリ」

家久

寸 すみれつむ袖は霞のひまもれて

花に馴つゝかへるさと人

み みどりそふ梢はるかにあし曳の

山ほとゝきす一こゑのそら

よ 萬代の秋ゆたかなる民の戸に

ひかりをそふる月のさやけき

し 時雨のミ嵐の床の袖さえて

ゆめ路をさそふたひまくら哉

た 誰も世に住はすくなる道をしる

人こそハよき友と知へし

い 糸竹のしらへたえなるそらたきの

かほる雲井の庭もなつかし

み 汀うつ浪もなきさのうらつたひ

行かたしるきみなど舟かな

や やすからぬ一世の契り親と子の

あハれをしらぬ人はたのまし

う うちとけて契るいもせのあひ思ふ

中の縁にしハあさからめやハ

神 神代より傳る道しあきらかに

行急を守れ大和と言葉

「右一通御譜年間不知ニ有リ」

神祇 家久

ちハやふるあまつこやねの世をひろく

守るちかひはもれしとぞ思ふ

春日山ひかりのとけき天津空

あふくにたえぬ神牆の内

「右一通御譜年間不知ニアリ」

逢戀

「本マ、」  
家

鳥のこゑあかぬ別れをしたふよの

枕明行今朝ハものかハ

つらかりしほとハ忍るあふ夜ハの

情ハ人のものわすれせて

「右一通」

神祇

世をひろく守るちかひはもらさしの

あまつこやねの神のめくミか

春日山出るひかりのあきらけき

世くにあまねきめくミならまし



さかふる神垣のうち

そあふく  
「本ノマ、」

「右一通御譜中年間不知ニアリ」

家久

過にけるむかしは昨日けふの夢と

あたし世をとふ法のあはれさ

草も木もそくあまりの露の玉

まつる御法はもれしと思ふ

「右一通」

話一讀二書三

いたつらにむかひてかたる油火の

とうしミはたゝひとつとをしれ

まなひぬる時には二つとうしミを

か、けそへてそよむへかりける

書もしのたゝしき道を明かに

あらはず時は三つのとうしミ

「右一通」

「家久公御譜年間不知」

「寫正文在藤井孝左衛門」

早秋風

身にしむハ萩吹風の音信て

けしきも秋と告渡る哉  
家久

「正文在谷山六左衛門」

久かたの空もなつかしつねよ<sup>「欠り」</sup>も

なをさりならぬ風の涼しさ  
家久

「正文在富山十兵衛」

「短冊」

秋

月清き天津雲井の秋風を

つはぎに馴て來啼かりかね  
家久

「正文在國分正八幡宮」

「短冊」

鴈

曳すつる朝けの雲の晴まより

つはさならへて渡る鴈金  
家久

「正文在安藤善助」

「短冊」  
なかむるにことの葉色もあかのミの

秋めつらしき花の一枝 家久

「正文在河村與拾郎」

「短冊」  
秋くれと色もかハラぬなよ竹の

いく世みきりの住家ならまし

家久

「正文在肝付主殿久兼」

家久

秋くれと色もかハラぬなよ竹の

幾世砌の住家なるまし

あつき日は残れとさらに秋と吹

風めつらしき袂涼しも

「正文在安藤善助」

「短冊」  
籠にゑらふ松てふ聲やすゝ虫の

なれも色そふ秋をしそ思ふ 家久

「正文在彌腰仙十郎」

家久

さしのほる入江の秋の夕しほに

こゑうちそふる松の下風

ことの葉にとを川砂はつくすミも

けふまれになる袖はあかしな

家久

なそへなく袖よりそてのまとひして

治れる世の秋にあふ哉

夕浪のうへに名残そ音信し

濱松かせの穰(秋)更る空

「正文在益山八右衛門」

「短冊」  
七夕

としことの秋まちそめて久かたの

空にかハラぬけふの星あひ 家久

「正文在帖佐次左衛門」

「短冊」  
七夕

あへすけふ契りみするや七夕の

朝たつ色に晴るしら雲

家久

「全上」

七夕

さしもけに秋の暮待七夕の

契るちきりやこよひなるらむ

家久

「正文在猿渡喜右衛門」

七夕

秋ことのけふの七日にかちおりて

かことなからも露の言葉 家久

「正文在嶋津勘解由久當」

七夕

逢事のかはらて幾世七夕の

天の川せをわたりそめけん

雨雲をはらへ秋風七夕の

ふたつの星やまちょうかるらん

少雨ふり申候シ

「正文在市來土和田清右衛門」

水上のきためよいかに天の川

けふに絶せぬとしのわたりハ

家久

「正文在伊集院十右衛門忠覺」

七夕

七夕の契りつきせぬ秋ことに

君か千とせをあふく成けり

天川あふ瀬の波の花もみち

かさしの袖や妻むかへ舟

ひこほしの空もくもらぬ秋といへは

光あらハす露の玉ゆら

戀くし月のかつらも糸竹の

こよひ手なれの星合のそら

いとせにひとよあひ見ることの葉の

露の情の数にもらすな

久かたの空も明行天津星の

名残雲引夢の浮はし

天下治る時とくもりなき

星の林のひかりそふかけ

〔正文在嶋津市之助忠昶〕

〔短冊〕

七夕

七夕の契つきせぬ秋ことに

君か千とせをあふく成けり

〔同〕

天川あふせの浪の花もみち

かさしの袖やつまむかへ舟

〔短冊〕

こひくし月のかつらもいと竹の

こよひ手なれのほし合の空

〔同〕

ひこほしの空もくもらぬ秋といへは

ひかりあらハす露の玉ゆら

〔正文在野元源左衛門〕

七〇夕

久方の月もみやこの空はれて

契はさそなけふのほしあひ 家久

〔正文在伊藤相左衛門〕

田家秋風

中納言

家久

しつか住里いかハかり身にしめて

秋吹風をひとり聞らむ

馴ても住こそわふれ軒近ミ

そよく稲葉の夕くれのかせ

あしのやに露むすふてふ秋としも

稲葉吹くる風のさひしき

〔正文在島津市之助忠昶〕

〔短冊〕

田家秋風

しつか住里〔本マ〕いかハかり身にしめて

秋吹かせを空に聞らむ 家久

〔正文全上〕

〔短冊〕

馴ても住こそわふれ軒ちかミ

そよく稲葉の夕暮の風 家久

「正文在國分正八幡宮」

「短冊」

萩

露おもみはなのさかりをみやき野の

こ萩かもとに鹿叫ふらん 家久

「正文在島津市之助忠純」

家久

色も香もみきり八千世の小萩哉

風に散ぬ露の玉咲眞萩哉

露のまもめかれぬ萩のさかり哉

野邊はたゝ千種も花の小萩哉

露にしめり花も色そふ小萩哉

萩か枝の花を井垣のみきり哉

眞萩咲色香やしるし神こゝろ

紹嘉

「正文在川上八郎左衛門」

家久

おく露を鹿もへらはし萩か枝の

草ふしふかき月を屋として

山里の秋はいとハしね覺して

園生に鹿のこゑを聞ころ

「正文在鯉島幸左衛門」

「短冊」

とを山の秋を種て我か宿の

軒はに近きさをしかのこゑ 家久

「正文在村田伊左衛門」

名月

家久

こよひてる月のミヤひといかなれは

おしミなれぬるありあけのそら

くものなミ月のこをりもことのはに

あまるこよひのなかめしてけり

なやおしき月のひかりもふけすくる

こゝろのくまやそらにさきたつ

「正文在市來八左衛門」

名月

待ほどの心つくしもことハりの

ひかり天てる月そ名高き

もろこしも月のすかたはあかなくに  
槇の戸さしてこよひ見るらむ

「正文在島津勘解由久當」

家久

名月

こほさしなこよひの月におく露も  
ひかりをみかく夜半の秋風  
くもりなき月のみやこの空までも

こゝろをさそふ光成けり

浮雲の立るにつくすそらハれて

名高き月のあハれそふらし

こよひそとハらいすてたる雲間より

出て名高き月を見る哉

「正文在川上納右衛門」

「短冊」

名月

千ゝの秋の空をかけつゝこよひてる  
月の光をとりこそ見れ 家久

「正文在島津勘解由久當」

名月

家久

「此名月ノ御詠中原為兵衛ニ在リ」

今宵てる月の宮人いかなれは

おしみなれぬる有明のそら

雲の波月のこをりもことの葉に

あまるこよひのなかめしてけり

名やおしき月のひかりも更過る

こゝろのくまや空にさきたつ

身をわけて見はや名たゝる東かた

つくしの月を袖にむかへて

名にしおふ月にひかるゝ音つれハ

ことちにかよふ松の夕かせ

「正文在税所治部右衛門」

「短尺」

名月

秋ことに見るとはすれとこよひてる  
月は東や光そふらむ 家久

「正文在島津市之助忠純」  
「短冊」 名月

有明の開の戸さしの雨雲も

そら晴いつる月そ名高き 家久

「正文在福山平右衛門」

「短冊」 諸ともにこよひの月をさかつきに

うけて千年の秋を酌なむ 少將

「正文在帖佐次左衛門」

「短冊」 名にしおふ東の月をこの秋は

袖に待えてともに詠めむ 家久

「正文在島津勘解由久當」

十六夜月

家久

山のはを忘れてむかふいさよひの

月の光や空にうつろふ

おしミ見る月はかゝミのいさよひに

心つよさよひとの世中

「正文在島津市之助忠純」

「短尺」 雲霧も名にしおひけり思ひくま

はらふあらしにてる月の影

「同」 こよひてる月をこほして花くの

下露に啼むしのこゑかな

「正文全上」

「短冊」 空も名のひかりあらハす雲ハれて

月のかくらははなぞ散しく

「同」 四方にみつ光くもらしたかための

なにほふ月の影をしそ思ふ

「正文全上」  
「短冊」

山月

更るとも柴の戸さゝて木ま行

月を千とせの秋や詠めむ

「正文在島津勘解由久當」

家久

海邊月

重れる月を詠めてしもや歸らまし

夕霧<sup>(霧)</sup>はるゝ秋のうら浪

海原やなミの花散るうら風に

天津空行月を見る哉

「正文在村田伊左衛門」

ミをわけて見はやなたゝるあつまかた

つくしの月をそてにむかへて

「正文在堀甚左衛門」

秋  
あはれとふ淺茅原にすむ月の

影冷<sup>「本マ、」</sup>キしき露泪哉

「正文在文庫」

秋

誰見よと秋の聲すむ浦波に

照月影のさやかなるらむ

「正文在國分佐左衛門」

重陽

家久

にほひ來る菊の下水そふことに

千とせの陰をうつしてそ波

袖ふるゝ我宿なから白菊の

なひく山路のこゝろこそすれ

雪かとよまかきにきえぬ長月の

影をもめてしきくの白露

「正文全上」

重陽

家久

にほひ來る菊の下水そふことに

千とせの陰をうつしてそ波

「外袖ふるゝ雪かとよ二首前ニアリ略ス」

袖ふるゝ我宿なから白菊の

なひく山路のこゝちこそすれ

雪かとよまかるにきえぬ長月の

影をもめてしきくの白露

「正文在宇都與左衛門」

△



〔短尺〕  
君か見し心そへつるしら菊は

けふなをさりの色香ならぬも

家久

〔正文在島津勘解由久當〕

色も猶霜を重て白菊の

花に千とせの秋そこもれる

おく霜に色もかハラぬ詠めこそ

いくよろつ代も白きくの花

〔正文全上〕

菊花薰袖

家久

咲にほふまかきの菊の花さかり

えしも忘れし袖のうつり香

うすくこく八重咲きくの品くくに

匂ひとめ来る袖はあかしな

見せはやのねかひも今ハ白菊の

はなの香したへもろ人の袖

〔正文在下築町見玉長右衛門〕

〔短冊〕  
あかなくにきくの下水汲なれて

我もちとせをふる山ちする 家久

〔正文在下六日町蓮香勘助〕

一首日説

秋ふかく咲も残らぬ庭の菊の

いろ香もしるき人に手折らむ

家久

〔正文在頼娃左京久甫〕

見せはやのまかきにしるき白菊の

花もいくらのけふのことふき

家久

〔正文在平野次郎兵衛〕

す  
すみなれし秋を待えて庭の菊 家久

幾とせか見む花の下露

に  
〔本マ、〕陰

匂ひ来てひらく朝戸におく露の

玉もてかさす花のしら菊

「正文在阿蘇越右衛門」

返歌咲菊の花の色香のことの葉「本マ、」

た、仙人の宿り成けり 家久

「正文在森岡孫之進」

をよはしなた、一もとのねさしより「短冊」

花の色く見する白菊 家久

「正文在島津市之助忠昶」

庭菊

發句

仙人の花こゝろくむきくの露

友待て咲やしら菊花さかり

家久

「正文在門松市兵衛」

發句

きくの香をあらふ流れの深谷哉

仙人の八千代やうつす宿のきく

色は露にほひもらすな菊の風

折袖に色香をうつす園の菊

けふ咲や朝夕露の庭のきく「本マ、」

いく千代のやとりやけふの園の菊「本マ、」

「正文在島津市之助忠昶」

詠か一たんおもしろく候、さりなからちとなをし申「マ、」

候、

うすくこき菊の花く色わけて

まかきのうちに咲ものこらす

とりあへず一首

なみならぬ菊の色かを手にふれて

をくるなさけを袖にうつさん

いゑ久

「正文在市來土和田清右衛門」

色も猶霜を重てしら菊「短冊」

はなに千とせの穠そこもれる

家久

「正文在島津市之助忠絶」

いつそや詠候「マ、ヨク」きにて候まゝ一首

つほみよりひらくを待て咲にほふ

菊のさかりハはなのうハたけ

家久

「正文在種子島三左衛門」

家久

色も猶霜を重て白菊の

花に千とせの秋そこもれる

おく霜に色もかハラぬ詠めこそ

いくよろつ代もしらきくの花

「正文在指宿休左衛門」

家久

冬咲とつほミを殘す白菊の

花はことさら又千よの秋

「正文在伊東伴右衛門」

「短冊」  
菊

露のかもちとせのこゝち白菊の

花にをくらすけふの暮哉 家久

「正文在島津筑後忠置家臣川上太郎左衛門」

庭の菊をくり給候、心さしあさからす候、哥のさく

いおもしろくこそ候へ、とりあへす返事なから一首

つらね侍也、

うつろハてさかり久しき菊の花

又こむ秋の色香をそまつ

手おりこし日數おもへハ長月の

そらにあまりてにほふしら菊

中納言家久

ひかし

むもし

「正文在島津市之助忠絶」  
まいる

「短冊」  
見せハやのけふ待えてや白菊の

花もさかりのあるしまふ（け脱カ）に 家久

「同」

返し

袖ふれてうへおく菊のほひより

見る人からと色そまされる 家久

「正文全上」

「短冊」

菊

露の色又さく花もしらきくの

なかめハちよのはしめなりけり

「正文在野村喜兵衛」

「短冊」

かけきやハ千重のもみちの池水に

うかひて色のまさるものとは

家久

「正文在伊勢八右衛門」

霜にしも色をかさぬる紅葉は

あかちのにしきかけやほすらん

家久

「正文在島津市之助忠起」

「短冊」

ちりうせぬ紅葉やかさし歸るさの

袖待えたる錦なるらむ

「同」

一首をくり給候ま、返歌とりあへすはもし

まいる

こひくし君か心をかさしつゝ、

もみちのにしききてや歸らん

家久

「正文在頼娃左京久甫」

「短冊」

千、の色に馴し名殘の秋に又

ちきりあハむと袖そわかるゝ、

「正文在島津市之助忠起」

「短冊」

さしのほるいり江の秋の夕しほに

こゑうちそふる松の下かせ

家久

「正文在伊勢兵部貞榮」

外山吹秋のあらしも露霜の

夜さむ忘るゝいで湯成らんならまし

「本ノマ、」

家久

長月の月を枕の旅ねして

妻とふ鹿のこゑを聞らむ

「正文在島津市之助忠昶」

「短尺」  
名にめて、夜を長月の幾千とせ

くもらぬ影をなれくゝて見む

家

「正文在島津市之助忠昶」

十三夜月

家久

夜もすからみてそあかさむ長月の

月の光のまさることよひは

こよひ猶あふき見る哉名にしをふ

雲井の空の長月のかげ

「正文在二渡伊左衛門」

九月十三夜

くもりなきよを長月の空もけ□

光さやけき影を見すらむ 家久

「正文在大川平休兵衛」

秋ふかき松のあらしを家の風

吹來て守れ萬代までも 家久

「正文在新村休右衛門」

「短尺」  
あき深き松のあらしを家風

吹來て守れ萬代までも 家久

「外此御詠哥帖佐次左衛門指宿宗古ニ在リ、皆短尺也」

「正文在和田平右衛門」

「短尺」  
籠にゑらふ松てふ聲やす、虫の

なれも色そふ秋をしそ思ふ

家久

「正文在東郷藤兵衛」

鶴岡八幡宮にての哥

跡たれし神代しられてみさほなる

松のしけミのかけそ木高き

富士

晴くもるそらのさかひは夏山の

こすゑに残る富士のしら雪

さ月にふしの山晴けれハ

五月雨の八重たつ雲も天の戸を

ひらきてむかふふしの山かな

見せハやなまたみぬ人に富士の根の

さ月なかはに残るしら雪

さ夜の中山を五月廿一日にとをり侍けるに、そこに

有けるあるしの僧なく成にけれハ、

此寺のあるしをとへハ夏草の

露の跡とふさ夜の中山

す、か山を越けるに、さみせんをいとおもしろくひ

く、一人は哥をうたふ、馬をひかへて、

はち音も松吹風もす、か山

うたふ乙女の袖そえならぬ

鏡山

中く、に老はいとはぬか、ミやま

さりとてうつす影ははつかし

か、ミ山心をみかく玉鉾の

みちある代にや光そふらむ

早苗

早苗とるひまこそなけれ見わたせばは

すけのをかさに身をやつしつ、

家久

「以上数首の御詠木脇賀左衛門ニ一通浄光明寺ニ一通アリ」

「正文在林甚五兵衛」

「短冊」  
霞しく雲井のよそにへたつとも

たひ行袖やいまかへりこむ 家久

「正文在福山平右衛門」

「短冊」  
さよの中山をとおくに年ころ見馴し寺僧の身まかりけ

ると聞て、

此寺のあるしもいまハなつ草の

露の跡とふさよの中山 家久

「正文在高崎甚五左衛門」

「朱カキ」  
春歌拾五首之内

おしからぬ旅のやつれもけふといへは

衣かへうき花の春かな

「正文在島津市之助忠施」

「短冊」  
いかにせん玉まつる水もなき人の

こよひおもはん旅はあはれし 家久

「正文在村田伊左衛門」

富士

家久

しら雲のさかひも見えず天津空

雪をや富士のたけとゆふらむ

きてみれはかたひら雪のしろたえに

ひとへに冬をしらぬ富士のね

清見

松さむきあらしを袖に清見かた

せき越わふるたひの空哉

跡とをくなるミハいつこふるさとの

空なつかしきミほの松ハラ

さゆる夜の月のうら浪清見かた

せきもりとめよふけ渡る空

十二月廿五日

「正文在家村孝右衛門」

室浦

家久

春雨のはれ待空はむろの浦

神風さそへ浪の明ほの

長閑なる浪の枕に啼千鳥

うきねをいとふむろのうらら舟

「正文在木脇次郎右衛門」

「短冊」  
梅か香に波のさハキも忘られて

ことのはさそふもしの花もり 家久

「正文在島津市之助忠施」

「短冊」  
思ひやれ八重のしほ路のうらら風に

霞わけ行ふねのつれく 家久

「正文在家村造右衛門」

富士

中納言家久

おもひきや詠めぬほどは富士のたけ

五月の空に雪を見んとハ

さもとてはあられんものか夏山の

ふしの高根の雪のむらきえ

清見開

旅人の宿りさためぬあはれなを

清見か關の鐘のゆふ暮

みほ

夕なきにうかふ小舟の數見えて

あらしの風やミほの松はら

さ夜の中山

あけやすき月を残してミな人の

歸さをいそくさ夜の中山

夏草の露の身いかにしら玉の

なからへこゆるさよの中山

鏡山

いつのおりたれか見そめしか、み山

光やをのかすかたなるらん

きてミれハ影もはつかし旅ころも

あやなくむかふか、ミやま哉

五月廿四日

「正文在島津勘解由久當」

中山

家久

朝戸出の袖もさえ行旅ころも

又きてこゆるさよの中山

霜雪をいとふ旅ねもとにかくに

身はならハしのさよの中山

清見

みほか崎浦ふく松の風の音に

清見か關の袖の寒けさ

鐘ひ、くやとりやいつこ暮る日の

入かたしたふミほの松はら

富士

見せはやの心をさそふ雲晴て



空につもれる富士のしら雪

いかハかりつもれる富士のしら雪を

はらふあらしの風のはけしき

「以上數首島津内藏ニ同文アリ」

「正文在島津内藏」

鳴海

ミつしほにけやちかくなるミかた

こなたかなたに舟よはふなり

「正文在島津備中久茂」

一筋の下緒なからもひめ置し

みちハつきせぬ大和ことは

これやこの持や不動早繩を

かくる下緒はのかれかたしや

ぬく太刀のさやをはいかてとゝめまし

結ふ下緒を腰に付すは

うてぬきハ常にしあらぬ物なれば

みしか下緒の付るとをしれ

るすの弓はるや下緒の花うつは

やさしく見ゆる武士のミち

とりあへす刀を腰に付ぬるは

下緒にふかく祕する道也

右に太刀左に手繩持時は

下緒之腰にまとひぬる哉

夕立のさやはしりする折にしも

かゝる下緒の露そ涼しき

かた手にて脇さしをぬく時にこそ

下緒之帯に緒ふつと也

かりふしの夜半に下緒之敷鳴の

道は賢きね覺ならまし

脇さしの下緒にまとふはな紙を

もつはひとつの習ひなるへし

傳へすハ誰かしらまし脇さしの

下緒にゆかけ付る習ひを

いたつらに二つ下緒の結びにし

人の心にほいなかりける

春ハ花秋ハ紅葉の色そへて

紅井ふかき長下緒哉

さやとめの下緒えならぬ馬の上

犬追物や又はかさかけ

下緒には習ひ品くおほけれど

かた結びこそはやきわさなれ

吹風に雨つゝミする衣手も

まハしてよきは下緒成けり

こ手くミや五分またとにかひの口

引目下緒と聞そつたふる

世越すゝみしか下緒の脇さしも

山せう入て付よひうたん

鸛のふしおとこ結ひにかた結ひ

下緒ゝ守れ伊勢の神垣

仲秋十八日

「正文在伊集院嘉左衛門」

神祇

ちハやふるあまつこやねの世をひろく

守るちかひはもれしと思ふ 家久

「正文在北郷作左衛門久嘉」

「短冊」  
いのる祈君明に民やすく

行ゑをまもれ神垣のうち 家久

「正文在壹岐助左衛門」

「短冊」  
ちハやふる神代の春もしらゆふの

花咲かほるあけの玉垣 家久

「正文在豎山佐太夫」

「短冊」  
浪も花にたえぬや手向神の前 家久

「正文在日高六郎兵衛」

神樂 家久

榊葉やこゑハ千とせの神樂哉

歌にこゑ四方に治るさよ神樂

いのり祈る小夜御神樂の雲井哉

「正文在鯨島幸左衛門」

「短冊」  
たのみおく神路の山の松ふりて

常葉かきハに祈る行末 家久

「正文在島津内藏」

「短冊」  
伊

いさ清き流れや手向鈴か川

深き祈りをたのみゆく末 家久

「右同」  
與

よを守る神のちかひの跡とれし

松は久しき宮所かな 家久

「短冊」  
し

しかい波治れる世ハあまくたる

神のめくミのしるしなるらむ

家久

「右同」  
し

忍ふてふ草の名におふ住の江の

松に小松のかけハいくとせ 家久

「正文在伊勢八右衛門」

「短冊」  
たのみおく神路の山の松ふりて

常葉かきハに祈る行末 家久

「正文在國分正八幡宮」

「短冊」  
松

住よしの濱松風のおさまれと

たのみをかくる神牆の内 家久

「右同」  
たのみおく神路の山の松ふりて

常葉かきハに祈る行末 家久

「右同」  
萬代のけしき色そふ神牆の

秋にはあひぬ又花の春 虎壽丸

「右同」  
神牆や松に小松のたちそひて

千代のかけすむ月のした水 岩松丸

「正文在宮内喜兵衛」

「本マ、し」

としくくに葉のミ茂りて法の庭の

いつくのこりはらふ松風

くらからぬ法のをしへのけふことに

影をしまるゝみな月の空

「正文在島津市之助忠庵」

たうちやう歌

いつはあれとさゆるなかれのちかければ

くめるこゝろもすミわたるらし

返歌

くめるにもさゆるなかれもいつはあれと

心すみぬる法のことの葉 家久

たうちやう返歌

ことのはにもれぬ御法のみちなれば

めくミのすゑをなをやたのまむ

長歌に又一首いつれもくとりあへすの事候て、はつ

かしく候、又くかしく、

二首

「正文在帖佐次左衛門」

「短冊」  
ありかたき彌陀の教へをつたへ行

法のまとるハ道し有けり 家久

「正文在村田與三左衛門」

其阿へ

ありかたき彌陀のおしへをつたへ行

法のまとひは道し有けり

「正文在新納喜右衛門」

家久

妙にしも八卷の法のをしへこそ

さなから三世の佛成けれ

あはれてふうさもつらさもおけはちる

朝露置露のまやあたし世中

まやうき世なるらむ

朝かほの日影待まもおく露の夕へを  
「本ノマ、」

夕おく露をまたてちる

常ならぬ世は散妙のかり枕

ゆめの跡とふ法のかなしき  
「本ノマ、」

さそゐもつらき

朝かほのうき世は花におく露の

ちりにし跡をとふはむな「本ノマ、」

「正文在不斷光院」

ありかたき彌陀のおしへをつとめ行「短冊」

法のまとひは道しありけり 家久

「正文在島津内藏」

鏡

まつ咲は千との色にもますか、み

梅か香きよき花の下水

鷺

はるかなるわしの高根の雲井より

吹おろす風は四方に涼しも

琴

年々に思ひそひつゝ、かしこきは

秋のしらへのことさらのこゑ

釋教

浅からぬ雪のミやまの鳥の音や

すゑとをき法のをしへなる覽

名にめて、花のあけほの月の秋

うき世の外の佛なるらむ

花月大圓居士

「正文在島津勘解由久當」

たくひやハちりを拂て松の風「短冊」

衣手涼しふる寺の庭 家久

法の庭に心の色もさくら花「右同」

おりてみまへにいさや手向ん

家久

「正文在伊勢兵部貞榮」

三月五日心あて五日なれば、おもひつゝ、遣一首、

ちる花の遠き世忍ふ老か身の

誠やけふの雨とふるらん

中納言家久

「正文在伊集院用之助久當」

釋教

浅からぬ雪のみ山の鳥の音や

すゑとをき法のをしへ成らむ

名にめて、花の明ほの月の秋

うき世の外の佛成らん

花月大圓居士

「正文在喜入五郎兵衛」

名にめて、花の明ほの月の秋

うきよの外の佛なるらむ

法名花月大圓居士といへるにまかせ、如此候てもよ

く候する哉、指南可有候、かしく、火中、

廿六日

家久

(喜入久正)  
紹嘉老

「正文在島津勘解由久當」

嶋霧

家久

つくりなす砌の池の中嶋に

馴て幾とせ霧のもろこゑ

「正文在島津市之助忠起」

「短冊」

天下おさまる時とくもりなき

ほしのはやしの光そふ影

531

「正文在新納休右衛門」

喜入大圓居士  
嶋霧

(嶋津又八郎九歳)

「外二」

○花鳥風月ノ大字又八郎九歳トアリ

正文左近允六太夫ニ在リ

○八幡大菩薩ノ大字

533

「正文在島津市之助忠親」

しらる世をさましもやらて盃に

無明の酒をかさぬるはうし

日新

伯圀

532

「正文在東郷藤兵衛」

重帷肖贊

天地を吹わかつかせにをく露の

いろかへぬこそ吾すかたなる

能岳俊藝庵主

534

「正文在松元茂兵衛」

なぞへなく袖よりそてのまどゐして

治れる世の秋にあふ哉 家久

「正文在島津中務久輝」

木すゑより散くる雪はくれなるの

むめに色そふみきり成けり 家久

「右阿」  
文字關

長閑なる硯の海につなきおく

舟をはゆるせもしの關守 家久

嶋津又四郎九歳トアリ

正文在竹内市助トアリ

○春日大明神ノ大文字

嶋津又八郎九歳トアリ

正文関喜右衛門トアリ

以上三通略ス

忘るなよ又わするなよ月花を

見てもわするないましめの酒

龍伯

のむ酒の正躰なきもせうしかな

あまりのまぬも人のかけミち

たらちねのなをさりならぬ大ミきの

戒めをきしことのはのすゑ 家久

「右同」  
見るまゝに昔なからの花のいろ

かにめて、しも抑ぬ日ぞなき

「短尺」  
とくをそく待日ハあれとけふに咲 家久

「右同」  
花のこゝろのふかミ草かな 家久

「右同」  
寄空

無常

あたし世の教を覺る天の原

空にときおく法のことハリ 家久

「右同」  
君か代に天津乙女の行かよひ

なつるいはほのうこきなき哉

「右同」  
夕附日ウミ山かけてみわたせは

はなや霞にさかり成ける 家久

「短尺」  
月ならて誰かハしらむ君か世に

秋のこよひのいくめぐりとも

「右同」  
夜時雨

更渡る空もいとほし小夜時雨

ね覺たのしむ軒の玉水 家久

「右同」  
秋來ぬと空にしられぬ瀧の音に

なつをよそなるみきり成けり

「右同」  
うつろひし花の名残の木すゑより 家久

春雨のふる空やなかめん 家久

「短尺」  
雪

霜かれし枝につもれる白雪は

はなかとみゆる曙の、空

「右同」  
花を見る大内山のもろ人は 家久

このもとなから千代もへぬへし

「右同」  
吾か宿の千代の川竹けしとをミ

さも行すゑのはるかなる哉

「右同」  
まちくし心くらへのかひぞある

八千年の椿花さきにけり 家久

「右同」  
若菜

いくとせもつミはあかしな七種の

いくとせもつミはあかしな七種の



老せぬ若菜袖になれつゝ、 家久

<sup>〔短冊〕</sup>ひまやせむひかてやみまし二世より

行すゑとをき松のこすゑを

<sup>〔右同〕</sup>幾千しほそめて色こき萬世の

はるになれてやつゝし咲らむ

家久

<sup>〔右同〕</sup>梅

山里は雪つもらせてむめの花

はるをまてとや咲にほふらん

家久

<sup>〔右同〕</sup>久かたのあさとふつるの契をきし

千代のためしのけふにも有哉

<sup>〔右同〕</sup>地水の千代を心にまかすれば

行末とをく月もすむらん

<sup>〔右同〕</sup>え

そふことに詠よとてや岩つゝし

いわぬもしるき花のいろく

家久

<sup>〔右同〕</sup>徒

春の日も暮そむるより夕つゝし

つかなん空の影おしき哉

<sup>〔右同〕</sup>川

春風に紅井にほふ山はみな

つゝしをくして歸るころもて

<sup>〔短尺〕</sup>十

春の海磯山つゝし咲ころは

しハし木すえを舟そこきかふ

<sup>〔右同〕</sup>見

春の山はあけの千しほにつゝし花

ミヤひ馴たる袖の行かひ

<sup>〔右同〕</sup>二

春されは岡山つゝしたくひやは

にたる花なき明ほのゝそら

<sup>〔右同〕</sup>八

春ふかき影おしミつゝしはしミる

はなも花なるさかりなりけり

〔右同〕  
志

春霞くむさかつきを詠めつゝ

しやくハち吹てあそひあそはん

〔右同〕  
三

春も今やよひ過行散はなに

さかり久しき岩つゝしかも

〔短尺〕  
え

春雨の露の名残に咲つゝし

けさ猶まさる花の色かな 家久

〔右同〕

けふよりの千とせの春を君か代に

かさねてにはへ宿の梅かえ

〔右同〕

いく春もかさしの袖にとめこかし

梅のにはひを忘れすもとへ 家久

〔右同〕

天のした久しきミよのしるしには

みかさの山のさかきをそさす

〔右同〕

雨露の色よりいろにあふひ菊の

はなに馴つゝ千世をふるへし

〔右同〕

菊花薫袖

みせはやのねかひも今は白菊の

〔右同〕

花の香するへもろ人の袖 家久

ちらはいかにくやしからまし春雨に

さゝて待みる花のせくら戸 家久

〔右同〕

小町老女

花になれ月雪のふる明ほの、

つもるや老のすかたなるへし

〔右同〕

見れとあかぬ砌の花の蓮は、 家久

とめいる袖もたえしとぞ思ふ

〔短尺〕

霜露

老つるの翼に霜を幾とせか 家久

〔短尺〕

霜露

かさねて深き聲を聞まし

家久

「右同」  
御すかたのたえなる夢にあらはれて

むかしを忍みしか夜の空 家久

「右同」  
惜餘春

一とせにひとたひ花の咲春を

たれか惜ぬ人はあらしな 家〇久「久」

「右同」  
久方の空に見さりし雲かすミ

にはひや花の梢なるらむ 家久

「外ニ日新公伊呂波四十七首の御詠歌、家久公御筆ト見えたり、略ス」

「正文在島津内膳久兵」

色かへぬえにしも久しくれ竹の

葉にふりつもる雪を見るかな(家久墨印)

書  之



「此御同詠外喜入休右衛門・税所長左衛門・市來早左衛門・額川清右衛門・平田民部左衛門・福山平右衛門ニアリ略ス」


「正文在島津市之助忠祀」

鶴の子のみやしは子のすゑまでも

ふるきためしを我世とや見む  「御印」

「正文在島津市之助忠祀」

民やすく國ゆたかなる御代なれハ

君を千年と誰かいのらぬ  「御印」

家久公 年間不詳

附 錄 舊 記 雜 錄 卷 二 十

「家久公御譜年間不知」

「正文在文庫」

猶と、龍伯様へ可申上儀共可在候と存、喜入大炊助被召列候へと申事ニ候もし喜入大炊指合儀候者、たれ人なり共、以御分別可被召列候〔事候〕<sup>①(ナシ)</sup>、明日可有御越之由、珍重存候、お共儀者、とてもものに

早朝御出まち可申候、太田飛彈殿方の使者、此元ニ留置候、其上日向方の到來も在之事に候條、彼是談合申度候、

然者、比志嶋紀伊守、い勢兵部少・桂太郎兵衛・喜入大炊助可被食列候、恐と謹言、

十月九日

少將殿

參

維新<sup>②(花押)</sup>御判

(本文書ハ、「旧記雜錄後編三」一二〇七号文書ト同文ナリ)

「家久公御譜年間不知」

「正文在文庫」

返と、乍重言明日之御越、萬一御相違之儀も候は、御爲いか、敷候ま、是非<sup>③(共)</sup>成く諸事を被指止、明日早天御越あるへく候、當世之人との所存ニ者、何たる由をもかな、我と父子之違目に申なすへきと、被相工跡と見及聞及事候間、事とく候へとも如此候、此到來ニ付而龍伯様御事も、明後日者早と必可被成御越通、只今使を以申上候、是又爲御存候、

從我等前貴所へ申渡、貴所此方ニ於被相越者 龍伯様も  
可被成御越之由被仰越候條、令申候處に、今日者難去隙  
入ニ付而、明日早天此方へ可被相越之由、只今使を以承  
候、尤珍重候、乍不申せめて明朝早くと可有越着事肝心、  
相構而不可有御相違候、恐と謹言、

七月四日

惟新◎(花押)  
〔御判〕

より

少將殿

進之候

惟新

△

〔本文書ハ、旧記雜錄後編二一六四九号文書ト同文ナリ〕

537

〔御文庫四拾八番箱中義弘公三十二通ノ内〕「家久公御譜年間不知ニ在リ」

猶と、御壺此度被指上候者、早無餘日候ま、道甫  
をそれへまいらする事者、難成候間、たれそを以、

茶之様子など、早くと可承候、

爲當年令茶詰我等壺之事もたせ、來月二日道甫指上候、

然者、貴所御上之日限も、今少相延事も可在之候間、此  
便に貴所壺も被指上候へかしと存候、建軍猪右衛門尉を  
以申進之候、御返事共委承届、今朝則本田源右衛門を以  
龍伯様へ得御談合候、御返事次第様子ともまた從是可申  
進之候、就其も若御上於延引者、壺隨身候而も、茶之時  
分ニ相渡可申候條、旁爲御分別候、恐と謹言、

二月廿八日

惟新◎(花押)  
〔御判〕

少將殿

床下

538

〔御文庫四拾八番箱中〕「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

從 龍伯様猿渡新介を以承候者、川上左衛門尉殿事當時  
隱被在之に付而、從談議所御任共被申之間、龍伯様も  
被入御口、河左事前くと慮外とも相改、深くと神載を以  
二度無奉公仕間敷と被申候間、被召置候やうにと、被仰  
付候處ニ、貴所無納得候、各此後二度被仰間敷と、談儀  
所へ被仰放たる通、被仰越候き、爲御返事申上候者、不  
行庄内御弓箭うちも、作病共候而無參陣、又先年高麗よ

りも被走候而、在所へ被罷歸候を、親父曲事之段達而被

申ニ付而、少船ニ而こしきの嶋迄被罷渡候而、それより

渡海候、此上も曲事之儀候、併先非を改御奉公可申之由

候者、先此度在衆召直候而可然存之間、猶少將殿へ可

被仰分事尤ニ存之通申上候、其後又被仰候者 龍伯様御

承と申、御吳見を被仰候處ニ無承引上、又々被仰候而も

無同心候へ者、御外聞いか、敷候條、重而被仰間敷と思

召之由候、就其我等存候者、川左罪之儀者、無其隱候、

御尤被仰事候へ共、 龍伯様御吳見を用なきやうに候へ

ハ、無分別人の取沙汰も可在之候ま、早竟渡度之為迄

理を以被仰たる儀ニ而こそ候へ、 龍伯様御分別之上ニ

て、しゐて被仰之間、不及是非由候而、先此一度者被召

直候而者いか、と [ ] を申事候、御

十一月廿六日

惟新◎(花押)  
御判

少將殿

床下

539 「御文庫廿三番箱十五卷中御案文」

先日以旅庵人參所望之由 [ ]、然者去年於京都相癩 [ ] 底

候間、乍輕微壹兩進入申候、日本人參も所持候條一兩參

らせ候、葉と實之様子ハ高麗人參ニ易事無之候、醫者御

見せ有へく候、恐々謹言、

霜月廿日

惟新

少將殿

540 爲端午之祝儀、帷子單物十到來、欣覺候、猶本多佐渡守

可申候也、

五月四日◎(花押)「家光公也」

薩摩少將殿

「四十九番箱中」

541 龍眼之菓子二箱、遠境之吳産悅覺候、委曲土井大炊助可

述候也、

十二月廿四日判「家光公也」

薩摩少將殿

542

〔御文庫四拾八番箱中〕

猶々、種子殿事必御供可被申之由候、此由はや 龍  
伯様へ被仰上候哉、若於<sup>◎</sup>其儀者、そと聞召候やう

に、御分別可在之様、奉憑候由被申候、左様ニ候ハ  
、心易御供仕候由被申候、

今度者罷越候處、乍早晚御丁寧之御會尺共、満足申候、  
然者出水へ御越之日取、彌來廿三日ニ相定候之哉、先ニ  
寄候て者御事繁可有御座之條、無延引様に御分別尤候、  
我等事ハ、廿七日ニ出水へ可罷着覺悟候、兼又貴所同心  
を以出水へ罷越候、龍伯様も被成御越、彼堺目可被成  
御覽之由、申上候、出水之事ハ前ニ被御覽候、其上遠路  
難成思召候間、御越有間敷之由、御返事承候、爲御存知  
候、恐々謹言、

三月十八日 惟新

▽◎(張紙)

慶長五年歟

三月十八日

△

◎(花押)  
〔御判〕

少將殿

參

〔此文書、慶長五年歟ト張紙あれ共、五年ノ三月比ハ惟新公御上京中  
ニ当れり、少將公ハ庄内一乱ニ別而無御閑暇比也、五年ニハ非ざる歟、  
卯月廿七日惟新公御書中ニモ、今朝内府様へ罷出云々アレハ、御在京  
中疑ナシ、

543

〔御文庫三番箱宝鑑中〕「家久公御譜年間不知ニ在リ」

好便之條、一筆申候、去春預芳情候、葉茶壺能持候事、  
無比類候、比志嶋紀伊守委曲可爲演說候、別而祕藏此事  
候、隨而者從武庫入道殿、於大峯御祈念之儀、去夏承間、  
諸先達中堅申付<sup>◎</sup>〔候〕、卷數守下進之候、可有御頂戴候、  
次爲御普信、砂糖壺送給之候、御懇意之至、難申謝候、  
二ヶ之壺、賞翫無申計候、來春者可爲御上之由候間、事  
々期面談之時存候、穴賢々、  
(慶長八年)

十月十六日

(花押198) 「如雪御判」

羽柴少將殿

544

期後音故、此度不具候、

正月二日之芳札、并貳卷、川東土佐隨身候、某許之樣躰聞及申、諸事珍重大慶候、尙從是可申越候、かしく、

三月五日 信尹

鹿兒嶋少將殿

「家久公御譜年間不知ニ在リ」

「御文庫二番箱家久公二卷中」

尙く、御人數を被催、先御使者を御渡被成、渡海仕

候様可被仰遣事專一存候、其上にても相濟不申候ハ

、被得御説、御人數をも御渡被成、尤存候、不及

申候へ共、隨分御人數を不及被渡、渡海仕候様御才「本

學專一存候、尙追而可得貴意候、以上、

好便之條、令啓上候、仍爰許相替儀無御座候、然者、當

城御番衆、關東方被罷上候、就其此中在番之衆、各く駿

府へ被罷下候、我等も來月相當地罷立、駿府へ罷下候、

猶追而可得御意候、將又、琉球之儀、去六月之時分、御

禮可申上様ニ、和久甚兵へ罷上申候キ、如何御座候哉、

今度本上州方〔令〕申上せ候、琉球人 上様へ御禮申上様

ニ、御才覺可然由、自拙者可申入通、被申〔付〕候、若于

今渡海不仕候ハ、御使者琉球被遣、被成御究、可然存

候、兎角琉球人渡海不仕候者、御人數をも可被渡様被仰

遣可然候哉、何様彼方之返事之様子、被成御注進、被

得御意尤存候、猶惟新様へまで申入候、恐惶謹言、

（慶長十三年）

八月十九日

山駿河守

◎原友（花押）  
〔判〕

薩摩少將様

參人々御中

（本文書ハ「旧記雜錄後編四」四九一号文書ト同文ナリ）

「御文庫二番箱家久公二卷中」

以上

御歸國之以後不得御意候、定而無吳儀御下着と察存候、

仍〔闕字〕上様去月十二日ニ 勅使御座候而、將軍之御宣下

御座候、然者、明後日十九日ニ被成、御上洛、同廿五日

ニ可被成、御參内之旨候、諸國御大名衆御辻堅可在之御



沙汰共候、尙珍義候者、追而得御意可申候、恐惶謹言、

(慶長八年)

三月十七日

羽少將様

人々御中

山口勘兵衛

直友判

(本文書ハ「旧記雜録後編三」一八〇二号文書ト同文ナリ)

547 「御文庫二番箱家久公三卷中」

御書之寫

從薩摩上下之者、嶋津殿被申次第無吳儀可送通候、猶期

後音候、恐々謹言、

(慶長四年)

九月廿四日

家康

中川修理大夫殿

太田飛驒守殿

右之通ニ候間、爲御心得寫進之候、此兩人所へ御使被參

候由候、其方私方へおくり可被申候間、はや船を以可差

上所存ニ候、以上、

(慶長四年)

十月四日

熊谷内藏介判

羽少將様

人々御中

(本文書ハ「旧記雜録後編三」九一六号文書ト同文ナリ)

548 「御文庫二番箱家久公九卷中」

已上

先度佐和山へ被遣候御使者、御歸候間、申入候、拙者方  
方案内者相添申候處ニ、御懇ニ御音信忝之由、能く可申  
入之由、被申越候、於趣者、本助左可有御申候、恐惶謹  
言、

十二月八日

山勘兵衛

直友判

少將様

參人々御中

549 「御文庫二番箱家久公九卷中」

猶以御使札忝奉存候、來春者早々參、萬賀可申上候、

猶御使者へ申入候、以上、

爲歳暮御祝儀御使札、殊御小袖一重拜領忝奉存候、尤以

參上可申上儀候へ共、年内者無途日候條、來春早々參可

申上之旨、龍伯様御意候間、致延引候、明春以參、萬吉

可申上候、恐惶謹言、

(山口直友)

十二月卅日

〔判〕花押 誰ヲ詳ニセス

少將様

貴報

550

「御文庫二番箱家久公拾卷中」

内府末子千千世相果候付て、早々御飛札、即可申聞候之

(仙)

處、被存出儀被致迷惑、從何方御見廻之儀も披露申間敷

之旨、堅被申付候之間、不能其儀候、入御念之通、無何

可申聞候條、令省略候、恐惶謹言、

三月廿七日

伊那圖書頭

成令(花押 267)

薩摩少將様

貴報

551

「御文庫二番箱家久公十卷中」

尙々、本佐州右之書狀、是又令披見候、委細御使へ

申入候條、可被仰上候、以上、

如御意、先日者致祇候、緩々と御意得、安悅之到存候、

仍羽柴左衛門大夫殿へ之、御朱印之案文、令拜見候、彌

御仕合共候、拙者式迄満足ニ奉存候、猶御使者へ申入候、

恐惶謹言、

極月十七日

山勘兵衛◎(花押)

直友〔判〕

少將様

參御報

552

「御文庫二番箱家久公十卷中」

御使札拜見本望至極候、殊御大刀御馬并鐵炮一挺・緞子

十卷被懸御意、忝存候、御上洛先以目出度存候、從是可

申述之處、及御報、非本意候、如仰、兵部少輔別而得御

意之由候キ、不相替被仰越候儀、快然之至候、委曲御使

者へ申渡候條、早々得貴慮候、恐惶謹言、

極月六日

井伊右近大夫◎(花押)

直繼〔判〕

薩摩少將様  
實報

553 「御文庫二番箱家久公十一卷中」

猶々、<sup>(蜜)</sup>蜜柑則關東へ進上可申候、猶追而可得御意候、  
以上、

御悞書致拜見候、仍御國本方御左右御座候之由、被仰越  
候、殊御靜謐之由、珍重存候、就中、御國之蜜柑贈被下  
候、連々向之嶋之蜜柑之御咄共、折節被成候つる間、則  
關東へ進上可申候、御書中之旨、本上州迄、具可申越候、  
猶御使者へ申入候條、可被仰上候、恐惶謹言、

十一月二日

少將様  
參貴報

山勘兵衛  
直友<sup>(花押)</sup>

554 「御文庫二番箱<sup>義弘公</sup>家久公七通中」

ばハル海賊之儀、從先年被成御停止候處、當年猥之輩有  
之付而、加成敗候、向後之儀者、先年如御置目、其領主

共ニ可爲御成敗條、被得其意、出船歸朝、被入念、堅可  
被相改候、恐々謹言、

八月廿日  
<sup>(慶長四年)</sup>

利長

羽柴薩摩少將殿  
<sup>(家久)</sup>

景勝  
輝元<sup>(花押)</sup>  
秀家<sup>(花押)</sup>  
家康<sup>(花押)</sup>

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」八五八号文書ト同文ナリ)

555 「御文庫二番箱<sup>義弘公</sup>家久公七通中」

一筆令啓候、於天下之儀者、從古曆可被仰入候條、不能  
申候、於于今ハ、御人數國中無殘被召連、急度御上洛肝  
要候、玉藥御兵糧等之儀者、從公儀被仰付之條、御人  
數有次第御馳走此時候、猶期面上候、恐々謹言、

八月朔日  
<sup>(慶長五年)</sup>

備前中納言  
秀家<sup>(花押)</sup>

安藝中納言<sup>◎</sup>(<sup>花押</sup>)  
輝元〔判〕

嶋津少將殿<sup>(家久)</sup>  
御宿所

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」一一五〇号文書ト同文ナリ)

556 「御文庫三番箱宝鑑中」

就御祈禱之儀、以伊勢兵部少輔承候趣、具得其意候間、

隨分々不可存疎略候、將又、黄金十兩給之候、毎々御懇

意之儀、難申謝候、猶友枕齋可有演說候、謹言、<sup>(伊勢貞知)</sup>

三月二日 (<sup>花押</sup>198) 「照高院如雪御判」

羽柴少將殿<sup>(家久)</sup>

557 「御文庫御玉鑑中」

去比於大峯御祈禱之卷數相達候哉、猶事々追而可申

述候、猶從友枕齋可有演說候、

九月廿四日之芳札、當月十九日具令披閱、每度御懇意感

悅無極候、抑伊集院手前之事、菟角御本意勿論之儀候間、

少々遲速者不入儀と、諸人取沙汰申候、殊今度從内府一

人被差下候使者申扱候處、表裏之趣其聞無隱候間、不届

之儀、別而内府御腹立之樣承及候、朝鮮國之御手柄故、

貴國之儀者不混自餘、御荷擔之條、定彌可被添芳意候與

尤称重候、大坂・伏見彌無事之姿候間、可御心易候、於

巨細者、從武庫切々可有御注進候間、不及申候、將又、

金襴一卷送給之候、毎々芳情之段難申述候、仍御祈禱之

儀、日々更無懈怠候、猶以不可存油斷候、穴賢々、<sup>(慶長四年)</sup>

十一月廿日 (<sup>如雪</sup>)(<sup>花押</sup>198)

羽柴少將殿 如雪

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」九五五号文書ト同文ナリ)

558 「御文庫三番箱宝鑑中」

就本田助丞被申候<sup>(元親)</sup> 御札、殊 二卷被<sup>(遣)</sup>念入たる躰、尤喜悅之

至候、將亦、其家中之衆之事、承候通、是又本懷候、長

こ在京喚止ニ候へとも、(家康)内府御指圖之間、不及是非候、

とかく(義久)龍伯御上國之事、(井伊直孝)井侍從・(山口直友)山勘兵衛など申越候ハ

、被□其旨候□外何事も可相濟やうに内義相聞候、

左様之事も爲可申、久右衛門(尉)を使として差下申候、委

事彼口上(本ノマ)に候、かしく、

(慶長六年)三月四日

(家久)少將殿

(信尹)三木

559 「御文庫三番箱玉鑑中」

去春愚身所勞之儀就風聞、態被差上一人候、遠境之處、

御懇意之段、誠以不知所謝候、道三以療治、即時令本腹(復)

候、數十年不相煩候故、於爰許事々敷取沙汰候間、其聞

候哉、於于今者、彌可御心安候、將又、此一巻毎々芳情、

難申謝候、旅庵近日可爲下向之由候間、猶期其節計候、

穴賢々、

(慶長七年)

四月十四日

(花押)判

羽柴少將殿

羽柴少將殿 如雪

560 「御文庫三番箱玉鑑中」

御札、殊預御使節、白絲拾斤給候、御懇之儀共、祝着申

候、今度者可有光臨与待入候之處、早々可有御歸國由、

御吳見申候者候故無其儀由、不及是非候、拙者も御宿へ

成共以參可及對顔之處、去年已來以外相煩、于今無快氣

ニ付、乍思無其儀事、令迷惑候、不任心中様子共、更非

疎意候、千萬御殘多候、吳々御仕合能、早速之御歸國、

珍重々無申計候、猶遊浦可有口狀候、恐々謹言、

(慶長八年)

正月十五日 (花押104)「龍山公御判」

(家久)少將殿

561 「古御文書三拾七卷中」 「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

以上

追而申入候、去夏者、左傳・李白集被下候、誠忝奉存候、

一段秘藏仕候、萬事後音之節可得貴意候、恐惶謹言、

八月四日 山駿河守◎(花押)  
〔判〕

薩州 少將樣  
參人々御中

562 「古御文書三十七卷中」 「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

以上

一書令啓上候、仍而開東伊奈備前守〆、召遣之女之儀ニ  
付て、被申越様子御座候間、御老中まで委細申入候、被  
聞召付女、於在之者、無吳儀罷通候様、被仰付候而可被  
下候、奉頼存候、尙追而可得貴意候、恐惶謹言、

極月二日 山口駿河守◎(花押)  
直友〔判〕

薩州少將樣  
▽◎參人々御中△

563 「古御文書三十七番中」

猶々、此座頭、我等本國之者にて御座候故、ふひん  
ニ存、如此申上候、御慈悲を以、御分國之内徘徊仕

候様ニ、奉頼存候、尙追而可得貴意候、以上、

一書令啓上候、仍此座頭、我等之本國古郷之者にて御座  
候、一圓無能第一之者にて御座候、拙者御國へ罷下申度  
由申候間、御慈悲ニ御國之内徘徊仕候様、奉頼存候、猶  
(比志島國書)(伊勢貞昌)  
比紀州、伊兵迄申入候、恐惶謹言、

五月十三日 山駿河守◎(花押)  
直友〔判〕

薩州 少將樣  
參人々御中

「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

564 「古御文書三拾七卷中」 「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

如御嘉例、於當峯、爲御祈禱大護摩之儀、蒙仰候、即以  
吉日良辰、目出度致執行候、仍卷數御札令進上候、彌御  
武運長久國家安全如意満足之處、各別而抽精誠候、猶從  
三輪法印可有演說候、恐惶謹言、

八月八日 勢譽(花押 325)

進上

嶋津少將殿

人々御中

565 「御文庫三番箱中」

爲年頭之祝儀、太刀一腰・馬一疋到來、喜悅候也、

五月廿七日

○「朱印」 「家康ナルヘシ」

薩摩少將殿  
(家久)

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」一六三六号文書ト同文ナリ)

566 爲重陽之祝儀、小袖五之内綾一到來、悦思召候也、

九月九日

○「墨印」 「家康トミヘタリ」

薩摩少將殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」一七〇二号文書ト同文ナリ)

567 「御文庫三番箱中」

爲端午之祝儀、帷子十之内單物八到來、喜悅候也、

五月五日

○「墨印」 「家康也」

薩摩少將殿  
(家久)

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」一八一八号文書ト同文ナリ)

568 爲音信、緞子三十卷并硫黄五百斤到來、喜悅候也、

十二月十八日

○「墨印」  
(家康)

薩摩少將殿  
(家久)

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」一八九三号文書ト同文ナリ)

569 「御文庫三番箱中」

密柑二箱到來、遠路喜覺候、猶本多佐渡守可申候、謹言、  
(正徳)

正月晦日

(秀忠)  
(花押 337)

薩摩少將殿  
(家久)

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」一九〇七号文書ト同文ナリ)

570 爲端午佳兆、帷單物數十被送越、誠以欣悅之至候、猶本

多佐渡守可申候也、

五月朔日

○(秀忠)  
全(花押)  
判(判)

薩摩少將殿

薩摩少將殿

〔外重陽歲暮等全判全死數通略ス〕

(本文書ハ、「旧記雜錄後編三」一九二九号文書ト同文ナリ)

571

〔古御文書三拾六卷中〕「家久公御譜年間不知ニ在リ」

尙駿府火事之儀者、沙汰も無御座候間、御使をハ此

方ニ留申候、猶後音之節可得御意候、以上、

其御國へ唐船着岸付而御注進狀、八月五日之御狀九月十

七日令拜見候、御飛脚ハ此方ニ留置、我等かた方申上、

則本上州披露被申候條、御心安可被思召候、於趣者、上

州返狀ニ可有御座候、御用共御座候間、猶自是可申上

候、恐惶謹言、

十月五日

山駿河守

直友〔判〕  
◎〔花押〕

薩州

少將様

参貫報

572

〔古御文書三拾六卷中〕「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

其以來不得御意候、仍原彌次右衛門今度御朱印を頂戴仕、

來春其御國方出船可仕由申候間、無吳儀様ニ被仰付候て

被下候者、忝可存候、猶奉期後音之時候、恐惶謹言、

十月九日

山口勘兵衛

直友〔判〕  
◎〔花押〕

少將様

参人々御中

573

〔古御文書三拾六卷中〕「家久公御譜年間不知ニ在リ」

一書致啓上候、仍御進物何も如御注文、於御鷹野佐渡守

致披露候、一段之御仕合共御座候由、被申越候條、於様

子者、御心安可被思召候、我等之儀ハ、江戸爲御留守居

罷在候事候間、如此御座候、猶追而可得御意候、恐惶謹

言、

極月廿八日

本多上野介

正純〔判〕  
◎〔花押〕

嶋津少將様

人々御中



574 「御文庫三番箱中」

如恒例、蜜柑到來、遠路之處、被入念之段、別而悅覺候、  
委曲本多佐渡守可申候、謹言、  
(正信)

正月二日 (秀忠)  
(花押337)

薩摩少將殿 (家久)

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」一五五号文書ト同文ナリ)

575 蜜柑二箱遠路到來、喜悅候也、  
(家康)

正月四日 ○ (墨印)

嶋津陸奥守あ

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」一五六号文書ト同文ナリ)

576 爲年甫之佳慶、太刀一腰・馬一疋并緞子五卷到來、悅覺  
候、猶本多佐渡守可申候、謹言、

四月廿七日 (秀忠)  
(花押337)

薩摩少將殿 (家久)

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」二〇一号文書ト同文ナリ)

577 「御文庫三番箱中」

爲重陽之祝儀、小袖五之内綾二到來、喜悅候也、  
(家康)

九月九日 ○ (墨印)

薩摩少將あ (家久)

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」二五九号文書ト同文ナリ)

578 爲重陽佳兆小袖五到來、喜思食候、猶本多佐渡守可申候、  
(正信)

謹言、

九月十七日 ○ (花押)  
(判)「秀忠也」

薩摩少將殿 (家久)

579 爲年頭之祝儀、太刀一腰・馬一疋并緞子貳拾端到來、遠  
境懇慮之至、令祝着候、猶片桐市正可申候、謹言、  
(且元)  
(秀賴墨印)

三月十二日 ○

羽柴陸奥守殿

▽◎ 羽柴陸奥守殿  
△

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」三二六号文書ト同文ナリ)

580 「御文庫三番箱中」

爲改年祝儀、太刀一腰・馬一疋・金子一枚并緞子五卷・

しゆちん五卷到來、喜悅候也、

〔墨印〕

卯月十八日

○「家康欽」

薩摩少將（家久）あ

〔本文書ハ、「旧記雜錄後編四」三三九号文書ト同文ナリ〕

〔本文書ハ、「旧記雜錄後編四」三五三号文書ト同文ナリ〕

583 爲端午之祝儀、帷子十到來、喜悅候也、

〔墨印〕

五月廿三日

○「家康ナルヘシ」

薩摩少將（家久）殿

〔本文書ハ、「旧記雜錄後編四」三五六号文書ト同文ナリ〕

581 爲陽春嘉儀、太刀一腰・馬一疋并緞子拾卷到來、欣然至

候、委曲本多佐渡守可述候也、

〔正信〕

四月廿日

○「花押」  
〔判〕「秀忠也」

薩摩少將（家久）あ

〔本文書ハ、「旧記雜錄後編四」三四〇号文書ト同文ナリ〕

584 「御文庫三番箱中」

爲重陽之祝儀、小袖五之内綾二到來、悅思召候也、

〔家康〕

九月九日

○「墨印」

薩摩少將（家久）殿

〔本文書ハ、「旧記雜錄後編四」三三九号文書ト同文ナリ〕

582 爲端午嘉儀、單物十到來、喜覺候、猶本多佐渡守可申候、

〔正信〕

謹言、

五月朔日

○「花押」  
〔判〕「秀忠也」

薩摩少將（家久）殿

候、謹言、

585 爲歲暮祝儀、小袖五重到來、悅覺候、猶本多佐渡守可申

〔正信〕

十二月廿七日

○「花押」  
〔判〕「秀忠也」

薩摩少將（家久）殿

〔本文書ハ「旧記雜錄後編四」四一六号文書ト同文ナリ〕

586 爲歲暮之祝儀、小袖五到來、喜悅候也、

四月廿八日 ○〔墨印〕

薩摩少將（家久）より

〔本文書ハ「旧記雜錄後編四」四五九号文書ト同文ナリ〕

587 爲端午之嘉慶、帷子單物十到來、悅覺候、委曲本多佐渡（正信）

守可申候、謹言、

◎五  
〔九〕月十二日 「秀忠」〔判〕〔花押〕

薩摩（家久）  
少將殿

〔本文書ハ「旧記雜錄後編四」四六四号文書ト同文ナリ〕

588 「御文庫三番箱中」

爲音信、硫黄二千斤到來、喜悅候也、

七月廿一日 ○〔墨印〕

薩摩少將（家久）より

〔本文書ハ「旧記雜錄後編四」四八四号文書ト同文ナリ〕

589 蘭二本、遠路到來、一段喜悅候也、

八月十日 ○〔墨印〕

薩摩少將（家久）より

〔本文書ハ「旧記雜錄後編四」四八七号文書ト同文ナリ〕

590 爲重陽佳慶、小袖五到來、喜覺候、委曲本多佐渡守可申候、謹言、

候、謹言、

九月十日 「秀忠」〔判〕〔花押〕

薩摩（家久）  
少將殿

〔本文書ハ「旧記雜錄後編四」四九九号文書ト同文ナリ〕

591 爲歲暮嘉慶、小袖十到來、悅思食候、委曲本多佐渡守可申候也、

申候也、

極月廿六日 ○〔花押〕

薩摩少將（家久）殿

〔本文書ハ「旧記雜錄後編四」五二五号文書ト同文ナリ〕

592 爲歲暮之祝儀、小袖十之内綾二到來、悅思召候也、

十二月廿八日

〔家康〕  
〔墨印〕

薩摩少將殿

〔本文書ハ「旧記雜錄後編四」五二六号文書ト同文ナリ〕

593 「御文庫三番箱中」

爲音信、檳柑二箱到來、喜悅候也、

十二月廿九日

〔家康〕  
〔墨印〕

薩摩少將殿

〔本文書ハ「旧記雜錄後編四」五二八号文書ト同文ナリ〕

594 爲年甫佳慶、太刀一腰・馬代黄金二十兩并緞子廿卷到來、

感悅候、猶本多佐渡守可申候、謹言、

四月廿一日

〔判〕〔花押〕  
〔秀忠〕

薩摩

〔家康〕  
少將殿

〔本文書ハ「旧記雜錄後編四」五六五号文書ト同文ナリ〕

595 爲端午之祝義、帷子單物十到來、喜覺候、尙大久保相模

守可申候、謹言、

〔九〕月九日 秀忠

嶋津陸奥守殿

〔本文書ハ「旧記雜錄後編四」五七三号文書ト同文ナリ〕

596 爲重陽嘉祥、小袖五到來、實悅覺候、猶本多佐渡守可申

候也、

九月四日

〔判〕〔花押〕  
〔秀忠也〕

薩摩少將殿

〔本文書ハ「旧記雜錄後編四」六二七号文書ト同文ナリ〕

597 「御文庫三番箱中」

爲歸陣祝詞、虎皮二枚・紅絲五十斤到來候、遠路之吳産、

600

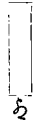
「御文庫三番箱中」

實悅入候、猶本多佐渡守可申候也、  
(正信)

(慶長十四年)

十月十四日

〔判〕秀忠(花押)



598 爲歳暮之祝義、小袖十到來、悅覺候、委曲本多佐渡守可  
(正信)

申候、謹言、

極月廿四日

〔判〕秀忠(花押)

薩摩少將殿(家久)

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」六五〇号文書ト同文ナリ)

599 其國之蜜柑二箱到來、遠路誠以悅覺候、猶本多佐渡守可  
(正信)

申候、謹言、

二月廿一日

〔判〕秀忠(花押)

薩摩少將殿(家久)

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」六七五号文書ト同文ナリ)

爲歳暮祝儀、小袖五重到來、尤神妙之至候、猶本多佐渡  
(正信)

守可申候也、

十二月十五日

〔判〕秀忠(花押)

薩摩少將殿(家久)

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」七七八号文書ト同文ナリ)

601 蜜柑二函到來、誠遼遠之條、殊歡覺候、猶本多佐渡守可  
(正信)

申候、謹言、

正月三日

〔判〕秀忠(花押)

薩摩少將殿(家久)

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」七八二号文書ト同文ナリ)

602 爲年頭佳兆、太刀一腰・馬代黃金貳十兩并緞子十卷到來、

玆重候、猶本多佐渡守可述候也、

二月六日

〔判〕秀忠(花押)

薩摩少將殿(家久)

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」七九二号文書ト同文ナリ)

603 為音信、硫黄三百斤到來、悅覺候、猶本多佐渡守可申候

也、

二月十三日 [判] [花押] [全]

薩摩少將殿 (家久)

▽ 薩摩少將殿

少將殿 △

(本文書ハ「旧記雜録後編四」七九六号文書ト同文ナリ)

604 「御文庫三番箱中」

就今度上洛、為祝儀、太刀一腰・馬代銀子十枚并帷子三十内單物十五到來、遠路懇情之至、令祝着候、猶片桐市

正可申候、謹言、

(慶長十六年) (秀頼) 五月四日 [墨印]

薩摩少將殿 (家久)

▽ 薩摩少將殿 △

(本文書ハ「旧記雜録後編四」八二七号文書ト同文ナリ)

605 遠路使者、并太刀一腰・馬一疋・鈍子廿卷到來、喜覺候、

尚本多佐渡守可申候、謹言、

五月廿四日 [判] [花押] [秀忠也]

薩摩少將殿 (家久)

(本文書ハ「旧記雜録後編四」八三三号文書ト同文ナリ)

606 就年甫之佳兆、太刀一腰・馬代銀子百枚到來、歡覺候、

委曲大久保相模守可申候、謹言、

五月廿五日 [判] [花押] [全]

薩摩少將殿 (家久)

(本文書ハ「旧記雜録後編四」八三四号文書ト同文ナリ)

607 「御文庫三番箱中」

為重陽祝義、小袖五到來、悅覺候、猶本多佐渡守可申候、謹言、

九月四日 [判] [花押] [秀忠也]

薩摩少將殿 (家久)

(本文書ハ、「旧記雜錄後編四」八五四号文書ト同文ナリ)

608 到于其國唐船着岸付而、今燒之小壺ニ到來、入念候之段、

誠以喜覺候、猶本多佐渡守可申候、謹言、

(慶長十六年)

十月八日 [判] [全上] (花押)

薩摩少將殿 (家久)

(本文書ハ、「旧記雜錄後編四」八六七号文書ト同文ナリ)

609 「御文庫三番箱中」

蜜柑二桶到來、喜入候、猶本多佐渡守可申候、謹言、

極月廿八日 [判] [秀忠也] (花押)

薩摩少將殿 (家久)

(本文書ハ、「旧記雜錄後編四」九八〇号文書ト同文ナリ)

610 「三番箱中」

早々入念被申越候段、令満足候、大坂表之事押詰、取出

已下無吳義様申付候間、可心易候、委曲本多佐渡守可申

達候也、

(慶長十九年)

十一月廿一日 [判] [全上] (花押)

薩摩少將殿 (家久)

611 「御文庫四拾九番箱中」

歳暮之御吉慶珍重々々、猶更不可有盡期候、仰為此等之祝言、佳札并五明二本進之候、倍諸賀明春可申加候、恐

と謹言、

十二月二日 [判] [龍伯] (家久) (花押)

又八郎殿 (家久)

612 「御文庫四拾八番箱中」

猶々、乍不申おんみつあるへく候、以上、

山さかしの日限は、こゝ元を十日に打立と存候、其内者

あまりあく日にて候、為御心得候、かしく、

五日

▽ ◎ [年間不知] 五日と在 [ ]

615

御短尺

辭世  
 天地のひらけぬ先の我なれば  
 いきるにもなししぬるにもなし

義弘

613 今日之原へのむま乗之儀者、さるの可為時分候、かしく、

そつこく

▽◎年問不知

(月日無)

△



又八郎殿

羽兵より

616

「御文庫四拾八番箱中」

為年首之御悦、御太刀一腰・馬一疋送給候、尤珍重之至候、自是も太刀一腰・馬一疋進入候、誠表御嘉例計候間、本田源右衛門尉可令申候、恐く謹言、

▽◎正月十四日

年問不知  
正月十四日

維新◎(花押)  
御判

又八郎殿

614

「御文庫四拾八番箱中」

懇令啓候、仍萩原寺加増之地、可被遣之由、於爰元御談合申候キ、無吳儀首尾候様、彌可被忝御心候、餘者期後晋候、恐く謹言、

▽◎六月十八日

(義弘)◎(花押)  
惟新御判

年問不知  
六月十八日

又八郎殿

617

「御文庫二番箱家久公六卷中」

御狀令拜見候、如仰渡海雖仕、其元ひより無之候條、以

以上



618

書狀も不申入被成 御朱印候、是又參可申入候へ共、風波故、令延引、少風なき候ハ、以參可申候、二三日御煩之由、是又無御心元存候、何も參上之時可申入候、恐惶謹言、

十二月十一日

寺志摩守 正成〔判〕<sup>◎</sup>〔花押〕

嶋又八様 貴報

「写」  
舊御記録方備附中拔萃

隅州桑原郡記拔萃

三鉢堂村

假屋より丑の方參拾丁程五里貳拾四町四間廻

右本村ハ、新納家十四代近江殿、寛永十一年大御支配

砌、

中納言家久様より拜領之山なり、代々持傳へ之山林にして、季節毎ニ上様も狩獵被遊候事有之、新納家よ

619

り行司したる事も有之候、

「御文庫二番箱家久公六卷中」

猶々、御使者へ申入候、以上、

御狀致拜見候、仍竹嶋御城米之番手之儀、寺志〔高〕被申入

候由候、被仰越候、此方へハ何共不申候、寺志ニ相尋候ハ、これ方可申入候間、其間ハ只今のことクニ可被仰付候、猶御使口上ニ申上候、恐惶謹言、

七月五日

小攝 行長〔判〕<sup>◎</sup>〔花押〕

嶋又八様貴報

620

「御文庫二番箱家久公六卷中」

猶々、御煩もよく候ハ、必々御出尤ニ候、以上、

御狀拜見申候、昨日七右衛門進入申候、各相談候而被成御出尤ニ候、將〔亦〕寺志へ書物被遣之由、大かう様へた いせられての御事ニ候へは、尤ニ候、然共、御書物之事

ハ、以來も能く御分別候て、可被遣事にて候、猶御使へ

申入候、恐惶謹言、

八月五日

行長◎(花押)

ノ

カ

嶋又八様まいる  
貴報

小攝

621 「御文庫二番箱家久公六卷中」

態申入候、東萊ニ有之白米、惣用割府にて相渡候、何も

被請取御手前まで奉行付置候由、杉孫(杉孫七郎)被申越候、歸朝之

度く御手前までニ奉行殘被置候條、早速御奉行被仰付尤

候、恐く謹言、

八月十三日

寺志摩守  
正成◎(花押)

小攝津守  
行長◎(花押)

嶋津又八郎殿

御陣所

622 「二番箱家久公六卷中」

態申入候、此表之様子御注進可申上と存候、然者◎(ナシ)

各相談可申候間、明日到竹嶋、兩人事罷出候、貴殿も到

竹嶋御越待申候、其上を以言上可申候、恐く謹言、

十月十二日

寺志摩守  
正成◎(花押)

小攝津守  
行長◎(花押)

嶋津又八郎殿

御陣所

623 「御文庫二番箱家久公拾卷中」

以上

態申入候、仍天下御侘言相濟之由、本多佐渡守方被申

越、堺目等之儀も可得其意之旨候、然時者、蘆北郡之百

姓等、直被仰付可返給候、若侘言之筋滯、御存分於有之

者、可被差延共、御存分次第、先任 上意如此候、委於

境目等之儀者、同名與左衛門尉可申達候、恐く謹言、

加藤主計頭

「御文庫三番箱中」

幸便之條一筆令申候、先度被下刻ハ御暇乞も不申入候、御殘多存たてまつり候、其邊御鞠ハ切々御座候哉、爰元ハ、郷兵衛など、朝夕まり取申事ニ候、來春ハ早々御上洛所希候、猶期貴面時存候、恐惶謹言、

初十五日

(難波宗勝、飛鳥井雅宣)

宗勝

嶋津又八郎様

▽◎御小性中

△

「御文庫二番箱家久十一卷中」

十一月十九日

嶋津又八郎殿

人々御中

清正(判)(花押)

猶々、其以後(◎)、御床敷存候、猶以面上萬々可得御意候、追而申候、先日飛鳥井家ニて御しるへに被成候と承候、花山院少將いかに思召候哉、御心中奉承た(本マ、)く存事ニ候、來春之御上洛には、是非々々馳走可申上候、以上、

「御文庫廿三卷中家久十六卷中」

猶以千萬之申事ニ候へ共、御配分御國之御置目之儀者、義久・義弘へ深重被仰談尤ニ存候、但不可過御分別候、御分國與申なから、乍勿論 上様御置目聊以無相違様ニ、諸事御分別尤ニ存候、以上、

御貴札拜見、本望之至候、如御意遠方故近日者御左右不承、無御心元存候處、其表替儀無御座由珍重存候、然者御國元之事、高麗へ初而義弘様御出陣刻御無人、其上召

(猶) 被思寄如此事、天山々々喜悅之至候、

珍章披見、本望至候、仍就信輔歸洛儀、為祝儀、太刀一腰・馬一疋、尤御懇之段、日出度令祝着候、扱々其地永々御在陳、御苦勞令察候、其以後以書札成共可申候之處、不得好便打過、相似疎意、所存之外候、何様來春吉事早々可申候間、令省略候、恐々謹言、

(慶長元年)

極月四日 (龍山)

又八郎殿 (家久) (花押104)

船さへ無之、殊歴々の衆御供も不被申、被失御面目仕立、御存知前ニ候、殊更御陣之御留守ニ知行配當取之、恣之儀共狼敷仕立、悉無正儀事、是又無其隱候、然處、御軍役諸事、公儀之御調も不罷成ニ付而、其趣 上様被聞召付、御國御檢地被 仰付、役なしニ拾萬石義久、同拾萬石者義弘、其外北郷右馬頭并幸侃知行之御支配迄も 上様御直ニ被 仰出候、以其上諸侍持留者替地被遣、又浮地此段者拾貳萬石餘被引退、此浮地之内を以、四萬も五萬も加増ニ成共、又者新座ニ人を抱候共、義久同義弘分別次第、殘而七八萬在之浮地分、家來之者奉公忠節次第可遣由申候者、悉いさみをなし、彌奉公忠儀を可仕候、此置目無相違様ニと被仰出候、其以來御家中加増之儀、治部少ニ度々御内談雖被成候、御國之儀一度私配分候て支配ニ以外出入候間、治部少も惣別配分ハ仕置難成、題目ニ心へ、助言申段斟酌申候、義久・義弘も 上様重くと被入御念、御置目被仰付大事ニ思召、于今御支配押移、然處於高麗員數を被定、御配當にて、則圖書

頭・鎌出雲守〔被差上由候、我等治部少ニ〕為難申聞候、すくニ三成

へ被仰尤存候、可得御意候、恐惶々、

正月廿日

安宅三河守

嶋又八郎様

參御報

秀安〔花押〕

〔本文書ハ「旧記雜錄後編三」一七一号文書ト同文ナリ〕

627 「御文庫ニ番箱家久公八卷中」

以上

此間者不申承候、仍一兩日以前、大坂騷申候へ共、頓而靜申候、則可申入候處、何共慥成儀無御座候條、延引申候、其内ニはや靜申ニ付而、不申入候、然者、秀頼様一段と御息災御成人にて御座候、猶追而可申述候、恐惶謹言、

三月廿九日

淺彈少

長政〔花押〕

嶋津又八郎殿

人々御中

628

「御文庫二番箱家久公八卷中」

態申入候、大佛からかねの事、御手前貳萬貫日被買調、木食上人へ可有御渡候由被仰出候通、最前申入候處ニ、于今少も無御渡之由、御由斷之至候、先書如申入候、代物被仰付儀候間、早、御渡尤存候、恐惶謹言、

五月七日

長東大藏

正家◎(花押)

増田右衛門尉◎(花押)

長盛◎(花押)

德善院

玄以◎(花押)

嶋津又八郎殿(家久)

人々御中

(本文書ハ「旧記雜錄後編三七七号文書ト同文ナリ」)

629

「御文庫二番箱家久公七卷中」

此地就御越候、御音札拜見、怡悅之至候、仍其許御普請尙以被仰付之旨、尤以可然存候、相應之義可被仰聞候、猶期來音候、恐々謹言、

正月廿五日

嶋又八

御返報

備前中納言◎(花押)

秀家◎(花押)

630

「三番箱家久公七卷中」

態申入候、此表城々御城米相改、可致言上之旨、被成御朱印候間、則持進之候、御預り之御城米、御書付候而、此者ニ可給候、恐々謹言、

三月六日

寺志摩◎(花押)

正成◎(花押)

小攝津

行長◎(花押)

嶋津又八殿

御陳所

631

「御文庫二番箱家久公七卷中」

態申入候、勅使急度召連渡海可仕之旨、被仰出候間、去年寺志我等乃申入候船數之都合、明日爰元へ參着候様ニ、可被仰付候、猶使者可申候、恐惶謹言、

六月十二日

小攝津

行長◎(花押)判

嶋又八様

人々御中

632 「二番箱家久公七卷中」

態申候、安見右近・戸田又右衛門兩人手前方御請取候、  
今度惣割府之御兵糧、御下代中請取相濟候、公儀迄申  
候條、直之御請取を可有御取替候、恐々謹言、

七月廿九日

寺志摩

正成◎(花押)判

嶋津又八郎殿

御陳所

633 「御文庫二番箱家久公七卷中」

御狀令拜見候、於釜山浦ニ、御兵糧藏取前被立候、元手  
前明次第被渡候様ニ、御奉行へ申渡候、其元御有付時分  
參上可申候條、其節以面可申承候、恐々謹言、

寺志摩

九月三日

正成◎(花押)判

嶋津又八郎殿

御報

634 「御文庫四拾九番箱四卷中」

御祝詞以參雖可申入候、爰元不得寸暇ニ付而、先以使者  
申入候、仍御太刀一腰「本マ、」・五百疋并御樽壹荷、三種進覽之  
候、聊表御祝言計候、恐々謹言、

六月十七日

石田治部少輔◎(花押)

三成判

嶋津又八郎殿

(家久)  
御宿所

(本文書ハ「旧記雜録後編二」一三二七号文書ト同文ナリ)

635 「御文庫四拾八番箱中」「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

猶々、焉之果報者、受茶羅供行事半ニ、二王堂之上  
にてうたい申候、誠奇特成儀候、將又、自然右兩人  
指合候も別府舍人佐可被相越候、

去十日新田宮令參詣、同日於二王堂受茶羅供修行結構ニ

636

「御文庫四拾八番箱中」「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

従此方誂申候刀、あげさせられ、昨日少吉を以被成御持  
せ候、祝着之至候、仍東破之墨跡見させられ度由承候間、  
表きぬなどそこね候て、見苦敷候へ共、為御一覽もたせ  
申候、又先日借用申候弓、是又返進申候、尙期面談候、  
恐く謹言、

九月十二日

陸奥守殿

参

惟新◎(花押)  
御判

637

「御文庫四拾九番箱中」「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

▽  
十一月廿一日  
慶長年間不知△

惟新◎(花押)  
御判

陸奥守殿

まじる

候間、旁知らせ為可申如此候、仍佐土原之儀、如何相聞  
候哉、無心元存候、玆敷儀共到來候者、可示給候、秀堅  
事、難去所用之儀候之間、被仰越、明日可被指越候、若  
と指合候者、野添太郎右衛門尉可被仰付候、恐く謹言、

猶以書立申候一卷之義、當流最上之祕事耳ニ御座候、  
今迄相傳仕たる義も無之ケ條共御座候へとも、難背  
貴命、仕立進上申候、以上、

兩三度之御問日記、一卷ニ仕立進上申候、

一うつほの矢のさし様、繪圖ニ仕候と書申候へとも、種  
と仕ミ申候ても、一切難成候、矢の下に成候矢、何と  
可仕様も無之候事、

一後兩三度之御問日記、爰許今日明日ニ相極躰ニ御座候、  
若取紛一ケ條も聊尔之義を申上候へハ如何と存、ひか  
へ申候、少も間御座候者、書立進上可申候、

一たちあかりの時ハ、弓に取添、はすのかたを下ニ成、  
いたつきのかたを手の内ニきり持申候、是ハ後之御

書立ニ御座候、木上覺惡御座候、鳴絃<sup>(弦)</sup>之書ニ御座候、

爰元露命相延申候者、從跡可申上候、

已上

十月十五日

小笠原備前入道

宗傘<sup>(判)</sup>

進上 嶋津陸奥守様

御小姓中

638 「御文庫廿三番箱十七卷中写也」

態申入候、仍先年御拜領被成候御領分之 御朱印、可被  
進候旨、被仰出候間、此以前從奉行衆之書出并御領分郷  
付之帳を、御添候て、慥成仁ニ早々御越可被成候、若奉  
行衆書出無之候ハ、其許御檢地之帳面ニ而、高辻又郡  
付をも懇ニ御書付候て、御越可被成候、恐々謹言、

二月十四日

本田上野介<sup>(多)</sup>

安藤帶刀長

嶋津陸奥守殿

(本文書ハ「旧記雜録後編四」一三八二号文書ト同文ナリ)

639 「古御文書三拾七卷中」「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

以上

態申入候、仍而其元御領分大嶋湊之船、去比難風ニ被放、  
土佐國幡多浦へ流寄之由、從松平土佐守殿御注進被仰上  
候、其段申上候處ニ、其地御領内之船之儀候間、右之船  
乘并荷物共ニ何も無相違、薩摩へ可指戻之旨、御意ニ御  
座候間、則松平土佐守殿へ申遣、指戻申候條、御心安可  
被思召候、恐々謹言、

卯月廿日

本多上野介<sup>(判)</sup>

正純<sup>(判)</sup>

嶋津陸奥守殿

640 「古御文書三拾七卷中」「家久公御譜中年間不知ニ有リ」

以上

貴札致拜見候、仍 大御所様玉燈爐一ツ・醫家華覽一部・  
大槻本草一部并白砂糖・黑砂糖・氷砂糖百斤宛、御進上  
被成候、致披露候處、御仕合共御座候間、御心安可思召



候、猶我等かた方相心得可申入旨御座候、何も令期後音之節候、恐く謹言、

七月十六日

本多上野介◎(花押)

正純判

嶋津陸奥守様

641 「古御文書三十七卷中」「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

目錄

一 壹双 鷹之おしへの屏風

一 橋本 扇子桐之箱ニ入但しやうそく有

一 貳ツ あしろの夾箱

一 三拾疋 ならさらし

一 三百挺 判蠟燭

以上

三月廿五日

本多上野介◎(花押)

嶋津陸奥守様

642 「古御文書三十七卷中」「家久公御譜中年間不知ニ有リ」

以上

貴札辱令拜見候、然者琉球江唐船不時流◎寄之由被仰下候、

日本へハ又渡海遙くニ而、歸帆遅く可任由ニ而、荷物則

仕舞申候由、尤ニ奉存候、何と成共唐人次第ニ可被仰付

候、唐人注文之内ニ御用物などハ無御座候ハんと存候、

重而貳艘之船も何と成共、唐人申上ことく被仰付、歸帆

無相違様ニ御尤ニ奉存候、拙子も今程京都ニ罷在候、近

日可罷下候條、從長崎可申上候、恐惶謹言、

三月廿日

長谷川左兵衛◎(花押)

藤廣判

嶋津陸奥守様

尊報

643 「古御文書三拾七卷中」「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

去月廿六日之御狀拜見申候、將軍様御上使、近日下

着之様ニ御座候間、參上仕義、猶以無用ニ可仕之由、旁

得其意申候◎(關字)、御上意之趣、いまた相聞不申候由、何篇

承度義ニ御座候、いづれも中村藤左衛門を以可得御意候、恐惶謹言、

九月九日

寺志广守 廣高◎(花押)

羽陸奥守様

御報

644 「古御文書三拾七卷中」 「家久公御譜中年間不知ニ有リ」

態一書令啓上候、仍先度琉球へ流寄申惡黨之内三人、逃來候ヲ召擲被成、御越候、則其旨達 上聞候、殘惡黨四人早と請取、可處罪科由、被◎(關字)仰出候、就其、本上州書狀參候間、差上申候、將又、殘惡黨當年中ニも參申事ニ御座候哉、亦順風ニ方、來春迄も相延候哉、其元渡海之様子不存候間、委御報奉待候、奉得其意爰元へ參候者、先成敗究可申候、併殘惡黨當年中ニも參候者、一度處罪科申度候、猶奉期後音候、恐惶謹言、

八月廿二日

長谷川左兵衛(藤) 廣高◎(花押)

羽柴陸

人々御中

645 「古御文書三拾七卷中」 「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

以上

一書啓上仕候、仍而當於河口、徒仕候もの三人、為御引上被成候、御國之者之儀御座候間、於爰許成敗仕候義、如何御座候間、御國へ御引返し被成敗候様にと、御使者へ達而申候へとも、堅被仰付候間、此方にて御成敗被成度候由、御使者被仰候間、其儀者御分別次第と申渡候、誠被為入御意候段、別而忝存候、猶期後音之時候條、不能詳候、恐惶謹言、

十月八日

松平下總守(定明) 廣高◎(花押)

嶋津陸

646 「古御文書三拾七卷中」

以上

遠路御書并唐紙贈被下候、御懇志之至、誠々過當奉存候、於其地御鞠被遊候哉、來春御上洛候者、切々可奉得貴慮候、恐々謹言、

十一月廿六日

雅胤

嶋津陸奥守様

嶋津陸奥守様

雅胤

飛鳥井

少將

封

647 蹴鞠為門弟四本松之事、條々雖有子細之儀、免之候、兄弟之契約申故ニ候、四本被植候儀、尤規模無比類者也、

恐々謹言、

十二月廿二日

(飛鳥井) 雅胤

羽柴陸奥守殿

▽ ◎ 羽柴陸奥守殿

雅胤

「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

648

「古御文書三拾七卷中」「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

以上

貴札致拝見候、仍 大御所様へ花砂糖貳百斤入貳箱・白砂糖貳百斤入貳箱并燒酒壺ニ御進上被成候、則致披露候處ニ、御仕合共御座候間、御心易可思食候、然而去比琉球より唐へ使者船御渡被成之由、存其旨候、猶右之御使者歸朝次第、北京之様子可被仰上段、御尤御座候、彌其許へ彼地之様子於到來者、切々被仰上可然存候、此方之儀、何様共如在存間敷候、何も令期來晋之節候、不能詳候、恐々謹言、

十二月廿四日

本多上野介 (花押) 正純 (判)

嶋津陸奥 [ ] 様

貴報

鈍題百首之内拔書三十首之題事

春到欲霞 春山霞 春到梅纔開

春暖待鶯 南枝援待梅 交花二月雪

春草青 卯花白 橘開待郭

夏日暑 驚似火 夏夜長

夕立終晴 秋日短 秋夜長

秋到待涼風 草中虫 冬來虫聲幽

冬野草枯 冬到寒 人被忍戀

被待行戀 被忘恨戀 被慕戀

夜燈消暗 隣家近 遠樹幽

海邊蒼波 山河流水 山館閑

右之題之類、雖為古人之舊題、懸心可除弃之、

「在上包」  
羽柴陸奥守殿 雅庸

猶く拙者氣相未散くニ御座候、兎角能罷成候ハ、

聽而仕可進上候、

御書頂戴忝候、隨而料紙之儀被下候、拙者惡筆ニ御座候

共、能書物一卷仕進上可仕候、但此料紙ニ而許印可仕

候哉、御仰次第御座候、恐惶謹言、

七月十一日 景(花押269)

進上  
嶋津陸奥守様 上田吉丞

「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

以上

貴札拜見、快然至存候、仍 大御所様唐之辨當壹荷并唐

之かや老釣御進上被成候、則致披露候處、殘所無御座御

仕合共御座候條、御心遣可思召候 猶我等かた方相心得

可申入旨御座候、然而、其已來者久々以愚札不得御意、

無音至罷過候、此表相替儀無御座候、爰元何ニても相應

653

「家久公御譜年間不知ニ在リ」

之御用等御座候者、不被御心置可被仰下候、聊疎略存間敷候、何も追而可得御意候條、不能詳候、恐惶謹言、

十二月十八日

本多上野介◎(花押)  
正純〔判〕

嶋津陸奥守様

貴報

652

「古御文書三拾六卷中」「家久公御譜年間不知ニ在リ」

以上

急度申入候、仍當春其元海上ニ而破判仕者六七人、於琉球・薩摩御搦候由聞召、一段之御機嫌ニ御座候、左様ニ候へハ、右之悪盗人長谷川左衛方へ御渡し可被成候、為其申入候、猶長谷川左兵殿方可被申達候、恐々謹言、

八月六日

本多上野介◎(花押)  
正純〔判〕

嶋津陸奥守様

以上

追而致啓上候、是式御座候へ共、白鳥一・鷹貳拾、さめかい餅壹箱・鮭鹽引五尺・南都諸白大柳貳、致進覽候、御音問驗計御座候、恐惶謹言、

二月廿一日

本多上野介◎(花押)  
正純〔判〕

嶋津陸奥守様

人々御中

654

「古御文書三拾六卷中」「家久公御譜年間不知ニ在リ」

以上

急度申入候、仍無御朱印而御領分之内へ着岸之船候者、其荷物船頭共其許ニ被召置、一ツ書を以様子可被仰上候、將又、自其元頂戴被仕候御朱印、自吳國歸朝之上、一通も不殘可有御上候、是ハ古御朱印を以、又渡候由相聞候之間、如此申入候、必御油断有間敷候、恐惶謹言、

七月廿日

本多上野介◎(花押)  
正純〔判〕

嶋津陸奥守殿

655 「古御文書三拾六卷中」 「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

以上

新春之御慶珍重々々、抑為御祈念太元明王護摩一七ケ日  
抽精誠、御札卷數贈進之候、目出度可有御頂戴候、隨而  
ゆかけ五具、雖輕微之至<sup>◎候</sup>、令進覽候、表御祝義計候、猶  
御上洛之節慶詞可申承候、恐惶謹言、

正月十一日

理性院

嶋津陸奥守殿

人々御中

以上

656 「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

舊冬御悃翰過分候、抑新年之慶賀、早々以使者可申入候  
處、無沙汰、所存之外候、爰許、蹴鞠張行之折節、御尊  
申入儀候、何様追而從是可申入候、恐々謹言、

二月九日

雅庸

陸奥守様

人々御中

657 「古御文書三十六卷中」 「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

以上

貴札拜見、忝奉存候、仍 大御所様へ薩摩之鷹目硫黄三  
百斤御進上被成候、則致披露候之處ニ、硫黄一段勝申候  
由、被成 御意、不大形御機嫌共御座候而、無殘所御仕  
合御座候間、御心易可思食候、然而琉球硫黄之儀、未其  
許渡海不仕候間、着岸次第ニ重而御進上可被成之由、存  
其旨候、將又此表相替儀無御座候、爰許相應御用等御座  
候ハ、可被仰付候、不可存疎略候、尙令期後晉之節不能  
詳候、恐惶謹言、

二月廿一日

本多上野介<sup>◎</sup>(花押)  
正純[判]

嶋津陸奥守様

貴報

658 「古御文書三拾六卷中」 「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

以上

貴札致拝見候、仍 大御所様江琉球之瞿麥ニ元御進上被成候、則致披露候處ニ、御仕合共ニ御座候、右之なてしこハ、葉をおかれ申間敷候躰ニ御座候而、御心安可思召候、然而此表相替儀無御座候、爰許相應之御用等御座候ハ、可蒙仰候、不可存疎略候、尙令期後音之節不能詳候、恐惶謹言、

二月廿五日

本多上野介◎(花押)  
正純判

嶋津陸

貴報

659 「古御文書三拾六卷中」「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

為新年之御祝儀、預御使札、特花麗之卷物拝領、不勝感戴辱次第、更難申伸候、隨而當庵御造營之義、去年以來至于當春、處々悉全備造畢、御大慶不過之候、廣大成御寺比類茂無御座候、於様子者、先書具申入候間、定而早々尊前へ可相達候、勤行掃地以下堅申付、少茂怠慢無之

候、尙御使者へ申入候條、可被申上候、可得尊意候、恐惶敬白、

從 卽宗庵

卯月廿一日

東堂龍珊◎(花押)  
判

嶋津陸奥守殿

尊答

660 「古御文書三拾六卷中」「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

尙々御上洛之節、相積御禮等可申入候、以上、

五月十六日之御札、今月十五日令拝見候、仍新圖之御本尊御頂戴之由、尤珍重之至候、次為御音信銀子五枚預芳祝候、每度御懇意之段、難申謝候、隨而太元堂之事、則當月中旬從御奉行衆被申付候、定而造畢程有間敷候、様子重而可申入候、猶期後慶之時候、恐惶謹言、

六月十五日

觀助

羽柴陸奥守殿

人々御中

661 「古御文書三拾六卷中」「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

猶と頓而罷上候間、懸御目萬々可申承候、我等所迄

の御見廻ニ御使被下由申候へ共、遠路參候間、御帷

子被下由候間、進之候、尙得と可被申上候、已上、

思召寄我等迄預御使札、殊沙糖(ツツ)一桶百斤・鹽硝(シヨウ)二桶(ツツ)百

斤被下候間、則 秀頼様へ披露申候へハ、被成(ツツ)御祝着、

自私能く相心得可申旨被(ツツ)仰出候、大藏卿殿方も御使參

候、御使ニも帷子式被下候、委曲口上申達候、恐惶謹言、

五月十七日

片市正(ツツ) 且元(ツツ)(花押)

羽陸奥守様

御報

662 「古御文書三拾六卷中」「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

其以來者無音、所存之外候處ニ、玳札殊緞子二卷送給之

候、遠境一入祝着不淺候、就中准后所勞、頃別而無正躰

候故、書狀にても不被申候間、相心得可申入旨候、將又、

此扇子二十本・薰衣香(ツツ)三拾(ツツ)雖乏少之(ツツ)至候、表徹志計候、猶

友枕具可申候間、不能詳候、かしく、

六月十二日

嶋津陸奥守殿

(興意入道親王)  
(花押281)

嶋津陸奥守殿

道勝

663 「古御文書三拾六卷中」「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

猶以御詔通奉得其意候、兎角今夕七ツ時分可參上候、

少く御馬可被為召候、只今被成御意候御馬も、今夕

少被為召、御尤奉存候、御書之御請披露狀、可仕候

へ共、か様之儀さ様ニ仕候へハいかと奉存候、御

名仕候段、可被成御免候、以上、

御書謹而頂戴仕候、今朝被為召候御馬之様子、御詔通

奉得其意候、左様之御馬口之御駒専用ニ御座候、轡少も

ゆるまり候ハ、惡可有御座候、兎角今夕致伺公、可相

傳仕候、如御意候、安かるべく候儀と奉頼候、少口ふり

申候心持、先日不申上候間、定而能御座候間敷候、今夕

申上候ハ、則御同心可參候、何たる御馬も被為召候様



「古御文書三拾六卷中」「家久公御譜中年間不知ニ在リ」  
以上

進上

嶋津陸奥守様

人々御中

八月八日

法印良盛判 花押

當山二宿

「古御文書三十六卷中」「家久公御譜年間不知ニ在リ」

如御嘉例之、於當峯、為御祈念、大護摩之儀被仰下候、  
則以吉日良辰令執行候、仍御札卷數進上仕候、彌御國家  
安全御武運長久御息災延命、如意御満足處、各別可抽丹  
祈候、猶從三輪法印可有演說候、恐惶謹言、

進上

陸奥守様

七月二日

上田吉丞  
景花押 269

ニ可仕候、少も御氣遣被成候間敷候、恐惶謹言、

「御文庫二番箱家久公二卷中」「家久公御譜中年間不知ニ有之」

以上

一書致啓上候、仍三好家方罷出候、伏見以來所持仕候、  
節揃之節陰之御の矢筈一對、致進上候、委細伊勢兵部少  
輔可被申上候間、不能詳候、恐惶謹言、  
(貞昌)

本多上野介

九月二日

板倉伊賀守判 花押

嶋津陸奥守様

御報

「元和三年九月朔日、賜松平之御称号任薩」守トアレハ夫ヨリ以前ナ  
ルコト考ヘシ」

九月廿九日

正純判 花押

嶋津陸奥守様 家久

人々御中

「十番箱御軸物中」

猶と御逗留中參可得貴慮候、以上、

昨日者於飛鳥井宿所懸御目、本望之至存候、先以砂糖籠  
三預御音信候、畏入存候、忝御禮可令申候へ共、却而御  
六ヶ敷と存、一書如此候、恐と謹言、

十月廿四日

大炊御門経頼  
大炊大納言  
經 花押 272

羽柴陸奥守殿

參

「御文庫二番箱家久公二卷中」 「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

以上

義弘  
惟新老御進上之御刀、正純本上州申談披露申付而、御懇ニ蒙

仰忝奉存候、何も披露申通、惟新老へ以書狀可申入候、  
猶迫而可得貴意候、恐惶謹言、

六月朔日

山駿河守 山口  
直友 判 花押

奥州様 家久  
貴報

「古御文書御軸物十番箱中」

覺

一昨日御自筆之御然本望之至候、御報ニ如申入候、一人  
可進之候へ共、先度參候牧左馬允被申候  別    
かやうの使可申付者、此度召連不申候間、此正源院ニ  
萬事可被仰合候、書物之儀も、口上ニ  申渡候事、  
一其方よりの御案文被下候、無殘所候、過分ニ存候、則  
まへかと我等かたより進入申候書物之案文も、唯今又  
懸御目候、文言御なをし御返し可被下候、いかやうニ  
も仕かへ可申候事、

一此儀我等より先書可進候處ニ、御左右  相待申候ニ付、  
還而跡ニ罷成候而、迷惑仕候、前後之次第ハ無是非候、  
今夕日入時分ニ可仕候條、誰にても筆本見可申候仁可

671

「御文庫廿三番箱十八卷中」

うつし

正月廿四日朝寅之下一刻、尾張中納言様より火事致出来、  
景勝松平長門守殿・松平陸奥守殿・同美作守殿・鍋嶋信

(秀就)

(徳川義直)

(政宗)

(忠宗)

(勝)

670 得幸便一書令申候、無何事在江戸珍重候、此薰物一種進

之候、猶期後音不能詳候、かしく、

(寛永十九年)

閏九月廿一日

(花押364)

「良知親王御判」

松平薩摩守殿

(光久)

(本文書ハ「旧記雜録後編六」二八一号文書ト同文ナリ)

奥州様

人々御中

六月九日

羽越中守

(細川忠廣)

(花押348)

被下候、左様ニ御座候者、御燃にて我等煩御見舞な□  
□様ニ御沙汰候て可被下候、具ニ正源院可申入候、以

上、

672

「古御文書廿九卷中」

(本文書ハ九八九号文書ト同文ニツキ省略ス)

正月廿九日

板周防守

薩摩守様

御宿まいる

(本文書ハ「旧記雜録追録」一一三〇号文書ト同文ナリ)

濃殿・同紀伊守殿・松平薩摩守殿・松平宮内少殿・松平  
土佐守殿・寺澤志摩守殿・南部信濃守殿・鍋嶋和泉殿・  
淺野采女殿・眞田伊豆守殿・戸澤右京殿・松下石見殿・  
秋田河内殿・成田左馬助殿・溝口伊豆殿・太田原備前守  
殿・大關右衛門尉殿・田中筑後守殿、右之分者不殘燒申  
候、仙石兵部殿屋敷半分、水谷伊勢殿うら長屋計燒申候、  
其外何方も無何事候、右之分申來候間、為御心得如此候、  
以上、

673

「古御文書三拾七卷中」 「家久公御譜中年間不知中ニ在リ」

猶以未病後故、印判之仕合尤恐入存候、

去冬所勞之砌、每度之飛脚殊更預御使者、御懇志之段、過當至極存候、煩彌得快氣申之間、先為御禮令啓達候、不玆候得共、南部酒双樽進覽候、誠書音之驗迄御座候、恐と謹言、

二月廿二日

紀井中納言

賴宣

○「印」

松平薩摩守様

人々御中

674

「キル、」

御頂戴、可目出候、彌以御武運長久、

國家安全之御祈念、不可有由斷候、猶此使僧可得御意候、恐惶謹言、

八月吉辰

幸朝（判）  
（花押）

謹上 嶋津薩摩守殿

人々御中

「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

675

「古御文書三拾七卷中」

尚と、朝夕昔存出迄ニテ御座候、竹腰山城も御噂被

申候事候、急便ニテ御座候條、追而可申上候、以上、

好便之條、乍恐一書致言上候、細と其後久敷不奉得尊意、朝暮御床鋪奉存候、拙者儀七十一ニ罷成候、老表仕、近年者鞠も不罷成、萬と御推察可被成候、左様ニ御座候へ者、先年爰元へ御越被成候節、竹腰所にて御茶被上候時、數寄屋へ、伊勢兵部殿、拙子御相伴仕候而、御國之御茶入可被下旨、堅御約束申上候つる、伊兵部殿へ、無御失念様ニと申、御用多御座候ハ人間、思召も被出間敷候、萬方御事察御座候故、御尤と存候、老後之慰ニ仕度候、且者家中之外聞、前と方御目を被下候、黃門初而被得候條、如此候、尚追而可申上候、此等之趣御取成所仰候、恐惶謹言、

極月廿八日

龍雲（花押 363）

進上 薩摩守様

人々御中

676

「古御文書三拾七卷中」

一書致啓上候、明晚御光儀被成□、誠以忝奉存候、尤

678

〔古御文書三拾七卷中〕

昨日者御使者、殊以為御歲暮見事成鯉一折貳本被懸御意、



松平薩摩守様人、御中

酒井讚岐守

忠勝



松平薩州様

人、御中

政宗

松陸奥守

677

〔古御文書三拾七卷中〕



松平薩摩守様人、御中

御中

忠房

高力攝津守

三月廿日

忠房 (花押 282)

以參御禮可申上候へ共、乍慮外先如此御座候、恐惶謹言、

過分至極奉存候、致同公御禮可申上候得共、于今不行歩御座候條、為御禮捧愚札候、恐惶謹言、

極月廿一日

直次 (花押 354)

松平新五左衛門

松平薩摩守様

人、御中

直次

679

〔古御文書三拾七卷中〕「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

以上

唯今從寺志州被申之由候而、紹高理之通者、貴殿是へ申入儀、來月二日三日比ニも可仕欵之由、廿九日ニ者、寺志州ニ先約之客御座候間、同者來二日之朝、御光儀忝候、依御報御同道之衆へ可申遣候、恐惶謹言、

昨日者御使忝奉存候、如仰為御使御宿所致祇候候處ニ、御他行故、不能貴面候、御請之儀相以得申上候間、御心易可被思召候、御本丸へ為御禮御登城之刻も、御前ニ罷在不懸御目候、何も期拜顔之時候、恐惶謹言、

四月廿八日

忠勝 (花押)

六月十八日

(花押 333)

以上

尊札拜見忝奉存候、如御紙面、一昨日者、以伊勢兵部少輔方被仰下候趣、得其意存候、然者 公方様へ山椒并漬物御進上被成候、致披露候之處ニ、一段之御機嫌共ニ御座候間、御心安可被思召候、然而先日被下候口麩入 上様へ御進上被成候様ニと申上候處ニ、重而被仰付御進上可被成候之間、是ハ拙者ニ被下候由、忝存候、何も追而可得尊意候間、不能一二候、恐惶謹言、

八月十一日

本多上野介 ◎ (花押) 正純 (判)

松平薩摩守様 尊報

以上

今朝者貴札忝奉存候、如御意之、昨日者上意之趣、伊勢兵部少輔迄申渡候處、被聞召届、御満足之旨、奉得其意

候、御紙面之通、具可申上候、近日可被成御歸國候由、尤奉存候、恐惶謹言、

八月廿日

土井大炊助 ◎ (花押) 利勝 (判) 本多上野介 ◎ (花押) 正純 (判)

松平薩摩守様

先刻者私宅へ被成御來儀之由、御城罷在不能貴面候、如仰今朝者兩 ◎ (關字) 御所様御前御仕合能被成御目見、御満足被思食之由、尤奉存候、仍當御地へ被成御參候為御祝儀、御太刀一腰・御馬代銀子卅枚并緇子十卷被懸御意候、寔以御悃情之至、過分至極奉存候、猶遂伺公可得

言、

酒井讚岐守

薩摩守様 人々御中

忠勝

「古御文書廿七卷中」「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

猶以遠路思召寄蒙仰、忝存候、以上、

先日者に到國本預御使札、殊大繡珍十卷・琉球酒一壺被懸御意候、遠路御懇志之至、別而忝候、從是社可得御意之處、手前何角取紛無音非本意候、長門守所へも被仰通候由、本望至極存候、拙者事近日爰元罷越候、當地於口上者、萬以拜顏可申述候、恐惶謹言、

二月廿八日

毛利甲斐守

秀元(花押359)

松平薩州様

貴報

松平薩州様

參

毛利甲斐守

「古御文書三拾七卷中」「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

於大峯如御嘉例為御祈念、大護摩壹座被仰付、料銀貳貫

四百目、慥請取申候、則以吉日良辰執行被申、御札卷數

進上被申候、并為自分御札卷數・御手矢違令進上候、彌

御國家安全 御武運長久 御子孫繁昌、如意満足、御祈

念精誠仕候、猶良慶坊可被仰上候、恐惶謹言、

八月八日

快盛(花押274)

松平薩摩守様

人々御中

三輪山先達

松平薩摩守様

人々御中

快盛

「古御文書三拾七卷中」「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

一筆令啓候、昨日者 公方様被為◎(關字)成御機嫌能、還御大

慶御察可被成候、就其、為御祝儀、昨日者御使、殊兩樽

二種饋給、御悞慮之段過量此事情、猶期貴顏御禮可申述

候、恐惶謹言、

十月三日

(花押366)



松平薩摩守殿

人々御中



毘沙門堂門

跡

以上

御使札、殊今度少將之位被仰付為御祝儀、御太刀一腰・御馬一疋并繡珍五拾卷被懸御意候、寔遠路被入御念之段、別而忝存候、如仰當夏者何角取紛申候ニ付而、心靜不得御意所存之外候、猶期後音之節候條、御報不能詳候、恐惶謹言、

十一月十三日

松平隱岐守

定勝 (花押 355)

薩

貴報

猶々被思召付御音聞、忝奉存候、以上、

遠路預御使札、恐悅之至ニ御座候、其御國御無為之由、

被仰聞、珍重ニ存候、御當地彌相替儀無御座、公方様

一段御機嫌能被成御座候、御心安可被思召候、就中七嶋

之鯉之節一折・琉球酒壺壹被贈下候、忝存、別而賞翫仕

候、隨而同名隱岐守先月致參勤、仕合無殘所御目見仕候、

大慶御推量可被成候、委細先書ニ申達候條、不能具候、

恐惶謹言、

十二月十八日

松平越中守

定綱 (花押 356)

松平薩摩守様

御報

松平薩摩守様

御報

定綱

松平越中守

△

尊書忝致拜見候、此表別條無御座候、兩御所様彌御機

嫌能被成御座候間、御心安可被思食候、然者今度於京都

御前御仕合能御暇被遣、道中御無事ニ御歸國被成忝思召



之由、奉得其意候、就其以御使者被仰上候、酒雅樂頭被  
遂披露候處、被入御念之段、御機嫌ニ被思召、則御使者  
御前被召出、直ニ被仰含候、隨而私ヘ御國本七嶋之鯉節  
三百五十入壹管送被下、誠遠路御懇意之段、別而忝奉存  
候、委曲御使者可為演說候間、不能一二候、恐惶謹言、

十二月廿日

稻葉丹後守

正勝(花押268)

松平薩摩守様

尊報

「古御文書廿六卷中」

猶々 [ ] 上ニ此印判付申候、以上、

態以飛脚申入候、江戸ヘ罷下、以後者以書狀も不申入、  
無音罷過候、

一上様御無事ニ御座候、可御心易候事、

一越前宰相殿之儀、遠國にて被成御聞候ハ、無御心元

可被思召候間、承通申入候事、

一御煩之由ニ候へとも、さのミ御煩とハ聞ヘ不申候、日

比御國之仕置、御心儘ニ御座候事、江戸ヘ聞ヘ、御機  
嫌惡候由、宰相殿御聞候而、先一日延ニ御煩とて無御  
下と聞ヘ申候、其上事之外醉狂無是非儀共と聞ヘ申候、  
其上宰相殿そばニ居申候若キ者、惡事を仕置、江戸ヘ  
宰相殿御下候者、其身くの大事ニ成候と存、色くニ  
申成、宰相殿を留申候と聞ヘ申候、左様ニ申候とて、  
御同心有之事御心違無疑儀候、此段々 上様能被聞召  
候故、此中越前ヘ近藤縫殿助と申候人を、御煩御見廻  
ニ被遣、緩くと御養生候様ニとの上意ニ而候つる、一  
昨日縫殿助越前より罷歸候とて、大磯ニ而落馬仕相果  
申候、越前之様子籠城之用意にても無之、只御氣之違  
まてにて候故、少茂天下之構ニ無之儀と思召候哉、先  
御煩分ニ被成、其儘御覽被成候と見え申候、越前方他  
國ヘ御勤事者不存、中々只今御人數など可被遣跡ニ  
見え不申候事、

一いか様にも被成、江戸ヘ御引付被成候儀者、可有御座  
候、多分左様ニ成可申候、如何様今の分にてハとまり

候間敷と存候事、

一爰元御本丸御普請も、越前之躰、籠城にも成そうに候

ハ、中く被仰付間敷之由、いつれも推量仕候、二

三日以前までハ、御普請之儀も定り不申候へとも、は

や御普請そろく被仰付候、當分者御人數など可被遣

躰とハ見え不申候事、

一其元有馬殿と堺目川之儀ニ付而、出入御座候由、承候

間、無御心元御座候キ、貴様へハ別而 上様御懇ニ御

座候條、萬之事火本ニ御成なき様ニなされ候ハ、

上様御満足ニ候ハんと奉存候、憚多儀無是非候、有馬

事者、申度ま、爰元へ可被申候間、出入も御座候ハ

、御宿老中まで具ニ繪圖を被成被仰越、可然存候事、

一越前之儀千萬事切ニ成申候ハ、重而可申上候、若左

様之儀も候ハ、九州之人數などハ入申間敷かと存事

候、然共御見廻ニ參衆者、可有御座候間、内々其御心

得者、可有御座儀に候哉之事、

一爰元御本丸御普請、九月者出來、御移徙たるへきと存

候、貴様も可被成御下候哉、無左候者、定而何度御手

物上り可申候間、上州へ被成御尋可然存候事、

一御屋敷も御無事之由候、聞召候而可然儀候ハ、從是

重而可申入候、恐惶謹言、

二月十三日

細内記

忠利〔花押 349〕

松薩州様

人々御中

690

〔古御文書廿九卷中〕

昨日者貴札奉忝存候、然者、年頭之御禮之儀被仰下候、

唯今迄者例年ニ相違無御座候、若相替儀も御座候ハ、

可申返候、御左右不申上候ハ、例年之御裝束ニ而可被

為成御登城候、恐惶謹言、

極月廿七日

利勝判〔花押〕

土井大炊頭

家久様

利

691 「古御文書五拾七卷中」 「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

肇年之御嘉慶珍重々々、逐日不可有際限候、此等之御祝詞為可申上、捧使翰候、仍奉準恒例、太平布五十端・蕉布五十端・燒酒十壺致進上之候、猶御吉瑞重而可得尊意候、誠惶誠恐敬白、

正月二日

琉球國主  
尙豐判花押

進上 黃門家久尊公

▽◎

琉球國主

進上 黃門家判

尙豐

692 「古御文書三拾六卷中」

去卯月初二日之雲緘、同廿三日到來、拜閱、然者、此地之華、就中佛桑花御用之由、被仰下候之間、迺甘本并茶庭華茶荳花植付、令進上候、尙於御用者可蒙仰候、恐懼不宣、

仲夏初八

中山王判花押

進上

羽林家久公

「家久公御譜年間不知ニ在リ」

693 「古御文書三拾六卷中」 「家久公御譜年間不知ニ在リ」

年首之餘慶至祝珍重、猶更不可有盡期、抑天下國家彌昇平之由、天幸々々、仍為御祝言、燒酒二壺并御肴桶三奉進上、尙期來慶、誠恐誠惶不宣、

仲春八日

中山王判花押

進上

羽林家久公

694 「古御文書三十六卷中」 「家久公御譜年間不知ニ在リ」

急度呈上一輪、然者、御繁榮之由、三月十日到來、天幸々々、以使節此等之御祝儀雖可申述候、依海路遠隔、先々慮外如斯候、尙追々可致言上之間、不詳候、誠恐誠惶不宣、

季春十三日

中山王判花押

進上  
羽林家久公

695 舊冬者為御祝儀、御使札并御太刀一腰・御馬一疋青銅五千貫、

文箱一、就中加治木燒之御茶壺一・重箱一御投贈、慥令拜受畢、御芳恩重於泰山者也、多幸々々、殊更此地每々緩之處、御兩使下着之故、諸式如形被仰調、永々安寧之基也、將亦些少之方物、錄于別紙、委曲御使節可有演說條、不能細翰、誠恐誠惶不宣、

孟夏廿八日  
中山王判花押

進上

羽林家久公

「家久公御譜年間不知ニ在リ」

696 「御文庫四拾九番箱中」

為重陽之祝儀、小袖五到來、悅入候、猶酒井雅樂頭可述候也、謹言、

九月八日 家光花押 336

薩摩

中納言殿

697 為端午之祝詞、帷子單物數十被相送之、欣然之至候、尙

酒井雅樂頭可申候、謹言、

五月四日 家光判全上花押

薩摩

中納言殿

698 為歲暮之祝儀、小袖十被相送之、怡悅候、猶土井大炊頭

可述候也、謹言、

十二月廿四日 秀忠

○墨印

薩摩

宰相殿

699 「古御文書三拾三卷中」

謹言上、雖未申通候、捧一輪候、仍御分國中於本寺住院被相勤、禪刹數多有之事候、殊當年者福昌寺之儀住院被相勤候、畢竟為御檀力之由、其聞得候、彌以向後斷絕無之様仁、御助成奉憑候、此等之趣早々可申上處、依為遠

國、連年之御無音、非本意候、隨而者九州曹洞家之為法  
度、此度如意菴被差下候、一天下稠敷法度申渡之間、御  
分國之儀、是又同然之至候、為御存知申上候、恐惶敬白、

正月十一日  
總持寺 妙高庵  
關徹(花押 328)

如意庵 普藏院  
全達(花押 326) 快村(花押 329)  
傳法庵 洞川庵  
龍吞(花押 327) 玄茂(花押 330)

進上

中納言殿  
青油幕下

進上

中納言薩摩守殿 五院  
青油幕下

能州惣持寺

封

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」二一七三号文書ト向文ナリ)

700 「古御文書三拾卷中」

來十八日可被成御參<sup>◎</sup><sub>(關字)</sub>内之旨被 仰出候、然者衣冠ニ而  
如此以前四足之御門迄被參尤候、恐々謹言、

七月十四日  
酒井讚岐守<sup>◎</sup><sub>(花押)</sub>  
忠勝<sup>判</sup>

薩摩  
中納言殿 土井大炊頭  
人々御中  
利勝<sup>判</sup><sub>(花押)</sub>

▽◎薩摩

中納言殿

土井大炊頭

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」七四〇号文書ト向文ナリ)

酒井讚岐守 △

701 明日者日出ニ

禁裏四足之御門迄被參可有供奉候、以上、

七月十七日

薩摩

中納言殿

〔本文書ハ「旧記雜錄後編五」七四一号文書ト同文ナリ〕

702 「古御文書廿八卷中」

為年頭之御祝儀、御太刀一腰・御馬代黄金貳枚御進上候、  
則披露之處、御機嫌之旨被成 御内書候、猶期後音之節  
候、恐惶謹言、

正月十五日

土井大炊頭◎(花押)  
利勝〔判〕

薩摩

中納言様

人々御中

703 「古御文書廿八卷中」

已上

誠昨日者久々にて得御意、本懷候、事之外沈醉仕候て、  
無正跡罷歸候、將又箏之絲進獻候、明後日御下向之由承  
候、一入御殘多存候、猶期御上洛節候、恐惶謹言、

十一月八日

薩摩中納言殿

御報

四辻大納言

季繼〔分明ナラス〕

704 「御文庫三番箱中」

為年頭之慶賀、使者殊太刀一腰・馬代黄金十兩到來、歡  
入候、猶土井大炊頭〔判〕可述候也、謹言、

正月十一日 秀忠

○〔墨印〕

薩摩

中納言殿〔家入〕

705 「御文庫三番箱中」

為歲暮之祝儀、小袖十到來、欣入候、猶土井大炊頭〔判〕可述  
候也、謹言、

十二月廿七日 家光◎(花押)

薩摩

中納言殿〔家入〕

706 為端午之嘉儀、帷子單物數十被相送之、忻然此事候、猶

酒井雅樂頭可申候、謹言、

五月三日 家光◎(花押)

薩摩(家久)

中納言殿

薩摩

中納言殿

707 為音信其國之硫磺二十桶并火繩百筋到來、欣入候、猶土

井大炊頭可述候也、謹言、

十月廿五日 家光◎(花押)

薩摩(家久)

中納言殿

(本文書ハ「旧記雜録後編五」四五六号文書ト同文ナリ)

708 「御文庫三番箱宝鑑中」「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

得幸便令申候、仍先日者預使者、殊種々給、御懇意之至、

難申盡候、猶期後音之節、不能詳候、かしく、

三月二日 ◎(花押)  
判「良怒親王御判」

大隅中納言殿

709 「三番箱宝鑑中」

尙々、宗順迄申候間、令省略候也、

其後者餘以疎遠之條、得幸便、染筆候、其邊無事候哉、

仍此薰物、乍憚少珍敷方候間、進之候、猶期後音、不能

再毫候、かしく、

十一月晦日 (花押364)

薩摩(家久)中納言殿



薩摩中納言殿

(花押)

710 「御文庫三番箱中」

為端午祝儀、帷子單物數十被相贈之、悅入候、猶本多上(正)

野介(純)可申候、謹言、

五月二日 秀忠〔花押〕<sup>◎</sup>

松平薩摩守殿〔家久〕

〔本文書ハ「旧記雜錄後編四」一六八二号文書ト同文ナリ〕

711 為改年之慶賀太刀一腰・馬代黄金二十兩被相送之、喜悅

之至候、委曲酒井雅樂頭可申候、謹言、

正月十二日 家光〔花押〕<sup>◎</sup>

薩摩

宰相殿

712 「三番箱中」

為歲暮之佳儀、小袖五重被相贈之、驪然之至〔候〕<sup>◎</sup>、猶酒井

雅樂頭可申候、謹言、

十二月廿七日 家光〔花押〕<sup>◎</sup>

薩摩

中納言殿〔家久〕

713 為改年之嘉儀、太刀一腰・馬代黄金二十兩被相送之、忻

然之至候、委曲酒井雅樂頭可申候、謹言、

正月八日 家光〔花押〕<sup>◎</sup><sub>336</sub>

薩摩

中納言殿〔家久〕

714 以上

給音信使者、殊緞子三卷送給之、令祝着候、將又從是燒

物棗箱并鉈子提、雖輕微之至候、遂之進之候、猶來春上

洛之刻可得芳意候條、不詳候、かしく、

九月九日〔興意入道親王〕  
〔花押〕<sub>281</sub>

嶋津陸奥守殿

715 以上

〔虫喰〕 札之通令披覽候、為年頭之祝儀、縹子二端送給之、

祝着申候、將又自是、護摩之卷數札守并單物帷子、雖輕

微之至候、表祝儀計候、猶上洛之刻可得芳意候條、不能

詳候、かしく、



五月九日 (興意入道親王)  
(花押 281)

嶋津陸奥守殿

家久公 年間不詳

附 舊記雜錄 卷廿一

「家久公御譜中年間不知」

「正文在種子島藏人久時」

(法度)

猶と、けん吡はつとにて候つるに、なにとてさやう  
事共にて候哉、無心元候、さりながら、貴所かちい  
くさのやうに申候まゝ、まんそく申候、おかしく候、  
かしく、

其後ハゆかしく候、この方替事なく候、

一 廿目之てつほう、如何相調候哉、此方なおし候事なり

かたく候へくあたりを被入念可給候、先度申候ことく、

みしかく候様ニと申候つる、左様御入候てハ、如何可

有候哉、定其元には相しれ候らん承度候事、

一 小笠原殿でんちくにてけいこ候てつほう參候、すあひ

ハ、口ひろく候て、おくほそく候、くちハ五十目ほと

ゝ、ミえ申候、あつさハ、一ふんほどにて、されハう

たせ候てミせられ候つる、なにほとにて候哉、やふれ

候、はしめてか様の儀共のよし申候、くすりハ廿めか

と覺候、玉ハ四十にて候、猶こまゝ重て可申候、か

しく、

七月廿一日

(島津家久)

(花押 302)

種嶋左近大

「左近大夫ナルヘシ」

717

「正文在島津筑後忠置」

返くくハしくくう上に此人申候へく候まゝ、筆を  
とゝめ、かしこく、

このほどハ、これよりこそ申候ハんと、おもひ候へく候、  
おりふし、見事なる花ををくり給候、一しほ色めつらし  
くこそ詠めいり候、ことに今ハよその花を見申事もなり  
申さず候、なくさみにいり候、わか身こゝちもちとよく  
候まゝ、御出候へかし、あやつりをいたし度候、おもし  
ろき事のミ申候間、御めにかかけ申度候、式部とのゝ内へ  
も、御こゝろへ候へく候く、又と、かしこく、

十三日

方

おふくろ  
まいる  
いゑ久

718

「家久公御譜中年間不知」

「正文在島津筑後忠置」

▽<sup>㊦</sup> 返く、このちやハん然くなく候へとも、めにか  
け申候く、かしこく、

わきとこれまで見まいとして、御使、ことに、一色めつ

らしく思ひ候へく候、はつらいもちとよく候まゝ、御心  
やすくをほし候へく候、△

この比<sup>㊦</sup>〔ハ〕庭の菊もさかりにて候すると詠め申度候、め  
つらしき花も御座候ハゝ、〔御〕<sup>㊦</sup>〔ミ〕せ候へく候、式部との  
内へも、御心得候へく候く、又と、かしこく、

長月廿九日

中納言

おふくろ  
まいる  
いゑ久

▽<sup>㊦</sup> しやう内  
にて  
まいる  
いゑ久

719

「正文在島津市之助忠祀」

▽<sup>㊦</sup> 返く、此文はこ、貴所へ進し候、  
竹之事申候つる、以上、  
さためてかちきよりと存候つる、此方にも御さ候する、

其元より可給候、將又、けふハとうりやう候哉、承度候、  
謹言、

二月八日

家久○(花押)  
〔御判〕

  
(島津忠広)  
寶壽院より

「在口裏」  
中納言

(家久カ)



〔家久公御譜中年間不知〕

〔正文在島津筑後忠置〕

返くめつらしくも候ハね共、くこんしんし候、一  
つまいり候へく候く、かしく、  
此春の祝言申候するためとりむかい候、としあらたまり、  
ますくめて度候、其元いよくはんしやうたるへく候、  
さしかへり哉、ことの外さむくこそ御入候、やかて御こ  
し候ハ、あやつりをもよほし候へく候、なを長日申候  
へく候、めて度く、かしく、

正月廿一日

中納言

おふくろ  
まいる  
いゑ久

「在口裏」  
猶も、たき物をくりしんし候、我等あハせ申候間、  
御たき候へく候、かしく、

〔正文在島津左衛門久道〕

猶も、うハかき方ハ、中納言と御かき候へく候、か  
しく、

てんきあしく候て、明日のかりにて候、されハ二日には  
御ふるまいのよし候つれとも、かちきよりゆふの事候ま  
ゝ、こし候へく候間、かさねての事にし可然候、明日も  
とり候て申候へく候、又も、かしく、

廿九日  
中なこん

菊もし  
まいる  
申給へ  
いゑ久

〔正文在島津左衛門久道〕

けふハのとけの心もちよく候ゆへ、まんそく申候、此香  
はこ、たん正とのへ、風ろ屋へたかせ候するかと存候、  
しんし候、やかて参候て、風ろへいり可申候、そのおり  
ふしハ、これより申候へく候、きくもし其元へゐられ候、  
さそく、あまり候らんと思ひ候く、又こ、かしく、

「在包紙」  
廿八日

より

むもし

まいる

いゑ久

723 「家久公御譜中年間不知」

「正文在色紙源内」

態千代とのへ此きんちやくしんし候、やかて心よくなり  
て参へく候、ちと此方へこし候へかしと、存事候、うつ  
りの事も、のとのやうしやうニてと思ひ候、あまり然と  
ともなく候、やしきへうつり候てハ、きねんなどもあま  
りにて候まゝ、ためらい申事候、らい月末かたには、よ  
く候はん、ちと心よく候ハてハと、おもひ候事候く、

又こ、かしく、



かちき  
はもし

まいる

いゑ久

724 「正文在鎌田出雲政純」

猶くくう上に申候、かしく、

けふは日からもよくおはし候まゝ、うつたち申候、松千  
代とのつゝかなきやうにと、思ひまいらせ候、たうねん  
は、やかてくたり候するまゝ、まいり候て、申へく候、よ  
ろつゆふの事も又と申へく候、かしく、

廿九日

「宛カキナシ」

より  
「御名ナシ」

725 「正文在日高六郎兵衛」

かいしやうこゝろのまゝに舟もまいり候事候、其方へ御  
入候とをかりの琴、ふくろに入候てよくくぬくハせ候  
へく候、はこに入候てめし置へく候、きねん申候、れん

「家久公御譜中年間不知」

「正文在嶋津左衛門久道」

改年之御慶珍重々々、不可有際限候、為此等之御祝儀、  
中納言様へ以使者申上候、御引廻頼入候、將又、御手前  
ニも御祝儀迄ニ太刀一腰・馬代銀一枚令進入候、誠表御  
祝儀迄ニ候、恐々謹言、

正月二日

有馬左衛門佐○(花押)

直純〔判〕


嶋津彈正様  
御宿所

「家久公御譜中年間不知」

「正文在島津勘解由久當」

やかて御出待申候○く、又々かしく、  
一しほ見事なるおひををくり給候、我等いかにもふるき  
おひにて候、此あらため申候て、わかしく成可申候、むす  
めども、いつつれもめいくに、御心さしとよろこひ申  
候、これよりこそ御れい、申候へく候、

「正文在伊地知傳右衛門」

 「在口裏」  
むもし  
まいる  
いゑ久

ひんいつれもしんらうのよし申度候、わか身こ、ちも一  
たんとよくこそ候へ、まつ此よし可申たために候、又々、  
かしく、

返く御いて候へく候、此ほともさうく申度候つ  
れ共、あまり然くなく候て不申候く、かしく、  
昨日申候やうに、此六日八日にこ、元へ御いて候やうに  
と、おきの守とのより御たんかう候て、仰候するよし、  
うけ給候つる、いか、御座候はんや、きかまほしく候、  
御いて候は、まんそく申候、いせつるもいまた、かき  
しかくなく候へとも、くるしからす候間、まぢる候、  
おき守殿へ御たんかう候て、うけ給たく候、又々かしく、  
二日  
より  
誰にても  
まいる  
いゑ久

三日

より



妹との

返事

いゑ久

729

「正文全上」

けふは雨中にて、さひしくをくり給候事候、さためてその方も思ひやり候、めつらしくも候ハねとも、一色をくり申候、此あさかほからにて候、三色の花に歌を御よミ候へく候、又々、かしく、

「在口裏」

六日

方



いもし

まいる

いゑ久

730

「家久公御譜中年間不知」  
「正文在島津勲解由久當」

昨日參候、いよ御かたよりの文に御め見え候事共候つる、いのこの御ゆわひとして、御め見え御さ候よし候、それハさためて御しんるい中はかりの事にて候哉、さつせう

などの文にハ、とかくも見え不申候、其元へハいかき

こえ申候哉、其外いつかたよりも申こし候ハぬ事候、とかくまつめて度事にてめて申へく候、御しんるい衆はかりの事たるへく候、いよくきこえ可申候、くくく、返く明日も御出候へく候く、かしく、

「在口裏」

廿九日

方



いもし

まいる

いゑ久

731

「全右」

「正文在島津勲解由久當」

返く昨日ハ下くまでには、ことの外の事にて候、御れい申候、かしく、

昨日ハ色くの御ちそふにて候、ことさらにくわしまても御ねんの入たるさまの事にて候、きのふハくたひれ申候ゆへ、こん日茶をのミ候て見可申候、まつハひき色一しほにて候、すきやにてのミ申候ハてと思ひ候事候、や

かて御出候へく候、又と、かしく、

「在口裏」

廿三日

か

いもし

まいる

いゑ久

732

「全上」

「正文在島津勘解由久當」

猶てはこの事、わか身ふあんないなるものにて候、

いかとそんなしまつき、あハせ可申候く、かしく、

わきと一筆はるくとおほしめしより思ひ候へく候、う

け給候やうに、ほうさうにて候へとも、もやすき申候ま

ゝ、こゝろやすく候、とかく一たひはのかれぬ事候間、

まんそくにて候、ことの外風あらく候て出船中くなら

す候、三日はいか候ハんと申候事候、くハなへまいる

へく候、くハしくかの方のやう書付候て、文をくたし可

申候、まことにくはるくの事共、あさからぬゑにし

にて候、又と、かしく、

十八日

京泊より

妹との

いゑ久

御返事

「在包紙」

いもし

まいる

いゑ久

733

「全上」

「正文在川上野久尚」

軒ちかき山の権しは吹分て

かせの見せたる窓の月哉

定家の哥と聞およひ候、此哥の心いか、きかまほしく

御座候、かしく、

菊月廿三日

家久御判

（川上久尚）  
慰敗老

734

「家久公御譜中」

「正文在上野小杉長右衛門」

〇猶  
「尙」く、おく書いかと存候事候、いしん様し、う



のくはんのかうなにて御さ候、かしく、

此くわん音きやう大はほんいてき申候間、進之候、我等  
本をかき申候ひとこれもかき申候、おく書の事、御のそ  
ミとも候すれ共、ほど、をく御さ候ま、まつく此方  
にて申付候、なをく御のそミとも候ハ、うけ給候へ  
く候、をそくいてき申候へとも、た、いまくたし申事候、  
春中ニハ、やかて参候て、めて度申候へく候、かしく、

九月日 松さつ广守

妹との まいる いゑ久

735 「正文在飯牟禮權左衛門」

猶く昨日之使も未歸候、無心元候、

昨日申候様、早くと入來可有候、定今日者もとられ候ハ  
すれ共、いそかしきにまかせ候、惟新様も今日御越にて  
候、ゆたんなく可被歸候、かしく、

十月十一日

家久（花押）「御判」

736 「全上」

「正文在本田次左衛門」

夕へ四ツ時分、りしん所へ火事御さ候て残らすやけ申候、  
さりなからよそへうつり候ハて、めて度候、風もしつか  
なるゆへに候ま□つ此（よカ）□し申候く、かしく、

りしん一人にて候、まんそく申候、一しほ人しけきあ  
たりにて候く、かしく、返く其元やうしんく、

「封目在口裏」  
かちきにて いゑ久

737 「正文在猪俣伊右衛門」

などやたちいておはし候ハて歟、思ひ候へく候、又やか  
てまいり候する間、この方へ待いり候、かしく、

「在口裏」

九十二日

御一たい

まいる

いゑ久

738 「正文在猪俣伊右衛門」

こゝちいか、おはし候や、りしんくすり共けん<sup>〇</sup>に御入候哉、こゝろ元なく候、やうしやうゆたん有ましく候、さてせんとは、いろくねんものをり思ひいたすはかりにて候、猶この人申候へく候、かしく、

八十九日

いゑ久

一のたい

まいるへく候

739 「正文在野元源左衛門」

ねんとうとして、あきの守殿よりつかひ給候<sup>〇</sup>、そこもといつれもそくさいのことにて候<sup>〇</sup>、まんそくいたし候へく候、こゝもとにもふしの事にて候ま、かしく、心やすく候へく候、御いとまもはる中には出候はんま、やかくたり申す事候とおもい申候事にて候、あき殿ひとしほそくさいにてめてたく申候、むもしもふし候<sup>〇</sup>ハんと

そんなし候、かれこれ申候はんため、一筆取むかい申候、まつくめてたくく、かしく、

正月廿九日

ち

にいきやう

いゑ久

「此御書よくよめかねうつし置也」  
まいる

740

「全文」  
「正文在野元源左衛門」

猶とやかてくたり候するよし、申候へく候く、かしく、

一筆申候、いわむもし、こゝちはやくとほんふく候て、めて度候、まことに此方より朝夕思ひやり心遣すもしあるへく候、さそく、あきもしも見まいたるへく候、いよくゆたんなく、やうしやう、くすりなどのミ候やうに、申候へく候、らい月ハ御いとまも出候すると、待る候事にて候、あもしやしきふしんも、いかと思ひ候ま、ひせんの守へ申候とて候、又く、かしく、

十三日

ゑとより

にい卿

いゑ久

まいる

741 「正文在野元源左衛門」

明日ハ、まいり候てこそ可申候、かしく、

その、ちいか、御入候や、うすくいてき候やうに御入候  
よし、うけ給候、さやうに候ハ、一たんまんそく申候、

明日ハさうくまいり候て、見まい可申候、とにかくか  
せひき候ハぬやうに尤候、しよくなとゆたんなく(肝要)かん  
うにて候、あもしたんもしへも申候へく候、又とかしく、

廿四日

にい卿

いゑ久

まいる

742 「家久公御譜中年間不知」

「正文在猪俣伊右衛門」

こゝ元隙もあかす候間、そのかたにてくこむなとまいら  
せ候やうに、申候へく候、誰もなく候旨、いろくこゝ

ろかけ候やうに、いち、などへも申へく候、

「朱カキ」  
「是迄本行」

「朱カキ」  
「送書」

そもしへんさきのあかみおりから、もみちのことくな  
し候やうに、すゝめまいらせ候、又と、かしく、

廿三

右

しんたいふ

「本マ、」

743 「正文在伊俣伊右衛門」

うかくとは思ひ候ハす候、身にはいろく御ためとお  
もひ候事共候つるに、せんなくちおしく候、かるく  
しくさしいて候ていを見、おかしく候間申候、かしく、

兵ふきやう

しんたいふ

744 「家久公御譜中年間不知」

「正文在鎌田出雲政純」

これより申候すると思候つるか、一ふて詠めいり候、此

「正文在鎌田出雲政純」

中うちつ、き隙なく候て、めいわくに候、明日ハ一日ひ  
まにて候間、同日とりにまいり候へく候、さうくより  
まいり候て、なくさミ申へく候、なの事一たんよく候す  
る、又と、かしく、

明日ハせうしつひま入候間、夜にいり候てもまいり候へ  
く候、廿八日ハいつれもこしたるへく候、あさハかりの  
まへにて候する、いかにもかろくとふるまい申候へく  
候、いもともこし候するとの事候、やどの事、いつも御  
入候よし申候間、たてのもいよくこしらへ候やうにと、  
候へく候、女はう衆十人はかりも候するま、おもてに  
る候ところこしらへ候へく候、ミやう神のさうち尤候、  
なまこ・たけのこ・くミ・みかん・いもなどと、のへ候  
へく候、又と、かしく、

「正文在鎌田出雲政純」

猶とゑもんの卿むすこのもかき、きとくにしたて候  
へく候、うれしく思候らんとく申事候く、かし  
く、

わさと一ふてうれしく思ひ候へく候、まことにく、は  
つ雪此方にハふり候ハぬに、めつらしくこそ思ひ候へく  
候、やかてくまいり候するま、よろつ又とかしく、

「正文在鎌田出雲政純」

「本マ、」

ちうとへたり候ま、一筆申まいらせ候、しかれば此こ  
ろは、くにもこのことくつき給候や、道すからもゆるく  
と御入候や、くれくおもひやるはかりにて候、こゝも  
といつれも迄ふしの事にて候、ひやうふのしうも、ひと  
しをふしの事にて候ま、心やすかるへく候、いまた御  
いとまもたまはらす候する、いかさまくたり候て、くわ  
しく申す事候、此はうはいまた大ゆきにて候、いまゝて  
もどうりゆうにて候ハ、〔何様ゆきをうち〕申すへきに  
と、かすくおもひことにて候、おかしくこそ候へ、う

つたちよりのちさうもなくまゝ、文にてまいらせ候、ま

つゝ、かしく、

四月十九日

お

出雲守

いゑ久

は、  
まいる

「此御書、能讀かぬる所多シ」

748

(本文書ハ七九六号文書ト同文ニツキ省略ス)

749

「正文在伊俣伊右衛門」

一筆申候、やがてかんきんもはて候へく候つる、又にく

なとと、のへ候やうに申付候へく候、ひやうふへもより

あひ可申候、いそきこゝろへ候へく候、

十二日



▽○  
しんたいふ  
△

750 「正文在山之内勘兵衛」

はやくとこれまで一筆うれしく候、このたひは一しほ

なかくの事にて、心つかい候つるにまんそく申候、や

かて参候て申候へく候、ことさらはしめての事にて、い

よくめて度候、そくさいのよしうれしく候、やかて参

候て申候へく候、明日ハかちきまでこし候へく候、よろ

つ又と、かしく、

廿二日

い□より

しまにて  
返事

いゑ久

751

「正文在森喜右衛門」

返く其方したいたるへく候、かしく、

いもしかたへ見まいのよし候、明日にてもいつにても待

られよし候まゝ、さうく三日中御いて候てこそ、よ

く候する、明日もよく候はんと思ひ候、又と、かしく、

十九日

お

いゑ久

「正文在本田信次郎」

せんしつハし、け

「此状キル、以下文ヨメカヌル故略ス、」

「家久公御譜中年間不知」

「正文在南郷平右衛門」

猶々上様よりの御心さしあさからず、よくくちや

うたい候へく候、かしく、

その、ちハ、筆のよすかもかれく候、さて此つる、

上様よりはいりやう申候、しやうくわんのあまりにて候

へとも、きやうたいへをくり申候、むくさきおくり給候、

頼くうれしくおもひ候へく候、まつくめてたくく、

松きしおあやよりも、こゝろへ候て申せとの事にてまつ

くよめまし、<sup>○</sup>やかてなつむし、かしく、

けさもしとの

まいる

中

「正文在島津左衛門久道」

此竹めつらしく候ハねとも、をくり申候、かしく、

「雨中とせんにこそ候へ、我等歌の下書、その方御入候す

「家久公御譜中年間不知」

「正文在島津左衛門久道」

きのふハまいり<sup>○</sup>候て、御いとまこひ申度候つれ共、いそ

きのま、心より外候、此たひハ、やかてゑとのしあハせ

よく、くたり候へく候、かいふんくやうしやうゆたん

有ましく候、おふくろたんもしへも、こゝろへ候て申度

候、くハしき事とも、これよりしつかに申候へく候、廿

二日にうつたち可申候、其うちにハ、上かたのたうらい

御入候するま、申候へく候、又と、かしく、

くれくなたくと候ておもひやり候事候、く、

かしく、

十九日、より

むもし  
まいる申給へ  
いゑ久

757

「正文在島津左衛門久道」

「在口裏」

／＼むもし

まいる

「在包紙」

／＼むもし

まいる

いゑ久

廿五日

方

夏きりの茶はしめて参候間、をくりしんし候、はもしこゝろもよく御入候よし、ミやくもなをり申候由候、りしん申候、めて度候、又々、かしく、

756

「正文在島津左衛門久道」

／＼むもし

まいる

いゑ久

三日

方

るに、たんしやうとの申上候書付、可給候、五日には、御心ゆわひにまいり候へく候、又々、かしく、

猶々やかて御いて候へく候、かしく、

758

「正文在島津左衛門久道」

むもし

まいる

いゑ久

廿日

方

猶々八ツ時分に御いり候へく候、かしく、このきんちやく・ゐんろう、又もしへしんし候、さしたる緒しめも候ハぬまゝ、見あハせ候へく候、藤しけとうこんと申候者、江戸にてぬい申候ゐんろうハ、ちやんはさくにて候、しかくなく候へとも、しんし候、やかてけふはかの方にて申へく候、又々かしく、

猶々くハしくこの人へ申候、かしく、

めつらしくも候ハねども、ふたりへしんし候、あもしも一たんと心やすく御入候てめてたく候、やかて参候て、見まい申候へく候、又々、かしく、

廿六日

より

「在包紙」

／＼むもし

まいる

いゑ久

「家久公御譜中年間不知中」

「正文在島津左衛門久道」

猶きこハいか、候ハんとおもひ候事候く、かし  
く、

昨日ハまいり候て、ことにつくし申候、ちそうにて候、  
たんしやうとのへも申度候、はんにもふろをたかせ候す  
る哉、御入候ハ、まちい候、又と、かしく、

六日

方

むもし

まいる

いゑ久

「正文在島津左衛門久道」

猶と、つほねのいたミ、いかと存候、くすりをゆ  
たんなく付候へく候、又と、かしく、

けふは御ことくしく候、たんもしこ、ちもいか、いか  
、御入候哉、うけ給度候、つほねかさも、くすりき、申  
候哉、ころ元なく候、せんとの三けんおほし候や、け

いこに御入候へかしと思ひ候、

九日

より

「正文在島津左衛門久道」

「在包紙」  
いわさき

まいる

いゑ久

返く、やかてまいり候て、可申候、おふくろたん  
もしへ申度候、又とかしく、

此ほどハいかと思ひ候つるに、やかてゆを御かゝり候  
するとのよし、いつ比にて候や、うけ給度候、こん日の  
やうきかまほしく思ひ候へく候、五日まで障入候間六日  
にハまいり候て可申候、さためてこのほどのゆわひ〇に、  
御ふるまいたるへく候間、さゝをのミ可申候、又とかし  
く、

三日

方

むもし

まいる

いゑ久



762 「正文在島津左衛門久道」

しまより先ほどにこそもと申候、又やかてのあそひに  
たんもしいか、もよほしにて候や、御すきの事ハ、うけ  
給候、ひせん守などにをよひ不申候、たんかう候へく候、  
ちやハ此方に御入候間、ねんを入ひかせしんし候へく候、  
いかにもく、かろき事たるへく候、此方へ御いて候ハ  
、ひわことひき候へく候、又、かしく、

より  
むもし  
まいる  
いゑ久

763 「正文在島津左衛門久道」

猶、この方へまちいり候、かしく、  
けふは参候て、いろく、のなくさも申候、此書物、こと  
の外ひしのひたる候、たんもし見候するよし候間、しん  
し候、くハしく書付に又候事候、又、かしく、

五日  
む  
「む殿」  
まいる  
いゑ久

764 「正文在島津左衛門久道」

むもし心よく候て、まんそく申候く、かしく、  
はとをかりに出度候へ共、隙なく候間、たんもし御いて  
候て、三ッほどうち候て可給候、たけの林に御入候、其  
よし申候、又、かしく、

「在包紙」  
十六日  
むもし  
まいる  
いゑ久

765 「正文在島津左衛門久道」

先ほどハまいり候て見申候、一たんよく御さ候、いま  
よりハ、しよく物すこしつ、のやうしやうの心もち計に  
て候、日かず参候ハ、いよくよく候、うけ給候へは、  
おちもとりたる人、おほく候て御入候間、其こ、ろかけ尤  
候、きやうたいの事ハ、いま、て一人もかハる事なく候、  
た、くやうしやうかんにうにて候、すこしのちかいに  
てかハる物にて候ま、よくくゆたん有ましく候、其

元之おふくろなど御さ候へは、心安く候、あもしなどへ

よく申度候、又、かしく、

「在包紙」

十六日

より

むもし

まいる

いゑ久

766 「正文在島津左衛門久道」

やかて御いて候ハんと待る候、たんもしはいたミのよし、

我等もせんと、五六日ハさんくの事ニて候つる、たて

の、やくしへりうくわん申候へハ、やかてうつきもとま

(立願)

り候つる、さうくきせい候て尤候、十九日哥の會たる

へく候、明日下書ともそろい可申候、はやいてき申候や、

うけ給たく候、我らハ今日先下見を可申と思ひ候事候、

かいふんくやうしやう候て、十九日ハさしいて候て、

又と、かしく、

十六日

方

むもし

まいる

いゑ久

767 「正文在島津左衛門久道」

猶く三けん御ひき候やおもひ申候く、かしく、

見まいとして、一ふてとりむかい候、たんもしこ、ちい

か、とおもひ候へく候、よろつ、又と、かしく、

五日

より

いゑ久

まいる

いゑ久

768 「正文在島津左衛門久道」

しまかりにはによりこし申候、又五郎殿ハ明日御入候て

よく候よし、先ほど申候、やかて明日もととり候へく候、

三日中參候て申へく候、又と、かしく、

「在包紙」

十八日

方

むもし

まいる

いゑ久

769 「正文在島津左衛門久道」

た、いまこそ、これまてまいり候、あきの守とのうつり

も廿三日にて候、十八ねんになり候よし候、二十ねんにて候、ふたむかしうつりゆき申事候、廿三日にハ、我等もまいり候へく候、その方よりハ、いつころこし候するやと、おもひ候、もたりにまいり候て申候へく候、かし

廿一日

より

「在包紙」  
むもし

まいる

いゑ久

770 「正文在島津左衛門久道」

猶く、やかて御いて候へく候、く、かしく、夕へくハしく、申候つる、ことにかのおや、まことにく物しらぬ大はかにて候間、さためて、かのしあハせも、き、候ハんと思ひ候間、そのとをり申付候、それより、かの女いか、申候や、うけ給度候、とかく一かどの心もちいる事にて候間、たんかう可申候、やうす、うけ給度候、又く、かしく、

771 「正文在島津左衛門久道」

廿四日

より

むもし  
まいる

いゑ久

返く、御出候へく候、かしく、

つの守まこのくちわきに、かさいてき、さんくのよし申候、いか、御入候哉、<sup>(笑止)</sup>しうしなる事候、はつらいのやう、うけ給度候、又くかしく、

「在口裏」

六日

方

むもし

まいる

いゑ久

772 「正文在島津左衛門久道」

猶く上かたよりもたうらいにて、ふしのよし候事候、めて度候、又く、かしく、

た、今こそもとり申候、十四日の朝まいり可申候間、明日たんしやうとのかりにのほり候て、しかをととり候やう

「正文在島津左衛門久道」

その方の琴の絲きれ不申候哉、いか、と思ひ候く、  
又と、かしく、

この比はことを御ひき候哉、まいり候て我等もひき可申  
候、此筆、さしたる事にては候ハねども、をくり申候、  
又もしへもしんし候へく候、このつは、江戸にてこしら  
へ候へとも、わか身ににけなく候まゝ、又もしんし候、  
やかて參候て申へく候、よろつく、かしく、

十八日

方

／＼むもし

まいる

いゑ久

「正文在相良與左衛門」

にと申候へく候、かり衆の事、たに山衆に申候間、その  
こゝろへ候へく候、かならず十四日參可申候、明日しか  
をかり候へく候、又と、かしく、

／＼むもし  
まいる

いゑ久

猶と、めつらしき、はしめて見申候事候、こよひハ  
ひかしにゐ候、めいわく申候、かしく、  
うけ給候一かうの事、をくり給候、まことにさしたる事  
共きこえ不申候まゝ、はやくとすミ候て、かんせい心  
もよく候ハてと、いきに申候、ひせん守にて申候まゝ、  
心やすく思ひ候へく候、く、かしく、

「口裏」  
十九

方

／＼むもし

御返事

いゑ久

「正文在島津左衛門久道」

猶とやうくたのミ申候て、とゝのへ御しあハせ候  
へく候、かしく、

此文ともしたゝめ申候うちに、きねんの符參候、一たん  
のしあハせにて候間、をくりしんし候、すなハちかの文  
とりそへ申候、云付のやうに符をのミまいらせ候、かや

776

うにほしをなをし申候てよりハ、心やすく御入候事候、  
きとくなる時分、此方へゐあハせ候て、ひとりのまんぞ  
くたるへく候、くハしき事この人へ申候、めて度く、  
かしく、

七月十九日

ゑとより

又もし

いゑ久

ふくろ

まいる申給へ

「在包紙」

又もし

いゑ久

ふくろ

まいる

「家久公御譜中年間不知中」

「正文在島津市之助忠起」

猶く、こそでの事、いよくかし候へく候、いつれ  
参候て申へく候、かしく、

777

一筆うれしく思ひまいらせ候、ことにむめ一しほうつく  
しくこそ候へ、一首

千とせふるこ、ちこそすれくれなるの

梅さき匂ふ春ことの宿

とりあへすやかて返しまちいり候、さためて一色そへ候  
らんと思ひ候つるに、ゆたんにて候、やかてこれよりの  
ふの事とも、たんかう候て申へく候、又くかしく、

「在口裏」

十七日

方

かちき

御返事

いゑ久

「正文在島津市之助忠起」

返くはもし事、かい氣あしきよし、いかと思ひ  
候、く、かしく、

きのふハ見事なるつきんをくり給、この比は一しほさむ  
くおハし候おりふしに、まんそく申候、先く御れい申  
候、いかさまやかてよく候はんま、  
「本ノマ、」  
まいり候て申候へ

く候、又とかしく、

「在口裏」  
廿一日

より

千鶴との  
まじる

いゑ久

778 「正文在島津市之助忠規」

返くあやつり見せ申度候て、思ひ候へく候く、  
かしく、

まことにこの春のゆわひ、ますくめて度候、はやよく  
候ま、やかて参候て申候へく候、花のさかりに哥をよ  
ミ可申候、こゝ元ハ三月こそ、やうくさかりたるへく  
候、花も此きむさにをそく見え申候、よろつ又とかしく、

十五日

より

せん鶴もし  
御返事

いゑ久

779 「家久公御譜中年間不知」

猶と、一色めつらしく思ひ候へく候、やかて参て歌  
を見申へく候、く、かしく、

「マ、」  
上かたのちうしんもいまた御入候ハす候、庭の花をくり  
給候、ことに一首とりあへず返歌申候、

きてやみん八重咲花に山風も

えやは色香を吹やちらさん

むもしも一首よミ候て、をくり可給候、此哥の返哥、そ

もしもまちいり候、又いたつらにの返事

思ひやる花のさかりときくからに

袖もゆかしきことの葉のすゑ

返事まちいり候、この中のうたにハはしめていてき申候、

一たんよくこそ候へ、又とかしく、

「在口裏」

廿四日

ち

かちき  
御返事

いゑ久

780 「正文在島津市之助忠規」

返く、やかて参候て申候へく候、く、かしく、  
一ふてうれしく思ひまいらせ候、く、まことにく、

其元うつたち候てよりは、文しても不申候、此たひハヤ

かてくたり候する事候まゝ、御まち候へく候、きやうた

いへ、いつれもくとうせんに申候、やかて上かたより、

くハしく申こし候へく候、あなかしこく、かしく、

廿七日 ぼそ嶋より

せんつるもし いゑ久

まいる御返事

781 「正文在島津市之助忠禎」

大雪おもひよらさる事にて候、めつらしく、その方いか

く、

一首

今朝つもる雪をみやこも東路の

空おもひやる明ほのゝ庭

やかてまいり候て申へく候、又と、かしく、

在口裏 卅日

より

かちき

まいる

いゑ久

782 「正文在島津市之助忠禎」

このうたその方にてむもと見候へく候、かしく、

又と、つはねよろこひにて、夜るひるもてあそひに

て候、

此哥やかて花見たるへく候まゝ、「本ノマ、」しうかへたつね申度候、

なをし候て可給よし、申度候、かりそめも残る物にて候

間、はれかましく候、その方よりこくふへもたせ候て、

返事待入候、かしく、

783 「正文在島津市之助忠禎」

猶と、うたおもしく候まゝ、又と一首申候、やかて

返事に一色ををくり可給候、まちいり候、く、か

しく、

むめの返事おもしろくこそ思ひまいらせ候、又と、

咲にほふむめの木すゑの戀しさを

まくらならへてふたり詠めん

やかて參候て申へく候、いもし事もこし候する、さりな

「正文在島津市之助忠祖」

から、その日には有ましく候、三日中にこし候へと、  
可申候、廿二日てんきもよく候する間、まいり候へく候、  
廿日には、又五郎とのふたり御入候事候、わか身もまい  
り候へく候、此方へる候て、たんかう申候事候、むめの  
さかり、一しほこ、ろ有花にて候間、このもにて花見  
可申候、おりふしには、うち参候ていつもの事たるへく  
候、め、もわつらいのよし申候、これもた、かの事ゆ  
へたるへく候間、その方にてなをり可申候、くすりハそ  
もしおなし候らんと、思ひ候、又とかしく、

「在口裏」

十八日

「在口裏」

かちき

御返事

いゑ久

方

猶く、隙もあき候するま、まいり候て可申候、又  
く、かしく、

うハたけの花をくり申候つるに一首、おもしろくこそ思

「正文在島津内膳久兵」

(本文書ハ四三二号文書ト同文ニツキ省略ス)

ひ候、

君か袖なれてふ手おるうハたけの

花のなさけになをそ戀しき

かやうにハいか、と思ひ候、やかて参候て可申候、庭の  
もみちさかりたるへく候、花ももみちも、た、いつもの  
事そめにつき申候、おもしろき事共まちいり候、又く、  
かしく、

「在口裏」

卅日

∇○

かちき

まいる

いゑ久

方

「正文在島津内膳久兵」

(本文書ハ四三二号文書ト同文ニツキ省略ス)



787 「正文在島津内膳久兵」

(本文書八四二三号文書ト同文ニツキ省略ス)

788 (本文書八四二四号文書ト同文ニツキ省略ス)

789 (本文書八四二五号文書ト同文ニツキ省略ス)

790 「正文在島津左衛門久道」

今日ハ春雨ふり候て、さひしくこそ候へ、さなから春の  
けしきと見え申候事候、昨日ハめつらしき一色送給候て、  
なめならず候、ちと御出候へかすと存候、この比ハゑ  
とのたうらいも御入候する事候、待る候事候、とし内も  
ほどなく候、正月のあそひたうぐとも、まりは  い   
や、御こしらへ候哉、思ひ候事候、こゝ元は、はんしこ  
しらへにて候、又々、かしく、

「在口裏」

廿四日

方

むもし  
まいる  
いゑ久

791 「正文在島津左衛門久道」

かならずまいり候て申候へく候、おなへ殿も申候へ  
く候、く、かしく、

昨日申候やうに、此ミそか吉日にて候間、おひの事、ゆ  
わひたるへく候、我等もまいり候へとの事、かならずま  
いり候へく候、ときかんにうにて候間、そのこゝろへ候  
へく候、又々かしく、

廿七日

方

むもし  
まいる  
いゑ久

792 「正文在島津左衛門久道」

返く、やかてくたり候て申候へく候く、かしく、  
めつらしき事も候ハね共、一ふてとりむかい候、其元ふ  
しによし、此方もとうせんの事にて候、やかて仰いたし  
事共御入候よし候まゝ、御いとまの事もやかてきこえ可

申候、さそくおふくろたんもしあと、をくなり候ほど、  
めいわくたるへく候、思ひやる事にて候、こゝ元一たん  
としつかなる事候へく候、心安かるへく候、又こ、かし  
く、

六月十八日

たん正との

むもし

まいる

中納言

いゑ久

「在包紙」

たん正との

むもし

まいる

いゑ久

793

「正文在島津左衛門久道」

猶こかハる事なきよし、申候するため、とりいて候、  
又こかしく、

七月の御せうそこ、うれしく詠めいり候、ふしのよし此  
はうもおなし事にて候、此中いつまでも爲候ハんと思ひ  
候つれども、さらにうちかハリ御いとまも給候ハ、そ

の日くたり申度候、とかくほど有ましく候間、こゝろ安  
く思ひ候へく候、又こかしく、

九月三日

菊もし

まいる

ゑとより

いゑ久

794

「正文在島津左衛門久道」

猶こ、たんもしも、はやうつたち候哉と思ひ候事候、  
女はう衆、いつれもく、ふうくう申候やうに、よ  
くく申候へく候、ことに留主の事に候間、火の  
(用心)  
ゆふしん、ゆたん有ましく候、く、かしく、

かいけあしく御入候よし、無心元候、はやり事にて候間、  
くすりをのミ、りしんへにうしやうゆたん有ましく候、  
此方ふしの事にて候、明日さとハラまでこし候すると、  
おもひ候事候、てんきよく、春のけしき、みちくこと  
の外しつかに御入候間、かいしやうこゝろ安く御入候す

る事候、あきの守とのも、その方かちにしかとる候てよ  
く候、又々、かしく

十二日

たかおかより

いわむもし

いゑ久

まいる御返事

795 「正文在島津左衛門久道」

猶々、御いとまの事のミ待る候事候、く、かしく、  
一ふてとりむかい候、たんしやうとの、この比はくたり  
にて候、まんそくたるへく候、わか身もやかて御いとま  
のやう申候ま々、やかて下向可申候、ことさら、むもし  
かたより、一はこ御心さしにて候、ことの外、この比は  
あつく御入候事候、此方いよくしあハせよく、御心や  
すくおほし候へく候、よろつ又々、かしく、

七月十四日

より

いわ

いゑ久

ふくろ

まいる

「在包紙」

ふくろ

まいる

796

「正文在鎌田出雲正純」

返くとかくかさねて、又々かしく、

明日ハ雪のふりめきたるそらにて候、明日ハよく候する  
ま、参候て申候へく候、いつそ申候つるもしよめの  
事、すこしもきやくしんなく候、され共、宮内事、よに  
まれなるしあハせに候ま々、其心さしいかとおもひた  
いめんなるましきよし申候、そのとをりにこゝろへ候へ  
く候、く、やかて参候へく候、又々、かしく、

「在口裏」

十五日

より

出雲守

むもし

いゑ久

まいる

797

「正文在市米千左衛門家重」

猶々、たんしやうくうしつかんせいは、さいく

見まい候やうにと、こゝろへ申度候、く、かしく、  
てんきよくおはし候まゝ、はや舟にのり申候、此うらの  
かやうにしつかなる事、まれなる事にて候、こゝろやす  
く思ひ候へく候、此よしたてのいもとへも、こゝろへ申  
度候、いそき候まゝ、やかて上かたより申候へく候、め  
て度、く、かしく、

▽○

十一日

みゝより

菊もし

いゑ久

まいる

798

「正文在鎌田彌右衛門」

のちかた申候へく候、かしく、

さてはたんもしかへりにて候や、めてたく候、後かたこ  
れより可申候間、其おりふし待いり候、又ゝ、かしく、

▽○

「口裏ニアリ」

△

799

「正文在金田治兵衛」

十三日

右

むもし

いゑ久

御返事

返く、やかて御出有へく候、く、かしく、

夏きりの茶ひかせ申候、色もまつくの事にて候へとも、  
送しんし候、まいり候て御らんし候へく候、又ゝかしく、

「在口裏」  
廿三日

右

いもし

いゑ久

まいる

800

「正文在須田十郎左衛門」

くわなよりあつらへのうたのほん、いてき申候て、いそ  
きしんし候へく候、又うたの見やうのほん、二ツともに  
可給候、そのかけつめきんちやに御入候間、やかてくわ  
なへもまいり候へく候、く、かしく、

801 「正文在坂元半右衛門」

返く、やかてまいり候て申候へく候、かしく、  
けふはうとくしく候、此あふき見いたし候ま、をく  
りしんし候、やかて参候て申候へく候、又と、かしく、

「在口裏」  
廿七日

ゝ  
むもし  
まいる  
いゑ久

802 「正文在阿蘇越右衛門」

此千句之事、今一卷御入候ま、進之候、かしく、

玄與老

家久

803 「正文在伊集院十右衛門忠覺」

又と、女はう衆、いつれもく、よろこひのほど、思ひ  
やり候事候、又と、かしく、

むかふ嶋

まいる

「御名ナシ」

804 「正文全上」

猶と、たき物をくり申候、かしく、  
此文、われらへ参候やこの方へもたせ候つる、かちき  
にまいり候や、とかく申候事候、せんとは、雨かせ雪に  
てと、まり候つるに、夜の物まいり候てこそ、しあハ  
せよく候、やかてその方へまいり候て、申候へく候、か  
へすく大雪のおりふし、その方よりまいり候てこそ、  
夜をあかし申候、いつれもくめんに可申候、又と、か  
しく、

805 「正文在伊集院十右衛門忠覺」

猶とめつらしきかいにて候、く、かしく、  
ことの外なる大かせにて、その方いか、と思ひ候、舟の  
かよひも、きのふハ中くならず候、やかて参候て申候、  
く、又と、かしく、

ゝ  
嶋にて  
まいる  
いゑ久

しまにて  
まいる  
いゑ(久)

806 「正文全右」

せうそこうれしく思ひにて候、上かたのたうらいも、い  
また御入候ハす候、まちる候事候、きこえ候ハ、これ  
より申へく候、さためて三日中にハ、きこえ候ハんと申  
候事候、ことに一色めつらしく、やかてまかり候て申へ  
く候、又々、かしく、

「在包紙」  
廿四日

しまにて  
御返事  
いゑ久

807 「正文在伊集院十右衛門忠覺」

猶々、此方ことしけく、うとくしきやうに候、か  
しく、  
一ふてうれしく詠めいり候、此中うちつゝき雨にて、こ  
ろより外候、やかてまいり候て、なの事とも申候へく

候、又々、かしく、

廿日  
より

しまにて  
御返事  
いゑ久

808 「正文在伊集院十右衛門忠覺」

一ふて詠めにいり候、うけ給候やうに、此ほとハかちき  
に参候て、なか／＼候事候、さてはいきをひき候や、  
この方ハやミ候事候、いづれもくやかて参候て申候へ  
く候、又々かしく、

「在包紙」  
嶋にて  
御返事

「御名ナシ」

809 「正文在伊集院十右衛門忠覺」

猶々、やかてまいり候へく候く、かしく、  
きのふは、さくらつゝしをくり給候、此方にては、はし  
めて見申候事候、やかて参候て花を見なくさミ申へく候、  
猶これより可申候、又々、かしく、

「在包紙」

六日

嶋にて

御返事

方

いゑ久

810 「正文同上」

せうそこうれしく思ひにて候、うけ給候やうに、花見にてなくさミ申候事候、しかく花も御入候ハぬ事にて候、さりながら二日の花見にてこそ候つる、又々、かしく、

方

「在包紙」

し

しまにて

御返事

いゑ「本ノマ、」

811

「正文在伊集院十右衛門忠覺」

猶々、すこし見え□候、いまたしれす候、く、

かしく、

此中まいり候すると思ひ候つる、いろく隙入候て、ころならず候、いかさますこしのひまにこし候て申候、かしく、

方

いゑ久

812 「正文在下具服町川畑六左衛門」

嶋にて

御返事

猶々候、以上、

おめりと申候こと葉候、如何候はん哉、琴におめりひきとて、したいくにひき申候事を、おめりひきと申候、もの、したいにかさなる事を、おめりと申候よし候、おめりのこと葉、歌などにも候哉、承度候、かしく、

閏月十九日

家久

仙齋

813

「正文在島津筑後忠置」

返々いつも守いけんの事、ゆたん有ましく候、かしく、

このはう見まいとして、つかいさしこされ候、ことにさかなたる祝ちやくいたし候、遠路までねんころの儀とも

にて候、こゝもといつれもなに事なく候、さためて當は

るハ、御いとま出候するとそんし、やかて歸國候ハんと

申候、出雲守若はいにて候まゝ、なにへんいけんとも候

て、諸事たしなミ有へき事、かんようニ候、よくく其

心得あるへく候、かしく、

さ(ぬ)□き  
こうしつ

いゑ久

814 「正文在本田次左衛門」

めつらしき雪にて候、その方いか、とおもひ候、きりし

まへはおちの候ハてはかと思ひ候、ことの外さむく候、

夜るなかく□( )御入候まゝ、三人はかりにて可

然かと思ひ候、さりながら大隅殿へたんかう申度候、さ

やうに候ハ、あいちのりものなど申付□候、いつれ

□くまいり候て申候へく候、かいけいか、と思ひ候、

又と、かしく、

廿二日

より

長ミもし□( )

申給へ

いゑ久

「家久公

古御文書御軸物

年間不詳」

815 「古御文書三拾壹卷中」

▽◎  
以上  
△

一筆致啓上候、御國之密柑五百入貳籠被懸御意候、遠路

依思食過分至極奉存候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

霜月廿五日

板倉周防守

重宗(花押 263)

松平大隅守様  
人々御中

816 「古御文書廿九卷中」

預貴札致拝見候、然者、今度道中御無事ニ御國本へ御參

着被成候付而、使者を以被仰上候、各被遂披露候處ニ、

御使者 御前へ被召出、一段之御仕合ニ御座候、次、私

かたへ南都諸白兩樽并鯉之節壹箱、被懸御意、忝奉存候、



猶期後音之時候、恐惶謹言、

八月廿四日

阿部豊後守

忠秋(花押260)

松平大隅守様

貴報

817 「古御文書廿九卷中」

尊書致拜見候、仍 公方様江御樽肴被成御上候之處、首尾能上り、則御使者 御前江被召出候、將又、私方へ茂鯉節五百并諸白大樽一荷、被懸御意、忝奉存候、猶期後音之節候、恐惶謹言、

八月廿二日

堀田加賀守

正盛(花押352)

松平大隅守様

貴報

▽◎ 松平大隅守様

貴報

正盛

堀田加賀守

△

818 「古御文書三拾七卷中」

一筆致啓上候、仍去廿日 公方様御廣間へ被成出御<sup>◎諸</sup>大名衆太刀目錄ニ而、御移徙御祝義之御禮、被申上、御機嫌殘所無御座、御禮過候て、御鷹野ニ被為<sup>◎(關字)</sup>成候由、申來候、寔目出度義、何方も不可過之奉存候、恐惶謹言、

十二月廿五日

曾我又左衛門

◎古祐(花押)

久貝因幡守

◎正俊(花押)

[判]

稻垣攝津守

◎重綱(花押)

[判]

阿部備中守

◎正次(花押)

[判]

松平隅州様

參人へ御中

819 「御文庫二番箱宝鑑中」

一書令申候、貴殿無可為在府與存候、然者、去年歸國

之砌、蘇鐵之儀申入候處、今度多被上、殊見事ニ而

法皇御方御機嫌之御事候、拙僧ガ心得可申入與之事ニ候、

奉書為參候、拜見可有之候、かしく、

五月廿三日

(花押 324) 「性真親王御判」

松平大隅守殿

松平大隅守様 性真

820 「義弘公御譜年間不知中」 「家久公御譜年間不知ニ在リ」

「正文」

尙々伊平左衛門尉事、遮而用段之儀共候間、明後日

此方へ罷越候様可被仰付候、以上、

御書中具令拜見候、仍於阿久禰申談候一儀、委細得其意

候、涯分

龍伯様へ被成御談合尤ニ奉存候、恐惶敬白、

七月十四日

少將

忠恒御判

惟新様 參貴報人々御中

821 「御文庫四拾九番箱四卷中」

從林兵衛尉殿、關東到來之様子、為可有御注進、舟之儀

承候間、則申付候、

内府様、年内御上洛之儀、必定之由候間、先日進早打候  
キ、相届候哉、乍御大儀、可被成御上國事、所仰候、雖  
不及申候、海上之儀、能々御用心尤候、恐惶謹言、

十二月四日

(島津家久) 羽少將

忠恒

廣嶋

822 「全上」

寒天之時分、檢地可為辛勞候、涯分可入念事、簡要候、

尙從奉行中可被申候也、

十二月十六日

家久〇「印」

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」八八二号文書・「旧記雜錄後編五」六七五号文書  
ト同文ナリ)

823

「御文庫四拾九番箱四卷中」

為見廻一人被差上、令祝着候、仍爰許仕合之儀、彌無別儀候條、聊不可有心遣候、兼日、市來八左衛門尉關東へ差下候處、昨日廿九令上着、從 内府様被成下 御朱印、外聞實儀、無殘所候間、我等満足不過之□候、御朱印為御拜見 龍伯様 惟新様へ致進上候間、巨細於其許可相知候、殊 内府様、年内必御上國之由候條、御□見得相濟次第、追々吉左右可申下候、恐々謹言、

十二月一日

忠恒御判

「宛スリキル、」

824

「御文庫四拾八番箱中」 「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

にはひ袋めつらしくも候ハね共、進し候、またこのあふき、哥を書付候間、なくさみに御らん有へく候、仍其元へも參候ハんすれ共、ひまなくうちすこし候へく候、いかさまく、重而まいるへく候、かしく、

五月廿日

より

825

「御文庫四拾八番箱中」

抱節、新彌右を以被仰聞趣、具承届候、尤今晚御返事雖可申上候、心靜思案仕、明朝可申上候、定此往返今一兩度も可有之候間、其内者、此地へ可致逗留かと存候、何も明日可得貴意候、恐惶敬白、

八月十一日 戌刻

少將

忠恒<sup>◎</sup>(花押)御判

惟新様

参人々御中

「年号不知ト張札アリ」

826

(本文書ハ八二〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

827

「御文庫三番箱中」

「口キル、」

又 吉殿 殿

忠恒

（山口直友）  
被申候、内府様御氣色能（徳川家康）通、本佐（本多）

山勘兵（正徳、正統）州父子より預書狀候、其寫先日差下候、定可相届申候、

市來（家貞）八左衛門尉も漸頃可罷上候間、彼到來ニ猶可相

知候、新儀候ハ、早可申下候事、

一 近日（正則）從福嶋殿預狀候、内府様御上國前、早注進

次第、追付上洛候て可有入魂由、堅被仰上候、いよ／＼

無別儀候間、是又可御心安事、

一 伊達殿内（政宗）へより候琉球船、内府様被入御念、彼舟の

人數一人も無聊余やうに可被送届由、被仰出、伊達殿

より江戸迄被送、江戸より當所迄陸路を被成御送、本

多上州より（正純）圖書頭（島津忠長）まで被引渡、懇ニ琉球へ可送届之由、

堅為御意被仰上候、關東よりこれまでの間ニ聊余有

之而、一人も相果候ハ、送之衆琉球人一人の分ニ五

人、可被成敗由、被仰出、遠路を馬等被仰付、無矣

儀此方へ可相渡候條、則差下候、如右之為被入御念事

ニ候間、無緩やうに被仰付、琉球へ御遣肝要候事、

一 佐土原之儀、我等上洛前にも、下と及度と喧嘩共いた（日向）

し、三大夫殿へ對種と憚共仕候つれとも、其刻者世上（庄田）

さハかしきにより、從此方も稱不申付、又自三大夫殿

も達而不被申候キ、然者今度我等罷上候刻、旅庵・伊（新納長住）

勢兵部少輔・山勘兵殿へ使ニ進候時、内府様以御意、

御くら入見舞被仰付、一城をあづかり、三大夫殿被遣

置候處、佐土原へ召置候衆、或喧嘩を仕懸、或城中へ

出入之口へ番を付なと候て、三大夫殿外聞惡候事ハ、

内府様を被輕たるニ罷成候、餘人の取次ニ候ハ、則

御み、ニも可立候へ共、遠慮させられ候由、旅庵・伊

兵對兩人為被仰由候、然處近日三大夫殿より使者を被

上候趣者、我等罷上候ハ、下と違亂も可相留と存候

處、於于今不相止、外聞不可然候間、勘兵殿我等へ談

合候て、何とそ申付候様にとの事候、就其勘兵殿内談

ニて者、内府様為御藏入被召置候處、御佗可申内證

を以、もと／＼の人數をめし置候さへ不輕事候處、結

句對奉行入、慮外之ふるまいかさなり、わき／＼より

内府様被聞召付候ハ、無律儀ニ候と思召、向後のた

めいか、ニ候間、先と給人共を如内場よび取候か、不然者、科人共を相糺、稱令行候歟、何にても公儀への覺ニ罷成候やうに可致分別由候間、我等申候者、何も尤之儀候、從取前勘兵殿以内證據(鎌田政近)出差上候刻、重而御佐之ためにと候て、先と給人共を召置候、其首尾ニ候間、一着可有之間者、人數之事者、佐土原へ召置、此中曲事仕たる者共ハ、定可相知候條、三大夫殿よりも被申出、此方よりも相糺、可致成敗旨、申談候、さりとてハ公儀の御藏所へ私之以内存、下と召置、對奉行存まゝの事仕儀(ハ)、法外至極候、如此勘兵殿より不承候共、噉あかしく可有之事候處、右ニ如申上候、世上之見合を存、上洛前ニハ大方ニ申置候、惣別いたつら成者之儀ハ、佐土原ニ不限、法度可有之儀候、況對公儀ての事候間、以御談合稱被仰付尤候、勘兵殿よりハ、三大夫殿へこゝもと談合之趣可被申候間、不可有御油斷候事、

一爰元之儀者、善惡共ニ乍若輩我等可申下事を正ニ思召、

わきくよりいかやうの事を申下候共、被聞召捨、御國之御仕置、富隈・帖佐・鹿兒嶋同前ニ被仰付肝要候事、

一乍御大儀、切とこしま御見廻被成、毎事可被仰付事、奉頼候、猶追而可申上候、誠惶敬白、

霜月十六日

少將

忠恒(花押)  
〔御判〕

進上

龍伯様

828

〔御文庫四拾九番箱四卷中〕「家久公御譜年間不知ニ在リ」

追而申入候、去々年被仰下候藥種、自與安法印之日記之内相調候分、今度致進上候、又本草綱目御用之由候つれとも、其刻無御座、當年之舟ニ一部參候、是又進上候、前かとの儀、貴老御存候儀候間、不及細書候て、委細此者可申候也、恐惶謹言、

八月九日

嶋津陸奥守

家久「御判ナシ」

829 「御文庫四拾九番箱中」

尊書拜 [ ] 「如仰寺澤」 [ ] 「御越御仕合能御歸宅滿  
足申候、然者、愚拙御方へ參上之儀、十五夜過可然之由、  
蒙仰候、何共御意次第其用意可申候、可得貴意候、恐惶  
敬白、

八月七日

陸奥守

家久◎(花押)判

惟新様

御尊報

830 「御文庫四拾九番箱中」

已上

先書ニ如申上候、若用もや御坐候と存、大學坊留置申候  
へ共、別ニ子細も無之候間、先差下申候、仍從懸川局此  
方迄被進候間、則吉田九郎右衛門尉、大學坊相付下申候、  
別ニ從懸川、様子も無御座候、將又、此表之儀、此中同

篇之躰ニ候、次、去七日、於伏見御能為見物、各諸大名

祇候候、我々も罷出候刻、御法度條と被 仰出候、其御

條書進獻之仕候、京中にも種と被 仰出候由候而、下と

取沙汰申事ニ候、猶大學坊へ申含候條、不能書載候、誠

惶敬白、

七月十日

陸奥守

家久◎(花押)判

進上

惟新様

(本文書ハ、「旧記雜錄後編四」一四三号文書ト同文ナリ)

831

「御文庫四拾八番箱中」廿五通 「家久公御譜中年間不知中ニ在リ」

◎(痛)尚と、川上式部太輔・市來 [ ] 此兩人之間可然候

ハ入 [ ] 如何可有御座候哉、得御 [ ]

改年之御慶珍重 [ ] 不可有盡期候、仍 [ ] 琉球へ使者差下

可 [ ] 川上式部太輔・山田民 [ ] ・市來八左衛門尉・顯娃

[ ] 佐多越後守、此五人 [ ] 可申付候、何れ可然御 [ ] 彼

方へ者鎌田左京亮 [ ] 間、御意次第可奉得 [ ]、恐惶敬白、

正月十一日  
陸奥守 家□

惟新様

參人御中

「年間不知ト張札アリ」

832 「御文庫四拾八番箱中」 「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

秀頼様江為年始之御禮、御太刀一腰・御馬一疋・緞子二

拾端致進上候、可然之様可預御披露候、恐々謹言、

正月二日 陸奥守家久

謹上 片桐東市正殿

「年間不知ト張紙札アリ」

833 「御文庫四拾八番箱中」 「家久公御譜中年間不知ニ在之」

猶々病中候故、用印判申候、可有御免候、已上、

改年之御吉兆幸甚々々、猶以不可有際限候、此等之御祝

詞早々可申入之處、病中乍存御無沙汰非本意候、長々其

地へ御逗留、御大儀御座候、仍御太刀一腰・御馬一疋・

ちりめん拾端、令進覽之候、誠補御祝義計候、恐惶謹言、

薩摩中納言

正月十六日

家久



「印」

松平甚左衛門様

人御中

「寛永中年間不知ト張札アリ」

834 「御文庫三番箱卷四中」

(相良頼安)

内藏助殿息誕生之由、誠珍重存候、為此等之御祝詞、五

代勝左衛門進覽候、猶慶事重疊可申入候、恐々謹言、

羽陸奥守

家久

九月十八日

相良左兵衛佑殿

參御宿所

835 「御文庫三番箱四卷中」

一書申入候、然者 公方様漸程近可被成 御上與奉存候、

此中者打續天氣惡御座候間、各別而御苦勞察存候、仍我

等儀、中途迄罷出、致御目見得候而可然候ハん哉、當年

「御文庫三番箱中」

未御禮申上候間、先々ひかへ可申候哉、御指南次第、可  
得其意候、本多上野殿へも此旨申入候條、被仰談、御報  
奉待候、萬々期面上入候、恐惶謹言、

五月廿一日

松平薩摩守

家久

「御案文ニテ判ナシ」

土井大炊様

人々御中

(本文書ハ「旧記雜録後編四」一六〇〇号文書ト同文ナリ)

尙々南部酒兩樽令進覽之候、聊書信之驗迄候、以上、

其後者御左右不承候、仍從 將軍様、今朝土井大炊助殿

御使ニ而、被仰聞候様子者、我等上着之儀、三日以前被

聞召上候、早々可被成<sup>◎</sup>御見參候處、依御不例、御延引

候之由、上意にて候、誠以忝次第難申盡候、可被成御高

察候、將又 將軍様爰元へ御逗留之儀茂未相究由候、猶

巨細以條書兒玉筑後守へ申合候間、不能一二候、誠惶敬

白、

(元和元年)

六月十二日

陸奥守

家久<sup>◎</sup>「花押」

進上 惟新様

進上 惟新様

家久

陸奥守

(本文書ハ「旧記雜録後編四」一二六七号文書ト同文ナリ)

「御文庫三番箱中」

雖未申馴候、令啓候、仍先日御急用之儀御座候而、駿府

・江戸へ使者致進上候、彼者共其表依躰參上仕、様子可

申入由申付候、其通御座候哉、若又忙敷儀候而、直ニ罷

通候哉、無心元存候、大坂之儀、不慮之出來不及是非候、

御隣所之儀候間、諸事御心遣察申候、然者自關東之御行

如何有之御事候哉、遠國故、未承付候間、此者へ被仰知

度候、當時之様子、為御見廻如此候、恐惶謹言、

嶋津陸奥守



839

(本文書ハ八七五号文書・一四〇〇号文書ノ一部ト同文ニツキ省略ス)

酒井雅樂頭様

人々御中

八月廿二日

松平薩摩守

家久〔判〕

禁中方へ從諸大名以使者被申上、子細茂御座候者、此者  
ニ被仰聞候而、其許御障明早々御下向待入申候、  
將又、雖輕薄之至候、輕節一箱・琉球酒一壺并諸白樽三  
荷、令進入候、書中之驗迄ニ御座候、猶期後音不能  
詳候、恐惶謹言、

838

「御文庫三番箱五卷中」「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

十月廿五日

池田武藏守殿

人々御中

家久〔判〕

(本文書ハ「日記雜錄後編四」二一八六号文書ト同文ナリ)

一書令啓候、御上洛之時分、打續天氣好御座候而、御滿  
足察入候、為御見廻、此者差上候、

一書令啓候、御上洛之時分、打續天氣好御座候而、御滿

足察入候、為御見廻、此者差上候、

禁中方へ從諸大名以使者被申上、子細茂御座候者、此者

ニ被仰聞候而、其許御障明早々御下向待入申候、

將又、雖輕薄之至候、輕節一箱・琉球酒一壺并諸白樽三

荷、令進入候、書中之驗迄ニ御座候、猶期後音不能

詳候、恐惶謹言、

840

「御文庫三番箱四卷中」

猶々、明日八日江戸打立候而、令上洛候間、  
様へ此由可被申上候、御暇之様子〔ハ〕先日申上候、  
爰元打立之日限、未申上候條、可被得其意候、以上、

此方為見廻、遠路へ使者被差越、令祝着候、仍去二日御

暇被下、名物之御太刀・御脇さし并逸物之御馬二疋拝領、

其外忝御詫共、於仕合者、無所殘候間、可安心候、將又、

昨日六日、又四郎此地越着候條、長千代事、急度可為歸

國候、次為音信、銀子五枚到來、不謂儀候、猶使者へ申

含候、謹言、

六月七日

家久御判

北郷讚岐守殿

(本文書ハ「日記雜錄後編四」二四一四号文書ト同文ナリ)

841

「御文庫三番箱五卷中」

(家久) (花押29)

一毎度申聞條と不立益、失面目候、此中令用捨候へ共、

餘く曲事深重候間、申出候事、

一口事沙汰之儀、不付多分之口上、我儀を申たて候之事、  
一惣別人と談合不成事、

右之外氣任條と雖在之不及書出、此由比志嶋宮内少  
輔へ可被申聞候者也、

十二月廿七日

喜入攝津守殿

(本文書へ、「旧記雜錄後編五」一三二号文書ト同文ナリ)

842 「御文庫三番箱五卷中」

至遠邦遮而預御使札候、辱存候、殊御太刀一腰・馬一疋  
被懸御意候、重疊御慇懃之儀不得申候、猶於拙子者、御  
使者へ申入候間、不詳候、恐く謹言、

七月三日

嶋津陸奥守  
家久

小澤瀨兵衛尉殿  
御報

「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

(表紙)

家久公 年間不詳

附 錄 舊 記 雜 錄 卷 廿 二

843

「家久公御譜中年間不知」

「正文在宮之原越右衛門」

猶以、先刻者女共方迄御音信共過分至極存候、以上、一書令啓上候、仍今日爰元御通之刻罷出可得御意之處、咳氣故、無其儀御殘多存候、御使者殊御太刀一腰・御馬代銀子五枚被懸御意、忝存候、尤以使者御禮可申上候へ

844

「家久公御譜中年間不知」

「正文在宮之原越右門」

以上

共、却而御六ヶ數可被思召と存、延引仕候、當年八御上洛之様ニ申候間、以面御禮可申上候、隨而是式候へ共、海松喰共鷹之小鴨三進入申候、書中之驗迄候、尙期後音之時候、恐惶謹言、

正月十三日

松平主殿頭

忠和判

松薩摩守様

人々御中

御返書拜上、忝存候、廿八日之晚必々參上可仕候、御尺

八承度事、心中可被成御推量候、恐惶謹言、

廿三日

堀丹後

(花押351)  
(直寄)

ノ

「在口裏」  
家久様

人々御報 參

「正文」

「家久公御譜中年間不知」

「正文在文庫」

覺

- 一居所之事、
- 一一ヶ條之事、
- 一彈正大弼殿内儀より聞候事、
- 一鹿兒嶋之噺之事、
- 一式部太輔へ可付人之事、

已上

三月朔日

「御文庫拾八番箱三拾卷卷中」 「家久公御譜中年間不知ニ在リ」

日州倉岡

御城御普請場事

- 一大手之口城戸二重、同たれ一重
- 一水手口城戸壹重、同たれ一重
- 一内城之屏手百三十五間

一池上せかい屏手八拾八間

一中之城屏手百三十九間

一中城ノせかい屏六十七間

一中城下ノせかい屏九拾八間

一東小城ノ屏手 八拾六間

一西小城屏手 七拾貳間

一兩小城ノ二重ノ屏手七十八間 一外城四百五十五間

一水手拵ノかきノ手百三十二間

一拵ノ間堀八十四間、廣さ八間、深さ五間

十月廿三日

伊地知縫殿助<sup>◎</sup>(花押)  
重順<sup>判</sup>

「家久公御譜中年間不知」

「草案在文庫」

追而、二位殿へ御心得候而可給候、是ニも迦羅二兩  
進度候、それより御届頼入候、以上、

其已來令無音候、仍薩摩之内伊作と申所へ大汝八幡とて

「家久公御譜中年間不知」  
「正文在吉田納右衛門」

御座候、大汝と申者、爲何通ニ而候哉と、先年在京之刻御尋申候へ者、三輪ニ而候ハんと承候、乍去八幡と申候事不審ニ存候つれ共、其後子細不相知候之處、彼宮已前再興ありて、遷宮之時之書物此比見出、有所より到來候、其ニ、大汝八幡、大和國三輪之里より勸請之由、見得候、貴僧三輪と被仰候つる者、不紛其分候、然共、八幡と號事、爲何儀ニ候哉、無心元候、右遷宮之時之書物今度差上候、於御一覽者、可爲御合點候間、其様子細く可注預事所希候、隨而 貴國大明神其已後御無沙汰ニ罷過候、就其爲御初花銀子百廿目差上候、貴老以御分別、何方之社衆ニ成共被仰付、國家安全之懇祈願存候、次至貴院新渡之迦羅一兩令進之候、誠補心緒計候、恐々、

四月 日

神龍院

先度之古今詠め入はるくと打過し候、たしかにもたせ相心得らるへく候、將又、此あふき哥を書付候ま、取添候らん、

廿二日

家久

吉さく入

「全上」

「正文在島津字左衛門」

覺

- 一 國家之噉可成合様、可有分別事、
- 一 餘々巨細之沙汰如何事、
- 一 祈念方之事、
- 一 久敷御家之事候間、死罪者用捨之事、
- 一 算用方之儀一圓無案内候間、可有其心得事、
- 一 役人間之事、
- 一 不及所幾度も内儀にて可有吳見事、
- 一 奥方之事、
- 一 乍不及申役人衆頼之外無別儀候、爲我等吳儀有間敷候、

已上

五月十八日

家久

(本文書ハ「旧記雜録後編五」九九号文書ト同文ナリ)

850

「家久公御譜中年間不知」

「正文在文庫」

追善之 御詠

夢かよたとるまぐらの郭公

なくねわかるゝ有明の空

右再三舒卷吟味仕候、一字不決言語道斷珍重千萬奉存候、  
た、有明の月ぞ残れる、などの面影御座候而、(群)拔郡承候、  
此等之通宜預御披露候、恐々謹言、

卯月廿八日

沙弥

□佐(花押)

「宛書ナシ」

851

「全上」

「正文在文庫」

あかなく(も与本ノマ、)に散にし花の名残さへ

なをあまり有春のくれ哉

昨日之 御詠如此被成御直候之由、被仰下候、誠取承  
候内、拔群ニ奉存候、拙夫瓦礫被成(關子)御褒美冥加與奉存、  
此等之通、宜預御披露候、以上、

卯月八日

沙「欠欠」弥(花押)

伊勢兵部少輔殿(貞昌)

852

「家久公御譜中年間不知」

「正文在文庫」

夜前郭公被侍(○)、聞召御詠致拜上候、文々句々、珍重千萬  
奉存候、但音と聲と如何可有御座候哉、古首加様にも御  
座候、

人つてハよしやき、つるかひそなき

はつこゑもらせ山ほと、きす

加様ニ御座候など如何御座候ハんと、此等之通宜預御披  
露候、以上、

卯月十九日

沙弥<sup>◎</sup>(花押)  
〔判〕

伊勢兵部少輔殿

853 「正文在文庫」

御詠謹而致拜上候、御使被御覽候ことく再三吟味仕候へ  
ハ、五文字ヲ結句迄、中く可申上様無御座候、に  
明残したる、珍重承候、御使かうさてく忝次第ニ候、  
此等之通、宜預御披露候、恐く謹言、

三月廿三日

沙弥<sup>◎</sup>(花押)

山田弥九郎殿

854 「家久公御譜中」

「正文在文庫」

無事ニ候哉<sup>〔本マ、レ〕</sup>與承<sup>〔行カ〕</sup>承度候、以上、

爲音信一折贈給候、悦入候、逗く御心指悦着候、此方無

吳事候、具雖可申候、少煩く在事儀間閣筆候、<sup>〔本マ、レ〕</sup>  
も傳達候、頼入申候、謹言、

六月廿五日 (花押)

「宛カキナシ」

855 「家久公御譜中年間不知」

「正文在喜入安房久亮」

今日於頭屋、一曲かなてらるゝよし、珍重、しかれども、  
見物申さず、残多候まゝ、兩首申侍候、飛たけへもつた  
へらるへく候、

山里にまた色ミえぬもみちかりを

よその木すゑと聞そこひしき

あき風のをとに聞つゝ高さこの

まつ<sup>〔本マ、レ〕</sup>の大夫をミぬそくやしき

「在口裏」

喜入攝津守殿

少將

「正文在喜入安房久亮」

覺

一 役人間からの事、

一 酒過候ハぬやうに尤候事、

一 子とも中あしく成候ハぬやうに心得可入候事、

五月三日

家久

攝津守

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」一五二七号文書ト同文ナリ)

「家久公御譜中年間不知」

「正文在河上上野久尚」

可稽古條々

一 太刀持參之事、

一 太刀請取渡之事、

一 太刀披露之事、

一 太刀を刀ニ添請取渡之事、

一 貴人之盃頂戴之事付御とをりの事、

「家久公御譜中年間不知」

「正文在文庫」

一 銚子ニ而酌取様之事、

一 御相伴之事、

一 禮之仕様之事、

一 ちいさ刀指様之事、

一 衣物ゑりかさね様之事、

一 御手水之事、

一 硯箱取あつかひの事、

一 刀之請取渡之事、

一 貴人之刀持様之事、

右條々之外嗜之儀雖多、其品先存出候分書記之早、別而入念稽古可爲肝要者也、

十二月廿六日

家久

河上上野守殿

猶々、御懇之段難申謝存候、將亦大坂ニ懸有之事候



間、必々革躬可仕候、「本マ、」猶後々可御得意候、以上、

預御使札、殊ニ白絲三斤・銀子三枚被懸御意候、御懇志之段恐悦之至不淺候、今日於御下向者、可罷越と存候處ニ、御延引之由候間、無其儀候、明日明後日之間、可被成御下國之旨、必々大坂迄罷下、御暇乞可申入候、猶期拜顔、可申伸候、恐々謹言、

四月三日

「宛書無之」

859

「家久公御譜中年間不知」

「正文在島津左衛門久道」

其元新敷事共無之候哉、無心元候、定而大炊はん生にて候間、思ひやり候、兵部へ内談申候て七左衛門使として「本マ、」こし候、くハしく聞と、け、よくく内談尤候、我等事ハ、としより候て、何之望も無之候、家之名をくたし、あまり無念之事候、一としてかんでん不申、其儀たしかに申候、其方よりハ大久坊爲使まいり候ハ、可然候、

ふしんたち候ハぬやうに、申付られ候やうに、ひせん守

など談合尤候、七左にてこそくハしく申候、謹言、

五月十一日

家久御判

彈正大弼殿

860

「家久公御譜中年間不知」

「正文在伊集院用之助久富」

「朱カキ」  
「正文掛物也故御名此直有之」

いゑ久

猶々、やかて御いとまもいて候するよし、申候ま、  
やかてくだり候てこそ、よろひ申候へく候、やかて

下向のちうしん申候へく候、又々、かしく、

はんしやうのゆわひとして、くこんをくり申候、としのはしめに、かやうのまんそく有ましく候、香つ、ミたき物しんし候、然々とも有ましく候へも、たき候てなく

さミ

「末切ル、カ」

「家久公御譜中年間不知」

「正文在島津圖書久晃」

昨日者、初さくら、ことに一首、爲稽古之、御返事申候、

手折來る人の情に遠山の

櫻の色もまさりこそすれ

二月九日

(島津忠長)  
紹益



より

「正文全上」

覺

一 かちきふしんの事、

一 紀伊くうしつの事、

一 ちよほ事付おやの事、

一 江戸へ使之事、

一 毛利長州へ使之事、

以上

「正文全上」

覺

一 ならしの事、

一 をし米之事、

一 かこしま衆中外城へ移之事、

一 諸役人みたりなる事、

一 はいたうの事、

一 出銀みしんの事、

已上

(本文書ハ五二三号文書ト同文ニツキ省略ス)

「家久公御譜中年間不知」

「正文在色紙六左衛門」

以上

爲年始之御祝儀、從 虎壽様 殿様へ此御使被進候、就  
其御樽一荷御進上候間、於其元、二斗籠之御樽一荷、被

相調、此使ニ可被相渡候、將又、日州表へ能便船御座候者、被乗候様ニ可有談合候、若便船無之候ハ、仕立船可然候、從船元高岡までの間、樽可被持せ夫錢等之儀、可被入念候、爲其如此候、恐々謹言、

十二月三日

伊勢兵部少輔

貞昌判

下野守

久元判

「宛力キ無之」

866

「家久公御譜中年間不知」

「正文在色紙六左衛門」

爲 上使其地御下向之由、承及候間、用一輪候、遠路御辛勞難申盡候、其許御隙明日御上之事情哉、又御逗留候哉、承度候、仍雖輕少候、小袖三送進覽候、書信之驗迄候、恐々謹言、

九月一日

家久

「御宛書無之」

867

「正文在伊勢兵部貞榮」

被爲入御念、兵部所迄貫札拜見得其意候、明朝致出仕可然旨本上州御内意ニ候哉、内々我等も其旨を存可罷出覺悟候、弥致其心得候、萬々於御城 期面上入候、恐惶謹言、

六月十四日丑刻

薩摩守

家久

河州様

貫報

868

「家久公御譜中年間不知」

「正文在佐多豊前久達」

急度申入候、當年[ ]出銀一石ニ付一匁三分充[ ]之由、以先札雖申渡候、兩度之大風并水損[ ]儀共候間、可爲七分出銀之由相定候、必自霜月朔日、堅被相揃候而、鹿兒嶋之請取衆へ、可有合點候、銀子・鳥目此二色迄にて、可被請取候、鳥目者一貫文ニ付四匁二分充之直成たるへし、年内中ニ皆濟候様、稠可被仰付候、若正月にも相延

被成上納候ハ、可爲利并付と算用候間、聊御油斷有間

敷候、恐と謹言、

十月十五日

比志嶋紀伊守  
國貞判

伊勢兵部少輔  
貞昌判

町田勝兵衛尉  
久幸判

佐多伯耆守殿

人々御中

「家久公御譜中年間不知」

「正文在島津左衛門久道」

猶と、けふハ稽古にて候ハ<sup>「本マ、」</sup>ん間、まち申候、

先度之籠手之事、如何可有哉と申候つる、ことに十郎左  
なども、氣に入ましく哉、さりながらこのたひは、先か  
の籠手にてもや可有と、存候ま、音なしに候て、被出  
候てよく候へく候、猶以面談可申候、かしく、

十一月十五日

御判

「在口裏」  
又吉殿

(本文書ハ「旧記雜録後編四」二七四号文書ト同文ナリ)

より  
(家久)

「家久公御譜中年間不知」

「正文島津市之助忠祖」

於京都御進物之覺

公方様へ

一 御馬太刀

但馬代三百疋

一 生絲三丸

以上本多上野守殿へ

一 御馬太刀

但馬代銀五拾枚

以上山口勘兵衛尉殿へ

一 御馬太刀

但馬代銀廿枚

一 襦子拾端

以上聖門様へ

一 銀子拾枚

以上山岡道阿弥へ

一 銀子壹枚

以上立花左近太夫殿へ

一 銀子壹枚

以上太田飛驒守殿へ

一 襦子貳端

以上福嶋左衛門太夫殿へ

一 御馬太刀

但馬代金三枚

一 緞子拾端

以上田村乳兵衛尉殿へ

一 襦子貳端

以上林喜兵太殿へ

一 襦子貳端

以上林猪兵衛尉殿へ

一 襦子貳端

以上和久甚兵衛尉殿へ

一 緞子貳端

以上内田織部佑殿へ

一 緞子壹端

以上原平馬殿へ

一 緞子壹端

以上片桐市正殿へ

一 あはせ貳ツ

一 生絹帷子三ツ

以上小井手播州へ

一 あはせ貳ツ

一 生絹帷子三ツ

以上片桐主膳正殿へ

一 銀子貳枚

以上

右之御使本田六右衛門尉殿

871

「家久公御譜中年間不知」

「正文在色紙六左衛門」

尚以、出水之領ニ在之者之儀候間、貴殿へ迄申入候、以上、

從肥後國御領出水之内へ走申百姓有所承付候之間、別帯ニ書付進之候、相互之儀候間、如仰付返可給候、恐惶謹言、

九月朔日

加藤右馬允

三正判

椋山權左衛門尉殿

人々御中

872

「家久公御譜中年間不知」

「正文在文庫」

只今水俣將屋并肥後へ遣候者、筑後へ遣置候者同前ニ罷歸候、今月二日ニ築川へ被成御着、同三日ニ高瀬へ御座

候間、四日限本へ御着之由申候、上使中途輿ニて御座

候、御内衆五人馬乘之由申候、明日方者爰元へ可有御着

存候條、内々其御心得尤候、此方へ御着之日限者、追而

可申入候、中途者 上使御家中衆兩人御座候、被罷出相

伴被申候由候、送夫之儀者、いか程入申候通、未承候、

京衆も六十人餘と申候、上使遠道者無御懸之由申候、

瀬高よりの書物相添持せ申候、爲御存候、恐惶謹言、

十月六日

三原諸右衛門尉

重種（花押）判

喜入攝津守様

（忠政）

比志嶋紀伊守様

（國貞）

伊勢兵部少輔様

（貞昌）

（本文書ハ「旧記雜錄後編四」八六五号文書ト同文ナリ）

人々御中

873

「家久公御譜中年間不知」

「正文在文庫」

相良勘解由以 御書被成下候、謹而奉拜見候、然者 御

座所建昌へ御移替可被成之由、佐州迄被仰上候、則勘解由致同心申入候、此節者迫候共鹿兒嶋へ御堪忍尤由被仰候、乍去上州江申候而、可然之由、承候條、委者從駿府可被仰越候、於様子者口上ニ申達候、此等之段宜預御披露候、恐々謹言、

十二月廿九日

三原諸右衛門尉  
重種◎(花押)  
判

伊勢兵部少輔殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」一三二〇号文書ト同文ナリ)

874

「家久公御譜中年間不知」

「正文在島津左衛門久道」

追而、貴老方喜平次ニ御馬被下候、扱々可爲御秘藏ニ被思召込候段、不淺候、喜平次歸(宿之)申拜領之御馬と二ツ者日夜之伽と相見え候、爰許少々若き傍輩共けなかり申儀可爲御厚察候、今度御取成之程難述候、希上候、弥以御前可然様ニ言上奉頼候、拙老年

と月と相積り、于今、直ニ不得貴意儀殘多相計候、

已上、

貴札拜見、一入急候、如蒙仰、歳暮之御慶、幾久不可有其期候早、此程左兵衛佐被申付儘、喜平次令伺公候處ニ御前ニ被召出、上意辱次第不淺之由、喜平次物語申、左兵衛佐も忝被存候、我等内藏助大慶此上御座有間敷候、殊御能ニ被召出之由誠々難有奉存候、御暇被下候刻、御馬致拜領、冥加不淺候、向後以喜平次へ被加貴意奉頼候、年中餘日も無御座候、正月者定而何方も可爲御上洛候、尊隙御座有間敷候間、互ニ永日中積儀可得貴意候、恐惶謹言、

十二月廿九日

判

嶋津彈正大弼様

賈報

875

「家久公御譜中年間不知」

「寫正文在鎌田出雲政純」

(本文書ハ八三九号文書・一四〇〇号文書ノ一部ト同文ニツキ省略ス)

以先書申入候様、明後日可有御出之由、被仰越候、即此衆へ申遣候條、爲御心得如斯候、猶以面可申談候、恐惶謹言、

卯月十三日

家久御判

「宛カキナシ」

「正文在島津左衛門久道」

以上

如仰新春之御慶萬々目出度申治候、然者、大隅様御召舟、明石喜左衛門尉ニ被仰付、可然出來仕、其段江戸へも被仰上候間、御満足之通、御直ニ兵庫頭ニも可被爲 仰聞旨、扱者其通ニ御座候哉、御意ニ入申候へハ、下々迄も大慶ニ奉存候、就夫、遠路御飛札承存候、殊更喜左衛門尉罷有内不成大形御懇、其上過分ニ銀子拜領仕由、申聞候、御隔心ケ間敷仕合、喜左衛門も若輩者、如何と奉存

候へ共、是より御斷申入候事、還而憚ニ存、任其旨申候、

則兵庫頭方へ御懇之通、精可申遣候、將亦、今度手傳之御走ニ、御舟作事之かつこう相傳仕候へと、被仰付候由、自然御爲罷成候様ニ御座候ハ、兵庫頭大慶ニ可被存候、猶重而御用ニ御座候者、可被仰下候、恐惶謹言、

正月十九日

舞三郎兵衛

「シレス」判

三宅藤右衛門尉

「シレス」判

嶋津彈正様

參貴報

已上

尊書畏令頂戴候、被思召寄遠路迄、諸白御樽一荷・御肴鯛四被懸御意、誠に忝致拜領候、然者御座船も大形出來申候、如被聞召上、御船一段見事候間、目出度奉存候、此脇御小早船并十二端帆御作事ニ取付可申覺悟ニ候、猶追而可申上候、誠恐敬白、



霜月廿五日

明石喜左衛門尉  
乘吉判

三原左衛門様

嶋津彈正様

參尊報人々御中

879 「家久公御譜中年間不知」

「正文在樺山助太郎忠陽」

御札之旨即披露申候、新造之 御曹子様被成御下向候、

御満足被思召候、此等之御祝儀被成御申候事、御祝着之

通 御意候、爲御納得候、餘者彼御使へ申入候、恐惶謹

言、

八月十八日

兒玉筑後守 ◎〔花押〕

利昌〔判〕

町田駿河守 ◎〔花押〕

久充〔判〕

栴山美濃守殿

參尊報人々御中

880 「家久公御譜中年間不知」

「正文在御炊太夫」

以上

此方爲見廻預使札、令祝着候、殊御被太麻井長蛇二十把  
・鯉節廿連、是又別而懇切之至候、來春者可令上洛候間、  
其節可申達候、恐々謹言、

極月十六日

松平薩摩守

家久御判

御炊大夫殿

〔本文書ハ「旧記雜錄後編五」二二六号文書ト同文ナリ〕

881 「正文在藤崎半右衛門」

到遠路羈一羽送預候、喜悅之至ニ候、必從是可申伸之間

不具ニ候、猶使者へ申含候、恐惶謹言、

三月五日

家久

紀伊大納言様

參尊報

882 「家久公御譜中年間不知」

「正文在文庫」

「口欠」

▽<sup>◎</sup> 返くも被入御念御狀被下候、忝存候、銘々ニ雖可

申上候、頓而自伏見可申入之間不具候、何様期後日

候、以上、

御使札之旨、忝奉存候、

一 江戸之仕合之儀、以先札細く申上候、其已後於御城被

成御振舞、種々忝被加上意候、殊御腰物拜領申候、是

者殿下無隱を、たい長光とて、名物と聞得申候、其上

東國無双早馬一疋<sup>栗毛</sup>鞍敷、又同毛一疋被相添候而被下候、

誠忝儀難盡紙上候、頓而此日御暇被下候間、追付打立

當地美濃之内落合と申所迄罷上候、是より伊勢へ致參

宮上洛候者、早々仕廻罷下、旁可申上候事、

一 從安南國使者船着岸之、

彌彼國之儀被添御心可被下候、紹益へ無油斷様ニと可被

仰付事奉頼候、何様逢尊顔可申入候、恐惶敬白、

陸奥守

九月廿九日

家久<sup>◎</sup>〔御判〕

進上 惟新様

〔本文書ハ「旧記雜録後編四」二六三号文書ト同文ナリ〕

883 「正文在喜入五郎兵衛」

如舊例、今月廿五日、萩原天神ニ法樂<sup>猿渡</sup>之連歌有之事候、

然者、いつも萩之發句ニて候間、書付遣之候、心持共如

何候ハん哉、被存寄通無用捨可承候、何茂念比ニ被見分、

能候ハんニ、てんをかけ候て、可給候、謹言、

八月六日

家久御判

〔喜入久正〕  
紹嘉

884 「家久公御譜中年間不知」

「正文在文庫」

就祈願之儀、良慶坊差上候、大護摩一座被成修法、倍當

家長久之御祈禱、可被抽誠精之事、頼存候、委曲使僧讓

演説、不詳候、恐惶謹言、

「家久公御譜中年間不知」

鹿兒嶋少將殿 信尹

三月十八日之芳札五月一日沐着伽羅一具・丁子一箱拂底之程類共候、篤情難申盡候、仍兵術之奥書之様外示預候、即應來意候様子候、此使可有演說候、隨而長門者同十九日參候、錦一卷是又欣悅候、かしく、

六月十二日

「家久公御譜中年間不知」

「正文在文庫」

去月之頃、新納遊浦所迄、書狀言傳候、相届候哉、

三月十八日之芳札五月一日沐着伽羅一具・丁子一箱拂底

之程類共候、篤情難申盡候、仍兵術之奥書之様外示預候、

即應來意候様子候、此使可有演說候、隨而長門者同十九

日參候、錦一卷是又欣悅候、かしく、

六月十二日

六月三日

嶋津陸奥守 家久

三輪法印

御同宿中

「正文在岩切正九郎」

此印つほ「口切」につき申候、以上、

茶御所望之由被仰聞候、此方ニも極別儀者皆々仕切申候間、詰有次第致進上候、適之御用ニ候處相違不申、殘多奉存候、誠惶敬白、

八月廿六日

陸奥守 家久判

進上

惟新様

「家久公御譜中年間不知」

「正文在税所孫右衛門」

先ほど小吉かた迄之ひねり、得其心候、將又、船こし殿來十四五の比御出候へと、伊平（伊勢貞成）左にて申候つる、定入來たるへく候ま、其内にひろまわたまし可有之候間、役者付一和と談合候て申候し、承へく候、猶くちとめつらしく候ハてハにて候間、ハやくとうけ給てけいこいたすへく候、

卅日

「在口裏」  
伊弥九(伊勢貞昌)

進之候

又八より

888 「家久公御譜中年間不知」

「正文在文庫」

謀當春之御吉慶、重疊目出度候、仍頃者定而可爲越着か  
と相待候處、從境目申來儀共候哉、就夫、一兩日者可被  
聞合之由、尤肝要候、猶巨細之旨趣、本田助左衛門尉へ  
申合候之條、不能細筆候、恐く謹言、

正月六日

(家久)  
又八郎殿

(幾心)◎(元托押)  
龍伯(御判)

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」一〇〇四号文書ト同文ナリ)

889 「家久公御譜中年間不知」

「正文在文庫」

此度相良新右・三原諸右を以、條々被仰越候儀、具ニ承

届候、就中替衆之儀承候之條、即申付可進之覺悟候之處、  
先札にて如申候、京都より大莊なる儀のミ被仰下候て、  
少遅と仕爲躰候、乍去不存油斷候之間、頓而可致渡海候、  
猶巨細之趣ハ右兩使可申上候、恐く謹言、

三月十九日

又八郎殿

龍伯御判

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」四〇号文書ト同文ナリ)

890 「家久公御譜中年間不知」

「正文在島津筑後忠置」

これより先御歸候はん哉、殘多候、仍此伽羅袋はやりも  
のニて候間、進之候、「本マ」然者學文手習ゆたん有ましく候、  
餘儀ハなりよきものニて候申候、學文ハわかき時分之事  
候、やかて思ひあハせ候へく候、かしく、

三月廿三日

「在包紙」  
北郷次郎殿

(島津家久)  
忠恒

891 「正文在川上采女忠諸」

此中其元之到來然と無之候間、連と無心元存候處ニ、い  
つれも御無事之由、今度具相聞得、満足不少候、爰元も  
同前之儀候間、可心易候、然者、宰相殿御在京ニ付、別  
而其方辛勞之通、推量申候、弥以何篇可被入念事頼入候、  
將又、宰相殿より爲音信色と送給候、銘と相届是又祝着  
之至候、隨而弥九郎方までの書狀、加披見候、龍伯様  
種と被添御心之段、恐悅之至候、猶重而可申通候、恐と  
謹言、

卯月二日

忠恒御判

肱枕

892 「正文在阿蘇越右衛門」

玄與毎くねん比之段、感入候、就中、今度之やうす、眞  
實く、何時も不寄實否注進候へと、よくく可申候、千  
左衛門尉事もよきやうに玄與へ可申候、かしく、

七月一日

「在口裏」  
伊兵部少輔

忠恒

893 「正文在林甚五兵衛」

尊書得其意候、然者、破判人之儀、いたミ屋を於此方致  
成敗、其外唐人二三人も呂宗へ可被遣之由、被仰聞候、  
兼日此方談合候趣者、いたミ屋を呂宗へ可被遣かの由候  
處、從龍伯様それに不及由被成御意ニ付而、早と成敗  
可仕旨申付、檢者之衆遣候處、いたミや走候由、申來候、  
不及是非次第、絶言語候、今更不入儀ニ候へ共、番仕候  
者共、からめさせ候、あふり候ても不達事候、右ニ如申  
上候、呂宗へ可被渡儀者、無用之由候つる間、皆と致成  
敗候、猶從是委可申上候、誠惶敬白、

九月廿七日

少將

忠恒御判

進上 惟新様

894 「正文在川上左京」

此ちやはんめつらしくも候ハねども、三ツ進「本マ、」し候へハ、  
茶たち候はん哉、然者示現流兵法望ましく候、談合可申  
候、今ほとは稽古いか、と思ひまいらせ候、仍其邊有付  
候躰無心元候、猶重而、かしく、

十二月廿二日

(花押 303)

「在口裏」

川左京

忠恒

895

「正文在澁谷三四郎」

三千め之てつほうのいかた貴所かたへ於有之可給候、か  
しく、

十五日

より

「在口裏」

白 三四郎  
(白浜、澁谷重將)

 (家久)

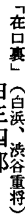
896

「正文在澁谷三四郎」

先度申候木部之したけつり之事、はや宮式部へ申付候哉、

如何、可承候、木に入念を候て可然候、かしく、

廿七日

「在口裏」

白 三四郎

 (家久)

897

「正文在島津左衛門久道」

(本文書八九二七号文書ト同文ニツキ省略ス)

898

「正文在島津左衛門久道」

猶と、御こゝろえのため進之候、

此度者ふたくと御入候て不申承候、御ゆかしく思ひへ  
候、世上いろく申たき事共候まゝ、かならずく以  
面談申へく候、ちとほとへたゝり申候へハ、人口もいか  
敷候間、すこしも心かハるとなほし候ましく候、中  
く此方の儀ハ心安く御入候へく候、何とやらよそへ御  
なり候哉と、無心元候、又このたきもの、ほう書付進之  
候、とかく以面談申へく候、かしく、

十七日

より

又吉殿

忠恒

進之候

899

「正文全上」

猶と、これハ摩たうのすゝめとこそ存候、かしく、

又吉殿一圓めしなり候ハぬとみえ候、其故候哉、ひふあ

しく候、これは酒すき候ゆへと、我等かふき事にて候、

其分候ハ、不可然儀共、よくく内者共へ申聞られ候

へく候、爲其申事候、かしく、

八月十三日

比志紀伊守

少將

△

902

「正文在東郷藤兵衛」

今度ハ供にて令満足候、然者、先度之書物はや相調候哉、

承たく候、猶此使可申候、かしく、

青春十日

忠恒

900

「正文在入來院主馬重矩」

此中者ことしく然く御用之事候ま、早く帖佐之ことく

入來候やうに、待存計候、かしく、

二月廿七日

忠恒判

東郷藤兵衛尉

忠恒より

「在口裏」  
入來院岩見殿

901

「正文全上」

こよひ兵法稽古いたし度候間、いたつらに御入候者、待

入候、かしく、

三日

御判

「在口裏」

岩見守殿

忠恒

903 「正文在東郷藤兵衛」

猶以自筆申候也、

態申候、兵法之事、兼日申候ことく、よくく秘密可有儀尤候、今程者、みなく心安き様に覺候哉、免候衆にも、不殘教候てハ、不可然、此兵法之外、別儀有ましきとの心中方、いよくかんし入迄候、猶口上申候、かし

季春十七日

忠恒御判

忠恒

東郷藤兵衛尉

904 「正文全上」

今度奇特なる事にて、丸目一流之兵法見物候、別儀なく、いよく示現流たのもしく、月二日を添候やうに、明になり候は、示現流之事猶かくし候へてハの事にて候、丸目流之事も誠ニふかくしきたしなミと聞え候、其心

得尤候、もの語可申候間、早と參候へく候、かしく、

二月廿八日

東郷藤兵へ

忠恒

905 「正文全上」

態申候、ちさかたなをこしらへ度候、然者尺之事如何候て可然と思候哉、尺を書付可給候也、

六月廿二日

より

東郷長門守

(家久)

906 「家久公御譜中年間不知」

「正文在文庫」

已上

急度令啓上候、仍呂宋船長崎へ歸朝申之由 上様江御注



907

「家久公御譜年間不知」

「正文在文庫」

以上

追而申候、呂宋へ渡海御朱印之儀、蒙仰候、得其意奉存

進御座候、然者、はたん舟一艘、其御國京泊へ着申之由、  
被爲及 聞召候、はたん舟にて候哉、又何之舟にて候哉、  
實儀具ニ可被仰越候、荷物な<sup>◎と</sup>も何色之物參候哉、其  
段も彼舟ニ被成御尋、様子被仰上せ尤候、從 上様、は  
たん<sup>◎く</sup>被遣候御船、歸朝申候哉、其段被爲聞召度之御説  
ニ候間、京泊へ着申候舟之様子、早く可被仰上せ候、南  
面返にも早飛脚差下申候、此書狀參着次第無御油斷、早  
飛脚を以可有御注進候、御油斷有間敷候、恐惶謹言、

三月十八日

山口勘兵衛<sup>◎</sup>〔花押〕  
直友〔判〕

薩摩少將様

參人々御中

（本文書ハ、「旧記雜錄後編五」一二八九号文書ト同文ナリ）

908

「正文在文庫」

候、併只今關東へ使者など候て申下候共、披露被申事罷  
成間敷候條、急度 上様御上洛之儀候間、其刻得御意御  
報可申上候、少も油斷存間敷候、猶御上洛之砌可得御意  
候、恐惶謹言、

二月廿四日

山口勘兵衛  
直友判

薩摩

少將様

參貴報

（本文書ハ、「旧記雜錄後編三」一〇五四号文書ト同文ナリ）

猶く、彼舟之儀無吳儀琉球迄罷通候哉、様子承度存  
候、爰許へ相聞之通、被仰下候者、則披露可申候、  
尙御使者へ申入候、以上、

急度令啓上候、仍去年長崎方罷戻候黒船、被放風、琉球  
之内大嶋と申所ニ在之由、 上様被及聞召、實儀にて候  
哉、拙者方貴殿様迄相尋可申旨 御説候、能く聞召被届

御報ニ可被仰越候、御書中之趣披露可申候、但七嶋之内

ニ彼船相懸り在之共申候條、旁彼表之様子具可被仰下候、

猶御使者へ申入候條、不能具候、恐惶謹言、

三月廿日

山口勘兵衛◎(花押)  
直友〔判〕

薩摩少將様

參人々御中

909 「正文在文庫」

以上

先日以來以書狀成共可申上候處ニ、御悃書忝奉存候、仍

御留守居中へ爲御音信、北郷佐渡守殿被成御越候、則我

等致同道、各へ御意之旨申聞候、いづれも忝之由被申候、

追而御禮可被申入由、自拙者相意得可申入之由候、猶北

郷佐渡守殿可被仰上候、恐惶謹言、

十月廿九日

山口勘兵衛◎(花押)  
直友〔判〕

少將様

參貫報

910 「家久公御譜中年間不知」

「正文在山田市郎兵衛有英」

先日内意之一儀 龍伯様へ相伺候哉、可然やうに被申調

肝要候、謹言、

正月十八日

(山田有信)  
利安

家久御判

911 (本文書ハ一九三号文書ト同文ニツキ省略ス)

912 「正文在八木民部左衛門」

昨日者一段見事之御馬一疋鹿毛被懸御意候、誠被思召寄

過分之儀候、隨分可致秘藏候、先此等之御禮爲可申入、

愚書如此候、何様期面上候、恐惶謹言、

八月十九日

家久御判

「在口裏」

羽陸奥守

家久

水野備州様

人々御中

913 「正文在入来院主馬重矩」

御普請之儀付被罷上、餘寒之時分一段可爲辛勞候、乍去此節之儀候間、早々上着肝要ニ候、此方之人數惣別無越度之様、能々可被入念候、諸事無油斷可被申付候儀、賴入候、將又、緞子二端令進之候、尙使可申候、謹言、

正月十九日 家久御判

澁谷石見守殿

914 「家久公御譜中年間不知」

「正文在琉球國司」

當春之嘉祥珍重々々、逐日不可有際限、抑爲此等之祝詞、御太刀一腰・馬一疋・白麻千帖并當國燒之茶碗十・小壺五・線香之臺二、令進獻之、猶委曲者相記條書之間、使者可致演說者也、不宣恐惶、

仲春十九日 少將家久御判

進獻中山王

915 「正文在琉球國具志頭王子」

歸國已後令無音候間、以使者申候、其國弥靜謐之由、玆重候、仍太刀一腰・馬一疋青銅五百貫進之候、誠表祝儀迄候、恐々謹言、

九月十五日 家久御判

具志上王子 床下

916 「家久公御譜年間不知」

以上

尊書致拜見候、仍今度山駿へ之御内存、御一ツ書之通、委細存其旨、則於此方山駿致相談、懇ニ達 上聞候條、於様子者御心安可被思召候、併今一往得御詫候而、重而様子可申入候、委者山駿方可被申入候、猶御使者申渡候間、具口上可被申上候、恐惶謹言、

三月十一日 本多上野介◎(花押) 正純〔判〕

嶋津陸奥守様

嶋津惟新様

貴報

〔本文書ハ、「旧記雜録後編四」二一〇号文書ト同文ナリ〕

候、待入申候、かしく、

十六日

少將

又吉殿

917 「北郷氏庶流源左衛門久觀譜中」

文祿元年壬辰三月忠虎帥師航于朝鮮、久觀從之、

依久觀軍勞 忠恒公賜御書、有正文、左記之、

920 〔本文書ハ八九九号文書ト同文ニツキ省略ス〕

921 「又吉常久譜中」

918 歸國以後者不通候、仍在陣中者別而辛勞之段、聊雖無終

不能禮詞、誠背本意候、餘令無汰沙候條如此候、猶追而

可申候、謹言、

五月六日

忠恒御判

北郷源左衛門入道殿

示現流ノ兵法之事、一覽有度よし候つる、我ら事ハ新學  
ニて然と不存候、殊にししやうなど、申事、身脛ニて候  
へともくるしからず候哉、左やうニ候者可申候、猶以面  
談申候へく候、かしく、

四月一日

忠恒○(花押)  
〔御判〕

▽<sup>Ⓢ</sup> 「上包」  
北郷源左衛門入道殿

忠恒

より

919 「又吉常久譜中歳久ノ孫也」

わさと申候、よそへ使にたのミ申度候間、御いて候へく

又吉殿

忠恒

〔本文書ハ、「旧記雜録後編三」一九二〇号文書ト同文ナリ〕

922 此木刀不可然候へともたせ候、然者案文之事承候つる

極月廿七日

〔御判〕<sup>●</sup>(花押)

ま、書付進之候、おく書ハそれニテ御認候へく候、又雨中さひしくちとく入來待存計候、かしく、

四月三日

より

又吉殿

忠恒

(本文書ハ「旧記雜録後編三」一九八二号文書ト同文ナリ)

923 今日御歸候哉、夜前申候つるいま一ノ書物前書、これより

925 態申候、春山之かり可催覺悟にて候、然者來十七たるへ

可進候、只今相調候てもたせ可申候、又よに入候ての事必く可申候、かしく、

卯月七日

より

又吉殿

忠恒

はへ被出立候者、物語申へく候、必くかりはへ入來候へく候、上洛前無心候へとも申度候事候間、<sup>〔本ノマ、〕</sup>彼表へすくに御入候へく候、<sup>⑩</sup>別之御用はとても成ましく候く、かしく、

924 まつくと御歸候哉、尤候、然者内く申候談合之儀、正月

犬稽古、各く被參候はん間、其時分之事たるへく候、將

又兵法之儀、春ハしつくと稽古可然候、このたひはふ

うくと御殘多存計候、猶重而く、かしく、

(本文書ハ「旧記雜録後編四」四二七号文書ト同文ナリ)

926

猶とたひく文にて可申候、もし何たる用共候はん

二月十五日

かこしま

又吉殿

忠恒

進候

より

時のためにて候まゝ、くせに成候へハ、人之心も付

候ハす候、爲心候、

返事ながら申候、春山之かり可催と存候つる處、天氣惡候て無其儀候、然者、龍伯様御氣合あしく候間、明日御見廻可申と存候、仍上方さうせつ申候、此度ハ定むつかしき事有へく候、心遣迄候、次者いつもの方風躰いよゝゝ事實なるよし候、然間先度内談申候談合之事、此たひ申出候ハんと存候、かやうの儀共可申と存候て、かり場へ御入候へかしと申候つる、別儀なく候、又先度 龍伯様御のほりにつき、御供之衆ことゝしき覺悟にて、とても此たひ御はて可有とて、かたミ送など候つるよし候、誠々ありかたき事共、又おかしき事共、筆かきり申つくしかたく候、猶以面申候、かしく、

二月十九日 ●(花押)  
〔御判〕

又吉殿

忠恒

より

〔以上數通年間ナシ〕

927

〔又吉常久譜中〕

猶々、必々内心申度候、此焼物自作にて候まゝ、進之候、かしく、

先度申候つるうつらかりとして、可出立よし申候つれとも、伊作へ 龍伯様御供いたし參候まゝ、彼方へ延引申候、然者氣合能候者出合候へかし、つもりぬる事共御ゆかしく思ひまいらせ候、必々六日に御こしにて候間、其心得尤候、すこしもゝ氣わろく候者、無用たるへく候、又替事候者可申候、かならず侍入候、謹言、

十一月二日 ●(花押)  
〔御判〕

又吉殿  
進之候  
かこしまより  
忠恒

928

〔本文書ハ八二四号文書ト同文ニツキ省略ス〕

猶と、氣合大かたハ此中よそへ御出候はん、其きの  
 つまりたるへく候、いつかたへも御いて候て可然候  
 はん哉、我等ハ此中すこしもふしん御入候ましく候、  
 さてく御ゆかしく思ひ候へく候、かならず申度事  
 共、以面談申候へく候、かしく、やかて火中と、  
 氣合然と御入候ハぬよし、無心元思ひ候へく候、如何う  
 け給たく候、昨日者はま市へをとりをかけ申候、定いつ  
 ものそしりたるへきおもひ候つれ共、わざと存たち候事  
 候、あまりことく敷やうすにて候ま、ひきかへ候ハ  
 んとかくのことくにて候、さんく此中申候ことく、い  
 ろく物さた共御き、候ハ、必とうけ給へく候、誰人  
 もたのミかひ有へきやうにも不存候、貴所御事ハ、いま  
 てたのもしく候間、申事候、それより御かハリ候ハ、  
 不及是非候、よくく世上之ものさた御き、候へく候、  
 猶これより可申候、かしく、

七十九日

忠恒(花押)  
(御判)

又吉殿

より  
忠恒

猶と、はるくと御ゆかしく思ひ候へく候、申たき  
 事共多つもりぬる計候、かならずけさんに入申候へ  
 く候、かしく、  
 此比氣合如何、無心元候、三官事可進よし承候つれ共、  
 老躰遠路難成候間、先と薬を進し候へと申付候、左様申  
 候も、いつかたよりも又よひに參候て遣候ハねハ、よし  
 なきうらミをうけ候ま、御氣合もあまりにて候ハすハ、  
 如何敷候條、先度之使へ參候事ハ、難成よし申候つる、  
 然と申達候哉、無心元候ま、一筆催候、もしく氣合  
 もこそり申候ハ、此使へ早と可承候、やかて進候へく  
 候、返事ニ可承候、待入候、謹言、

九月廿八日

かこしま

又吉殿

より  
忠恒

猶と、彼表へかならずこし候者、これよりなをく

申候へく候、又其時分つもりぬる事共可申候、

此間ハ御氣合如何候哉、無心元候、いまに然となく候ハ

、三官申付て可進候、氣合之やうす爲可承候、仍近日

中はまの市へ相こし候、次ハ來月七日八日ころにても候

ハん哉、頼娃ゆふすき彼表未見候間、たか野として可立

出と存事候、然者同道申度候、何とそくハやくとや

うしやう尤候、猶使申候へく候、謹言、

十月九日

忠恒(花押)  
〔御判〕

かこしまより

又吉殿

忠恒

進之候

932

猶不及返事まち入候、かしく、

このさけ緒うつくしくも御入候ハね共、見元來候間、も

たせ進之候、又今夕必まち存計候、かしく、

廿六日

忠恒

又吉殿

より

933 後方風呂をたかせ可申候ま、入來候へく候、かしく、

廿三

より

又吉殿

(家久)

〔右ノ數通慶長十一年頃ニアリ年月ナシ〕

934

〔又吉常久譜中〕

〔本文書ハ八九号文書ト同文ニツキ省略ス〕

935

昨日よりハ御いてなく候、御ゆかしく候、今日者、こ、

もとひまあき候ハ、たかのへ御いてのよし候間、われ

も御とも可申と存候ま、まつくこ、もとへ御いて候

て、き、あわせ候へく候、かしく、

廿七日

た、恒

又吉殿

936

猶、久しくことくく申候、

態申候、こくふ御煩之よし、聞之候て無心元候、されは





かやうのおりから、いろく心遣共にて候まゝ、其御心得候へく候、はやこ、元までくたり申候、さてハこのたひハ、にし表之ことくくたり申候、其邊替事もなく候哉、うけ給へく候、かれこれ爲心得一ふて申候、すくに文をもたせ候はんすれ共、わざと秀賢かたへもたせ申候、いろくこ、元より心遣すもし候へく候、猶やかて令下向候間、事く、かしく、

六月廿七日

家久〔花押〕「御判」

又吉殿

家久

大坂より

「慶長十一年六月十七日忠恒公家久ト改メラル」

937

「下総守常久初又譜中」

猶く、御れい入來之刻申へく候、以上、

白つはき給候てすきをてかし可申と令満足候、 惟新様 今日御越にて候、おり節令申候、然者、向嶋來廿日にか

938

「喜入攝津守忠續譜中」

「正文在當家」

り候へく候、 龍伯様も御出候、入來候て見物候へかしと存事候、ちとく用之事共候間申候、さ候は、十八九日之間に待入候、一夜とまりにこし候へく候、拜首、

二月十六日

〔花押〕「御判」

下總守殿

まいる

家久

昨日者被成御出、御はなし悦着ニ存候、晚方伊源へ御出

候ハ、同心仕罷出度存事候、恐く謹言、

十一月十八日

忠恒御判

「上カキ」  
喜攝様  
人々申給へ  
又八  
（本文書ハ「旧記雜録後編二」一二三七号文書ト同文ナリ）